

婦人関係資料シリーズ
一般資料第三一号

売春に関する資料

— 改訂版 —

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、売春問題に関心をもたれる方々のための参考資料として、さきに婦人関係資料シリーズ一般資料第二二号「売春に関する資料」を出版しましたが、最近この資料を要望される方が非常に多いので、内容に増補改訂を加え、再収録して、ここに刊行することにいたしました。

売春に関する諸法令については、別に売春関係シリーズ法規関係第一一号「売春に関する法令」を発刊しておりますから、あわせて御参考になれば幸いです。

一九五五年一〇月

労働省婦人少年局

目次

一 売春に関する年表

(終戦直後より昭和三〇年九月まで)……………一

二 参考文献書

(一) 通 牒

- | | | |
|---|---------------------------|--------|
| 1 | 外国軍駐屯地における慰安施設について……………一二 | (資料の一) |
| | (内務省警保局長より庁府県長官宛の無電通牒) | |
| 2 | 公衆衛生対策に関する件……………一三 | (資料の二) |
| | (連合国軍最高司令官指令) | |
| 3 | 公娼制度廃止に関する件依命通達……………一三 | (資料の三) |
| | (内務省保安部長通達) | |
| 4 | 日本における公娼廃止に関する件……………一五 | (資料の四) |
| | (連合国軍最高司令官覚書) | |
| 5 | 公娼制度廃止に関する件……………一五 | (資料の五) |
| | (内務省警保局長通牒) | |

6	公娼制度廃止に関する指導取締の件 (内務省警保局長通牒)	一六
7	公娼制度の廃止に関する指導取締について (内務省警保局長第二課長内報)	一七
8	私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策 (次官会議決定)	一八
9	婦人保護要綱 (厚生省社会局)	二一
10	最近の風俗取締対策について (内務省警保局長通牒)	二三
11	純潔教育の実施について (文部省社会教育局長通牒)	二五
12	接客婦等の周旋行為の取締に関する件 (労働省職業安定局長通牒)	二六
13	特殊飲食店の接客婦に対する労働基準法の適用について (労働省労働基準局長通牒)	二七
14	いわゆる人身売買対策について (次官会議決定)	二八
15	特殊カフェー業者等の取締について (国家地方警察本部防犯部長通牒)	二九
16	駐留軍施設周辺の風紀対策に関する件	三三

(次官合名通達)

17	売春問題対策協議会設置要綱	三四
18	芸妓屋営業に対する取扱いについて その一 労働省職業安定局長通牒 その二 労働省職業安定局雇用安定課長通牒 その三 労働省婦人少年局長通牒	三五
19	冷害地帯における就職促進について (労働事務次官通牒)	三七
20	売春婦の前借金取扱いについて (労働省婦人少年局長通牒)	四一

(二) その他

1	公娼制度についての質問に対する首相答弁内容 (資料の二一)	四四
2	勅令第九号法律化に伴い参議院において決議された附帯条件の要旨 (資料の二二)	四四
3	日本の売春問題についての米陸軍の回答要旨 (資料の二三)	四四
4	売春等処罰法案	四五

- (第二国会に提出されたもの)
- 5 売春等処罰法案……………(資料の二四)……………四六
- 6 売春等処罰法案……………(資料の二五)……………四八
- 7 売春等処罰法案……………(資料の二六)……………五〇
- 8 売春等処罰法案……………(資料の二七)……………五二
- 9 売春等処罰法案……………(資料の二八)……………五二

三 各機関からの建議その他

- (一) 婦人福祉中央連絡委員会報告書……………(資料の二九)……………五三
- ✓(二) 1 売春等処罰法案に対する建議書……………(資料の三〇)……………五六
- 2 売春等処罰法案に対する建議書について……………(資料の三一)……………五八
- 3 要望書(婦人少年問題審議会会長より衆参議院法務委員会委員宛)……………(資料の三二)……………六〇

- (三) 純潔問題に関し勅令第九号法制化に関する日本基督教婦人矯風会よりの請願……………(資料の三三)……………六〇
- (四) いわゆる人身売買事件対策要綱(中央青少年問題協議会)……………(資料の三四)……………六一
- (五) 女子及年少者の人身売買に関する報告書(行政監察委員会)……………(資料の三五)……………六三
- (六) 婦人福祉対策要綱……………(資料の三六)……………六五
- ✓(七) 売春問題の対策に関する答申書(婦人少年問題審議会会長より労働大臣宛)……………(資料の三七)……………六八
- (八) 水害地におけるいわゆる人身売買対策について……………(資料の三八)……………七四
- (九) 凶作におけるいわゆる人身売買防止について……………(資料の三九)……………七五
- ✓(一〇) 売春問題の対策に関する要望……………(資料の四〇)……………七六
- (二) 売春問題の対策に関する答申書……………(資料の四一)……………七八

四 売春関係文献目録

戦前のもの	八八
戦後のもの	九一
官庁出版物	九三

五 統計資料

(一) 全国売春関係地域数、業者数及び従業婦数	九五
(二) 都道府県別種類別売春婦一覧表	九六
(三) 駐留軍基地周辺散娼妓一覧表	九七
(四) 売春婦の状況(検査されたもの)	九八
(五) 売春婦並びにその相手方についての調査結果概要	一〇〇
(六) 風紀に関する世論	一〇三
(七) 戦後新たに発生した集娼地域における売春の事情についての結果概要	一〇七
(八) 婦人福祉施設(特殊婦人寮)	一一七

一、売春に関する年表

――終戦直後から昭和三〇年九月まで――

昭和二〇年(一九四五年)

八月一八日 警視庁保安課、花柳界業者代表を召集、進駐軍に対する公設慰安施設について協議す。
内務省警保局長より各府県長官に対し、「進駐軍特殊慰安施設について」無電を発送。(資料の一)
この頃より各府県、占領軍進駐に備えて、公用慰安婦募集並びに配置が等が行われた。これは後に一般婦女子の防波堤意識を云々する原因となつた。
八月二六日 花柳界業者代表により、株式会社R・A・A協会(特殊慰安施設協会)が結成され、二九日警視庁これを認可す。第一回接客婦募集(戦後処理の国家的緊急施設、新日本女性を求むの募集広告)に応募者殺到、一、三六〇名採用さる。
R・A・A協会最初の事業として、大森小町園開業、慰安を求める進駐軍兵士求訪。
九月二三日 総司令部覚書第九項「日本政府は花柳病撲滅に努力すべし。本事業は既存の日本機関によりなされる。」が発せらる。
(資料の二)
連合軍の進駐によりこの頃既に街娼婦発生、連合軍により

パンパンの名称輸入さる。

昭和二一年(一九四六年)

一月一六日 総司令部、花柳病対策を指令。
一月一日 花柳病予防法特令公布。
一月二日 内務省保安部長より、公娼制度廃止に関する件依命通達を発す。(資料の三)
この頃キリスト教婦人矯風会、廓清会、国民純潔協会、日本キリスト教復興生活委員会の四団体の連名で、内務大臣に即時娼妓取締規則廃止と残存制度撤廃を請願す。
東京都の貸座敷業者、自発的に公娼廃止を行う。
総司令部覚書「日本における公娼制度の廃止に関する件」発せらる。(資料の四)
一月二八日 東京ではじめて街娼の一斉取締が行われた。検査者数一八名。
二月二日 内務省警保局長より警視總監、府県長官にあて「公娼制度廃止に関する」通牒を発す。(資料の五)
娼妓取締規則及び関係法規は、同年二月二〇日まで一

切廃止となる。

三月 一日 遊廓は特殊喫茶として日本人に再開される。この頃より街娼婦の手先として浮浪児の客引き出現。(公娼街にオフリミット)

五月二八日 内務省警保局長より警視總監、府県長官に於て「公娼制度の廃止に関する指導取締の件」発せらる。(資料の六)この月をはじめて全国一斉に街娼の取締を行った。概数一五、〇〇〇名、東京都の検挙者数三〇七名。

八月二〇日 内務省警保局長より警視總監、府県長官に於て「公娼制度の廃止に関する指導取締について」発せらる。(資料の七)

九月三〇日 警視庁、「闇の女」について協議す。

十一月二四日 治安会議において私娼の取締並びに発生の防止、及び保護対策を決定。(資料の八)

この頃一般婦女子に対する不当検査並に検診に抗議するために、有志婦人団体により「婦人を守る大会」が開かれ、「婦人を守る会」誕生。

十一月二六日 厚生省社会局長より各都道府県長官に対し「婦人保護要綱」に関する通牒を発す。(資料の九)

十二月 二日 内務省警保局長より警視總監、府県長官に於て「最近の風俗取締対策について」通牒を発す。(資料一〇)

十二月二二日 特殊婦人の保護厚生施設として、川崎白菊寮はじめて開設さる。(厚生省委託)この年よりバンバンガールは売春婦一般に通用され、オンリーワン、バタフライ、背カン、

昭和二年(一九四八年)

二月二三日 性病予防法案成立。

二月 エリザベス・サンダースホーム設置。(据血児を収容育成)

四月 厚生省発表によれば全国芸者一、〇六三名、酌婦一六、一八七名、女給七、〇一九名、ダンサー六、四〇六名。

五月 一日 軽犯罪法公布。

五月 二日 警察犯処罰令廃止。この廃止により私娼の取締りができなくなった。

五月二〇日 厚生省発表、闇の女概数三八、八六〇名。

六月 一日 東京都で行った浮浪者実態調査の結果によれば、総数二、三八四名うち女八九〇名、このうち闇の女四五二名。

六月 法務府より売春等処罰法案を第二国会へ提出。

(資料の二四)

六月一五日 行政執行法廃止さる。(売春容疑者の臨検、強制検診、強制治療等は廃止になる)

六月 末 婦人厚生施設全国十七ヶ所、収容人員九六〇名となる。

七月 五日 第二国会閉会の為同法案は審議未了。

七月二〇日 官城県、「売淫取締に関する条令」公布。

七月一五日 性病予防法公布、九月一日より施行。

〇月二八日 婦人少年問題審議会より労働大臣に売春等処罰法案に対する建議書を提出。(資料の三〇)

〇月 一日 新潟県、「売淫取締条例」施行。

〇月 三日 労働省、各都道府県に接客婦等の周旋行為の取締に関する件通牒。(資料の二二)

ジキパン等の新用語通用。

昭和二年(一九四七年)

一月 六日 文部省社会教育局長より各都道府県長官に対し「純潔教育の実施について」の通牒発せらる。(資料の一)

一月一五日 勅令九号「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」公布。

三月 総司令部の推奨により婦人福祉中央連絡委員会設置さる。

四月一八日 都内有志婦人団体、売淫取締問題並びに性病対策(山形県上ノ山温泉学童の性病集団発生についての実態調査)について協議。

五月 三日 新憲法施行。

前年六月より現在までに、警視庁管下売淫容疑者検挙数は一一、四四一名。

八月 下旬 厚生省、性病予防法案作成に着手。

一〇月二〇日 全国性病予防自治会(楼主互助会)発足。

一〇月二二日 刑法改正により姦通罪廃止。

十一月 終戦連絡事務局司法課、「売淫行為等禁止法案」を作成。婦人福祉中央連絡委員会、転落女性の更生福祉に関する具体策を発表。(資料の二九)

転落女性更生福祉について、総司令部Wサウス大佐、衆議院議長、総理、大蔵、司法、文部、厚生、労働各大臣に請願。この年、性病届出数は四〇〇、二二五名。

昭和二年(一九四九年)

一月二二日 婦人少年問題審議会の建議により労働大臣から法務総裁へ売春等処罰法案に対する要請書を提出。(資料の三一)

一月二三日 婦人少年問題審議会より、衆議院、参議院法務委員会宛に売春等処罰法案に対する要請書を提出。(資料の三二)

昭和二年(一九四九年)

一月一八日 山形県の身売児童二、五〇〇名と判明。

一月 国立世論調査所、「売春等処罰法案」に対する世論調査を実施。

三月 三日 労働省、各都道府県労働基準局に特設店の接客婦に対する労働基準法の適用を厳にするよう通牒。(資料の三三)

三月 五日 東京都、売淫取締条例について公聴会を開く。

五月三一日 東京都、「売淫取締条例」制定。

八月二〇日 別府市、「街頭における売淫取締条例」制定。

八月二三日 群馬県、「売淫取締条例」制定。

〇月 二年、売淫容疑者検挙数五六、六八〇名(初犯二二、三二七名、再犯以上三四、三三三名)、売淫の仲介者一、〇四二名、勅令九号違反一、〇四六件、一、一六七名、届出性病患者三八六、九九〇名、この七二%が売淫行為により感染、妊娠中絶二四六、一〇四件と発表さる。

国際連合総会の三三対二(棄権一五)で人身売買及び売春行為の搾取禁止のための条約を決議、一九五一年七月発効。

昭和二十五年（一九五〇年）

四月 九日 栃木県、「街頭その他における売春の取締に関する条例」公布。

六月二七日 山梨県中野村、「売淫及び風紀取締条例」施行。

八月一四日 広島県、「売淫等取締条例」制定。

九月一〇日 神奈川県大和市、「売淫等取締条例」制定。

九月二一日 埼玉県朝霞町、「売淫等取締条例」公布。

一〇月二五日 大宮市、「大宮市売淫等取締条例」制定。

一〇月 婦人少年局、年少労働者の調査報告書を発表。（従来は雇傭先の職種が主として富裕農家であつたが、最近では都会周辺の特殊喫茶店が多くなつた。

一月初旬 池上特設建設問題について、地元民、婦人団体、P.T.A.による反対運動起る。

一二月 池上特設建設問題について参議院公聴会を開く。（地元の請願による）

一二月 大阪府、「街頭等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。

一二月 横濱市、「風紀取締条例」制定。

一二月 佐世保市、「風紀取締条例」制定。

一二月 甲府市、「風俗保安条例」制定。

この年、売春容疑者として検挙された数五二、〇九四名、検挙をのがれたもの推計一五〇、〇〇〇名、これに要した費用三〇億、性病届出患者数二一八、二九九名、妊娠中絶四八九、一一一件、検察庁受理の人身売買事件九七

厚生省調査の身売り児童数推定五、〇〇〇名、身売り果の順位は、山形、福島、奈良、大阪、兵庫、神奈川県、受入果の順位は、神奈川県、千葉、埼玉、福岡、東京、大阪となり、これらの受入先職業は特殊飲食店が大多数。

六月三日 岩手県、「売春等取締条例」制定。

六月二日 北海道千歳町、「千歳町風紀取締条例」制定。

六月二日 新潟県地方検察庁、東京新宿の特殊飲食店主小島清三を起訴。

この月上旬半期の警視庁扱、家出娘の数は七五八名、このうち八九名が転落、五五名が特設店に売られていた。

七月一日 軽井沢町、「軽井沢売春取締条例」制定。

七月一六日 小倉市、「小倉市風紀取締条例」制定。

八月一八日 カニエ参議院議員、国会（一一）で公娼制度復活について質問、これに対し吉田首相より「講和会議後も公娼復活の考えはない。」主旨の答弁あり。（資料の二二）

八月 キリスト教婦人矯風会は勅令九号法制化に関する請願書を作成、キリスト教関係団体や婦人団体に呼びかけ全国的に署名運動を展開。（資料の三三）

八月三二日 津久見市、「街頭における売春勧誘等の取締条例」制定。

九月四日 富士吉田市、「富士吉田市風俗保安条例」制定。

九月二九日 西宮市、「売淫等取締条例」制定。

九月 衆議院行政監察特別委員会、婦女及び年少者の人身売買事件をとりあげ、勅令九号施行以来この月までの違反検挙五、五九六件。

三件。

昭和二十六年（一九五一年）

一月一日 香川県端岡村、「売春取締条例」公布。

一月二九日 埼玉県、「売春取締条例」公布。（この県条例施行により、大宮、朝霞、大和の各条例は二七年に入り廃止さる。）

東京都王子区の特設建設反対同盟同業組合結成さる。

豊中市、「街路等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。

二月六日 兵庫県芦屋町、「芦屋町風紀取締条例」制定。

二月一四日 奈良市、「街路等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。

二月一八日 札幌市、「風紀取締条例」制定。

二月二八日 兵庫県川西市、「街路等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。

三月二〇日 栃木県、「街頭その他における売春等の取締に関する条例」制定。

三月 厚生省見解、外人相手の売笑婦は七万八千。

四月一日 横須賀市、「風紀取締条例」施行。

同「旅客用軽車輦従業者取締条例」制定。

五月一日 婦人福祉全国委員長会議において第二婦人会の実現方策を決議。（特殊婦人寮）

五月二日 神崎レポートによる「本木事件」調査報告会開かる。

五月二八日 神戸市、「売淫取締条例」制定。

この月児童福祉法違反検挙数六四四件、昨年の三倍で殆んど人身売買。

一〇月一八日 岐阜市、「街路等における売春に関する諸行為取締条例」制定。

一〇月二三日 福岡県和白村、「和白村風紀取締条例」制定。

一〇月二六日 函館市、「風紀取締条例」制定。

一〇月二七日 新潟県地方検察庁において、都衛生局予防課長「売淫は公衆衛生上有害ではない。」と証言。

十一月二日 都内八十余婦人団体により「公娼復活反対協議会」が結成され、キリスト教婦人矯風会並にキリスト教全国協議会の三団体とともに、引続き勅令九号の法律化について運動を展開。

十一月二五日 青森県大沢町、「売淫及び風紀取締条例」制定。

十一月二三日 焼津市、「道路等における売春勧誘等取締条例」制定。

十二月一日 小樽市、「道路等における売春勧誘等取締条例」制定。

十二月八日 熊本市、「風紀取締条例」制定。

この年まで、全国医師、助産婦取扱混血児約一五万。

法務府扱、人身売買ブローカー公判六、〇〇〇名。

国警集計未成年者家出概数一五、〇〇〇名、妊娠中絶六三六、五二四件。

昭和二十七年（一九五二年）

一月一〇日 福岡県、「風紀取締条例」制定。

一月二四日 米土院において日本にある進駐軍兵舎附近の売笑が論議された。（資料の三三）

二月二日 尾崎市、「尾崎市条例」制定。

五

二月二四日 中央青少年問題協議会、いわゆる人身売買対策を決定。

(資料の三四)

次官會議において人身売買対策を決定。(資料の一四)

二月二九日 衆議院行政監察委員会、人身売買事件について証人喚問を開始、新潟地検の原検事、赤線区域に関する証言を行う。

一月二日 婦人福祉団体連合会主催、厚生省、文部省、都道府県、中央社会福祉協議会後援にて「婦人福祉推進運動」を全国に展開。

三月 四日 厚生次官、衆議院行政監察特別委員会において「赤線区域の黙認はやむなし。」と証言。

三月二三日 福岡県折尾町特殊飲食店従業員七名、福岡婦人少年室に救済方を訴え出る。

三月二五日 中央社会福祉協議会に婦人福祉研究委員会が設置され、四月一日第一回會議開かる。

三月二九日 勅令九号の法律化、衆議院において可決さる。

四月 一日 姫路市、「売淫等取締条例」制定。

四月二日 衆議院行政監察特別委員会、「女子及び年少者の人身売買に関する報告書」を衆議院議長に提出し、強力な立法行政措置を要望。(資料の三五)

五月 六日 勅令九号、參議院を通過、国内法となる。(法律第二三十七号)

「ボツダム宣言受諾に伴い発する法務府関係諸命令の措置に関する法律」(參議院においては資料の二二による附帯条件がついた)

五月二八日 労働大臣、婦人少年問題懇談会に対し、売春問題の対策について諮問す。

八月二九日 佐賀県、「佐賀県風紀取締条例」制定。

九月 一日 八戸市、「街娼取締条例」制定。

十一月 婦人福祉連絡協議会から「婦人福祉対策要綱」が提出され、売春問題等に関する教育啓蒙、売春婦の保護対策及び取締の強化について政府に建言した。(資料三六)

十一月二六日 日米合同委員会風紀分科委員会が結成される。構成員一三名。日本側一外務、法務、文部、厚生、労働の各省から各一名、國警本部、地方自治庁各一名、米軍側一六名。

十二月二七日 市川市、「売春等取締条例」可決。

十二月 三日 売春処罰法制定促進委員会結成、これは純潔問題中央委員会が改名したものである。なお委員長久布白蔭氏、副委員長神近市子、植村環の両氏に決定。

十二月二七日 婦人少年問題懇談会では売春問題の対策を労働大臣に答申した。(資料の三七)

昭和二十八年(一九五三年)

三月 三日 売春等処罰法案第一五国会の參議院へ議員立法として提出。(資料の二五)

三月二四日 国会解散のため同法案は審議未了。

三月二四一三〇日 国立世論調査所では、労働省婦人少年局の依頼により、全国四〇都市に於て「風紀に関する世論調査」を実施。

三月二三日 売春処罰法制定促進委員会では総選挙に際し、立候補者中、一、五〇〇名に対し売春等処罰法制定に關しての賛

この頃より駐留軍基地風紀問題について市民の関心高まり、各雑誌競うてこの問題を取りあげ、又基地周辺の農家を宿とするパンパン増加、特に日曜の風紀最悪のために日曜授業実施の小、中学校現れる。(月曜よりかえ)

五月二三日 京都市、「風紀取締条例」制定。

六月 四日 東京都内七婦人団体代表が、赤線区域の取締について警視庁当局に、また參議院の附帯条件とされた売春単独法の早期実現方を法務府に要望した。(資料の二二)

六月二三日 山梨県、「山梨県風俗保安条例」制定。

六月二五日 広島の新特設街建設に市民の反対運動高まり、政界への陳情請願も活発となり問題化してきたため、參議院厚生委員会より赤松、川崎、大野の三代議員等実情調査に赴く。

六月 及びキリスト教青年会他二二団体が協議して純潔問題中央委員会が結成され、勅令九号法律化の後の事態に対処するために連絡をとることとなった。

七月二三日 かねて米上院議員オハラ氏は、日本の米軍基地周辺の売春取締について国防長官に質問中のところ、米陸軍当局は二三日書面回答した旨入電あり。(資料の二三)

七月 赤線区域外にある都内のもぐり売春宿は約三、〇〇〇軒と警視庁発表。

七月二三日 國警防犯部長は、特殊カフェー業者取締について關係警察署長宛通牒を發す。(資料の一五)

八月 一日 鎌倉市、「鎌倉市美化条例」制定。

五月二七日 否を問ひ合せたところ一五〇名より賛成の返事があつた。北海道千歳町では「特殊貸間業の営業に関する特別措置条例案」を作成。

六月二六日 駐留軍施設周辺の風紀問題対策に關し、日米合同委員会において、1地方連絡協議会を設置、2売春性的犯罪の取締強化、3駐留軍による立入禁止の設置など両者の合意をみ、關係各省次官名により北海道他一二都道府県に通達された。

米軍側も總司令官から地方司令官宛通達した。(資料の一六)

右の件につき更に二一府県に通達される。

七月 八日 加古川市、売春等取締りのため「加古川市条例第二三三号」を公布。

七月 八日 第一六国会參議院法務委員会に売春対策小委員会を設置。郡祐一、加藤武徳、小野義夫、一松定吉、宮城クマヨ、楠見義男、赤松常子、棚橋小虎の八委員を決定。

七月 八日 富士山麓米軍駐留軍当局は、米軍將兵軍属に対し、キャンブ周辺の特設街立入りを無期限に禁止する旨司令官名で布告した。

七月二六日 參議院予算委員会において、加藤シズエ、藤原道子議員の売春問題についての質問に対し、犬養法務大臣は「売春に關するこれまでの黙認主義は限界に來た。」と答弁。婦人少年局、国立世論調査所では「風紀に関する世論調査」の結果を発表。(一〇三頁参照)

八月 四日 岡山市、「売春取締条例」公布。
八月 六日 六、七月にわたり全国各地が大被害に遭遇、被害地における人身売買防止について中央青少年問題協議会会長より県協議会会長まで依頼。(資料の三八)
八月 九日 婦人少年局は「売春防止特別活動」を全国的に展開。
九月 一日 第一回関係官庁売春総合対策懇談会開催さる。
九月 八日 北海道千歳町、「風紀取締条例改正案」議決。(一〇月一日施行)
九月 二四日 守口市、「売春勧誘行為取締条例」公布。
九月 婦人少年局は、東京地方検察庁に送致された売春婦、並びにその相手方についての調査集計を行いその結果を発表。(一〇〇頁参照)うち売春婦の転落動機は生活苦のもの九一名で五・六九%であつた。
九月 東京都地域婦人団体連盟が、映画倫理規定委員会、五大映画製作会社に対し、思春期映画の内容が青少年に悪影響を及ぼすことを指摘、猛省を要望。
一〇月 一日 豊中市、「風紀取締条例」公布。
一〇月 一日 八尾市、「風紀取締条例」公布。
一〇月 三日 岐阜県、「売淫勧誘行為取締条例」公布。
一〇月 二三日 静岡県、「風紀取締条例」公布。(施行昭和二十九年一月一日)
一〇月 四日 大蔵法務大臣が、参議院法務委員会にて「売春取締法案は、次期通常国会を目ざして提出するよう努力する。」と発言。
一一月 五日 東京都、「福生町風紀取締条例」公布。

一一月 八日 衆参婦人議員団結成。売春等処罰法の国会提出には超党派で協力することを決定。
一一月 二一日 東北地方に冷害続出。人身売買事件防止につき、中央青少年問題協議会会長から各県青少年問題協議会会長宛依頼。(資料の三九)
一一月 二三日 婦人少年問題審議会婦人問題部会は、ひきつづき売春問題に審議する事に決定。
一一月 二〇日 労働省、冷害地帯における悪質な不当雇用慣行未然防止につき通達。(資料の一八)
一一月 戦後苦者のない宮崎県に、新たに株式会社共栄あつせん所設立許可申請があり、地元婦人団体などの反対運動が起る。
一二月 二日 衆議院本会議において、大蔵法相、小坂法相は売春問題対策協議会を作ることとを発言。
一二月 二七日 次官会議で、売春問題対策協議会(仮称)を諮問機関として内閣に設置する事を決定。これにより、九月以来開催されている関係官庁売春総合対策懇談会は発展的解消することになった。
一二月 一八日 同協議会設置について閣議了解。(資料一七)
一二月 二二日 東京都、「砂川村風紀取締条例」公布。
一二月 売春禁止法制定促進委員会及び地方各婦人団体が、風紀取締条例制定のために活発な活動をなす。

昭和二十九年(一九五四年)

一月 二六日 宮崎県の共栄あつせん所新設の問題は、地元婦人団体のはげしい反対にあい計画を中止。
二月 六日 売春問題対策協議会第一回会合が開かれ、会長に山崎佐、副会長に村岡花子の両氏が決定。
二月 八日 売春禁止法制定促進委員会主催、「売春禁止法制定期成全国婦人大会」が東京虎の門共済会館において開催さる。
二月 二五日 池田市、「風紀取締条例」公布。
二月 二六日 婦人少年問題審議会は、会長名をもつて売春問題対策協議会会長宛売春問題の対策に関する要望書を提出。(資料の四〇)
二月 二九日 青森県大沢町、「売淫風紀取締条例」一部改正。
二月 婦人少年局は、山形、鹿児島県で実施した「売春婦の親許調査」の結果を発表。
売春婦に転落する直前に失業していたものが四七%であつた。又両親のあるもの五五%、片親のみ生存しているもの三三%、両親のないもの九%であつた。
三月 一三日 衆議院法務委員会が神近市子議員は、売春問題対策について質問、大蔵法務大臣から「昭和二十一年の次官会議決定(資料の八)を取消す方針に決定した。」旨答弁あり。
三月 二七日 日本キリスト教婦人矯風会は「純潔救国運動」を売春婦及び基地周辺の児童を対象として実施することに決定。
四月 一日 川崎市、「風紀取締条例」公布。
五月 七日 第九回売春問題対策協議会が行われ、前後九回にわたる協議の結果一応対策基本方針を決定、次段階として立法のため

め的小委員会を作ることになった。
五月 一〇日 売春等処罰法案、議員立法として第一九国会の衆議院に提出。(資料の二六)
五月 一三日 同法案、衆議院法務委員会に付託。
五月 一九日 堤ツルヨ議員、衆議院法務委員会において売春等処罰法案の提案理由を説明。
五月 二二日 売春問題対策協議会第一回小委員会を開催、法案作成のため審議を行う。
五月 二二、二四、二六、二七、二八、三一日 衆議院法務委員会、売春等処罰法案について審議。
五月 一六日 婦人少年局、「売春防止特別活動」を全国的に展開。
六月 一日 防府市、「風紀取締条例」公布。
六月 二日 国会会期末のため、売春等処罰法案を継続審査として次期国会に持越すことに決定。
六月 八日 全国性病予防自治会は第五回総会を開催、売春等処罰法案断乎反対を決議。
八月 二六、二八日 鹿児島で土建業者が利権を獲得するため、女子高校生を含む二三人の婦女子を提供、淫行を行わせた事件(通称松元事件)が発覚、地元新聞に掲載さる。
一〇月 二三日 労働省、各都道府県に芸妓屋営業に対する取扱について通達。(資料の一八)
一一月 九日 第二〇臨時国会会期末にともない売春等処罰法案は廃案。
一二月 二四日 売春等処罰法案、第二一通常国会に再び提出さる。提案者、法案内容はいずれも第一九国会提出のものと同じ。

昭和三十年（一九五五年）

一月二四日 国会解散のため同法案は審議未了。

三月一七日 婦人有権者大会（日本キリスト教矯風会、日本キリスト教

女子青年会、大学婦人協会、日本婦人平和協会、日本婦人有権者同盟主催）において、売春禁止法制定促進を決議。

四月一九日 太田区少女売買事件が少女の逃亡により明るみになる。この事件に関連し、甚だの売春問題が論議されるようになった。

五月一〇日 二九年八月に起つた松元事件を重視し、衆参婦人議員団は国会でとり上げることに決定。

五月二三日 参議院本会議で藤原道子議員松元事件について緊急質問を行う。鳩山首相は「売春禁止法についてその必要をみとめる。また花村法相は、「前内閣からの売春問題対策協議会

は存置させ、その答申を期待している。」と答弁。

五月一七日 「松元事件」を契機に地元鹿児島県婦人団体は、「婦人団体連盟」を結成、売春禁止の積極な動きを展開。

五月 警察庁は「昭和二九年度中の人身売買検査状況」を発表。事件の八八・四％（七、〇八五名）が売春に関係した人身売買であった。

五月一七日 警察の売春、人身売買事件検査活動。連日のように新聞、ラジオに報じられ、売春禁止法を要望する世論が沸騰。

六月 四日 参議院藤原道子、市川房枝両議員は松元事件の現地調査を行う。

六月 九日 神近市子議員は衆議院法務委員会で売春対策について質問。花村法相は「売春問題対策協議会で結論を出し次第、

政府においては法案を作成国会に提出する。然し売春問題は法律だけでは解決されず社会的措置が必要。」と答弁。

六月一〇日 売春等処罰法案、議員立法として第二国会の衆議院法務委員会に提出。（資料の二七）

六月一〇日 売春禁止法制定促進委員会、「売春禁止法制定促進関東大会」を朝日新聞社講堂で開催、猛運動を展開することに決定。

六月一〇日一七日 婦人少年局は「売春防止特別活動」を全国的に展開。

六月一五日 売春等処罰法案、衆議院法務委員会に付託。

六月一六日 売春等処罰法案、参議院法務委員会に付託。

六月一六日 東京吉原特飲街の従業員、参議院藤原議員に救済方を訴える。

六月 読売新聞社は、売春問題の根本的解決策について紙上討論を行う。

六月一六日 売春問題対策協議会幹事会開催。

六月二三日 神近市子議員、衆議院法務委員会において、売春等処罰法案の提案理由を説明。

六月二四日 衆議院法務委員、吉原及び山谷ドヤ街を視察。

六月二五、二九日 衆議院法務委員会、売春等処罰法案について審議。

六月二七日 売春問題対策協議会小委員会開催。

七月 七日 衆議院法務委員会では、従業員、業者、学者、評論家、社

八月 九日 売春問題対策協議会は、第一回総会において答申の最終案を決定。

八月二二日 熊本県水俣市特飲店「丸吉」の従業員四名は、楼主の束縛と搾取にたえかねて去る一日脱出、その後、地元婦人団体や労組の激励をえて同市簡易裁判所に「契約無効確認」の調停を申立ててきたが、十二日、「業者は従業員は自由意思を尊重し、将来においても自由を束縛しない。」旨の調停が成立した。これにより前借金も事実上無効となつて、はれて自由の四人は新しい職場で再生を誓うことになった。なお、この調停は、従来の判例を破る劃期的なものとして注目されている。

九月 二日 売春問題対策協議会では、売春問題の対策を政府に答申した。（資料の四一）

九月二二日 今春以来、各県婦人少年室に売春婦の更生について相談するもの激増。このため、婦人少年局では「売春婦の前借金取扱マニュアル」指示した。（資料の二〇）

会事業家など九名の参考人を招き実情聴取を行う。

七月 八日 婦人少年局、「戦後新たに発生した集積地域の売春の実情について」発表。（一〇七頁参照）

七月二三日 同法案について、衆議院法務委員会、社会労働委員会連合審査会開催。

七月六、九、一一、一二、一四、一六日 衆議院法務委員会、同法案について審議。

七月一九日 参議院法務委員会では、学者、評論家、社会事業家、業者など八名の参考人を招いて実情聴取を行う。

七月一九日 衆議院法務委員会における同法案の採決が行われ、一九票対一一票で否決された。なお、反対側であった民主連から「売春等に関する決議」（資料の二八）が附帯条件として提出され、自由党が同調して可決。

七月一九日 同法案制定促進のため、連日、猛運動を行つて来た売春禁止法制定促進委員会は、右否決を不服として即刻声明書を発表。

七月二二日 右否決を衆議院本会議に上程、賛成一九一票、反対一四二票で承認された。

七月六、二二日 売春問題対策協議会小委員会開催、法案作成のため審議を行う。

七月二五日 加藤シズエ議員、参議院本会議において売春取締りに関する緊急質問を行う。花村法相は、「売春問題対策協議会の正式な答申をまつて、次期国会に提出するよう万全の努力を傾けたい。」と答弁。

二、参 考 文 書

(一) 通 牒

(資料の一)

昭和二十年八月十八日

外国軍駐屯地における慰安施設について

(内務省警保局長より庁府県長官宛の無電通牒)

外国軍駐屯地に於ては別記要領に依り之が慰安施設等設備の要あるも本件取扱に付ては極めて慎重を要するに付、特に左記事項留意の上遺憾なきを期せられ度。

記

- 一 外国軍の駐屯地区及時季は目下全く予想し得ざるところなれば必ず貴県に駐屯するが如き感を懷き一般に動搖を來さしむが如きことなかるべきこと。
- 二 駐屯せる場合は急速に開設を要するものなるに付内部的には予め手筈を定め置くこととし外部には絶対に之を漏洩せざること。
- 三 本件実施に當りて日本人の保護を趣旨とするものなることを理解せしめ地方民をして誤解を生ぜしめざること。

(別記)

外国駐屯軍慰安施設等整備要領

- 一 外国駐屯軍に対する営業行為は一定の区域を限定して従来の取締標準にかゝわらず之を許可するものとする。
- 二 前項の区域は警察署長に於て之を設定するものとし日本人の施設利用は之を禁ずるものとする。

三 警察署長は左の営業に付ては積極的に指導を行い設備の急速充実を図るものとする。

性的慰安施設

飲食施設

娯楽場

四 営業に必要な婦女子は芸妓、公私娼妓、女給、酌婦、常習密売淫犯者等を優先的に之を充足するものとする。

(資料の二)

昭和二十年九月二十二日

日本帝國政府宛

主題 公衆衛生対策に関する件

連合國軍最高司令官は日本政府に対し左の処置をとることを指令す。

(一号より八号まで省略)

九 日本国民は花柳病撲滅に特に努力すべし。

本事業は既存の日本機關によりなされる。

(資料の三)

保風紀第十三号

昭和二十一年一月十二日

關係警察署長宛

内務省保安部長

公娼制度廃止に関する件依命通達

公娼制度は社会風紀の保持上相当の効果を収め来りたるも最近の社会情勢に鑑みるに、公娼制度の廃止は必然の趨勢なるを以て今般左記に依り貸座敷及娼妓は之を廃棄せしめ之等廃業者に付ては私娼として稼業継続を認め公娼制度を廃止致すことと相成たるを以て指導取締上遺憾なきを期せらるべし。

追而本措置は昭和二十一年一月十五日より実施す。

記

一方 針

現業者（貸座敷及娼妓）をして自発的に廃棄せしめ之を私娼として稼業継続を許容す。

二方 法

- 1 現行貸座敷指定地域をその儘私娼黙認地域として認むること。
- 2 既存の貸座敷業者は接待所娼妓は接待婦として稼業継続を認むること。
- 3 接待婦の稼働場所及居住は前記1に依る地域内に限定すること。
- 4 接待婦が其の就業を以て債務の返済するを内容とせる貸借契約は之を禁すること。
- 5 遊興料金の配分率は当分の間接待婦の取分百分の五十以上業者の取分百分の五十以下とすること。
但し食費衣料其他の負担は従前の慣例に依らしむること。
- 6 性病予防に關しては其の施設検診等性病予防規則に依らしめ業者及接待婦をして従前に倍して病勢伝播防止に努めしむること。
- 7 酒類其他飲食物の提供は従前の程度に於て之を認め客の意に反して之が提供をなすが如きことなき様すること。
- 8 前各号の事項其他風紀上必要なる取締事項は内規に依り之を定むること。
- 三 現行公娼制度に關する庁令及通牒の処置実施上の円滑を図る為前号の実施に依り事実上公娼絶滅となりたる後之を廃止する予定なること。

（資料の四）

連合国軍最高司令官覚書

昭和二十一年一月二十一日

日本帝國政府宛

主題 日本における公娼廃止に関する件

- 一 日本に於ける公娼の存続はデモクラシーの理想に違背し、且全國民における個人の自由發達に相反するものなり。
- 二 日本政府は直ちに国内における公娼の存在を直接乃至間接に認め、もしくは許容せる一切の法律法令及びその他の法規を廢棄し、且無効ならしめ、且該諸法令の趣旨の下に如何なる婦人も直接乃至間接に売淫業務に契約し、もしくは拘束せる一切の契約並に合意を無効ならしむべし。
- 三 当覚書を遵守するために発令せらるゝ法規の最終準備完了と同時に並にその公布前に該法規の英訳二通を当司令部に提出すべし。

（資料の五）

警保局公安発甲第九号

昭和二十一年二月二日

警視總監 各庁府県長官宛

内務省警保局長

公娼制度廢止ニ関スル件

公娼制度ハ民主々義理想ニ違背シ個人ノ自由發達ニ相反スルモノナリト別紙連合國最高司令部覚書ニ基キ本日内務省令第三号ヲ以テ娼妓取締規則廢止相成候ニ付關係庁府県ニ於テハ該覚書ノ趣旨ニ則リ速カニ左記措置實施相成度依命此段及通牒候也

- 一 公娼制度ニ関スル地方関係法令ハ本年二月二十日迄ニ之ヲ廃止スルコト
- 二 公娼制度ニ関シ女子ヲ売淫行為ノ為ニ拘束スル契約並ニ合意ハ一切無効タルベキコト
- 三 公娼制度ニ依ル前借金、年期等特殊契約ニ関シテハ抱主ヲシテ自発的ニ之ヲ放棄セシムル様特ニ懲罰スルコト
- 四 本措置実施ニ関シ個人ノ自由意志ヲ圧迫シ又ハ之ヲ妨害スルガ如キ第三者ノ取締ニ留意スルコト
- 五 本件措置ニ関スル実施状況ハ速ニ報告スルコト

(資料の六)

警保局公安発甲第二八号

昭和二十一年五月二十八日

警視總監 各府県長官宛

内務省警保局長

公娼制度の廃止に関する指導取締の件

公娼制度廃止措置に付いては本年二月二日警保局公安発甲第九号によつて関係府県は夫々適切な措置を講じた次第であるが、一部府県に於ては業者、従業婦への趣旨不徹底などから各種の事業が発生し、連合団体より申入れのあつた例もあり、今般連合団最高司令部に之が措置の詳細に關し意見を聴取した結果、本件措置に當つては尚左の各項に拠り之を實施して本件指令の完璧を期せられる様格段の御配慮を願ひ度す。右重ねて通達す。

記

- 一 本件指令の適用されるものは従来の公娼制度による貸座敷営業は勿論であるが、料理屋、飲食店、酌婦、置屋営業等であつても、業主と従業婦との契約の内容が前借、年期等に依り従業婦の意志、身体を拘束したり従業婦に売淫行為をなせしめたりするものである場合は本指令が適用されるものなること。
- 二 貸座敷営業取締規則廃止前の公娼制度による娼妓の前借年期等特殊契約は法的措置を講ぜざる限り現行法上直ちに無効と爲し得ざるものと解せらるるも、連合団最高司令部指令の趣旨に則り業主をして之を放棄せしむる如く更に懲罰すること、公娼制度に依らざる料理屋、飲食店、酌婦、置屋の従業婦の前記契約等にして従業婦の意志、身体を拘束する虞ある契約は、業主をして自発的に之を放棄せしむる様懲罰すること。
- 三 前借措置の實施に當つては連合団最高司令部指令の趣旨関係者に対し充分周知徹底せしむる方途を講じ、後日、事端を発生せしむることなからしむる様留意すること。
- 四 個人の自由意志による売淫行為は、本件指令とは別個の問題であつて此等の措置に付いては、売淫取締法規及び花柳病予防関係法規等の立場から各地方の事情を勘案の上適切に措置すること。
- 五 本件措置は地方連合軍側とも密接に連絡して之を行うこと。

(資料の七)

警保局公安二発第十一号

昭和二十一年八月二十日

警視總監 各府県警察部長宛

内務省警保局公安第二課長

公娼制度の廃止に関する指導取締について

首屈の件については二月二十一日の總司令部の覚書並にこれに基く再度の通牒により適切なる措置を講じられていたことと愚料するが本件の実施については連合軍側は格別の注意を払い、近く前掲覚書の運用について別紙の通り總司令部より隷下各機関に示達せられる由である。つては、各位はこの際、更めて別紙等の趣旨に依り厳重にその実情を調査確認し、苟くも前掲覚書に違反することなき様に指導監督を加へ現地連合軍部隊より連絡ありたるときはこれと完全なる連絡の下に、本件措置の完璧を期することに努められたく此の段取急ぎ内報する。

「日本に於ける公娼廃止」に関する覚書（一九四六年一月二十一日）実施について指示の件

- 一 前記覚書に關し之が關係者凡てに對し左記の通り指示通達を与える。
- 二 前記指令の指示趣旨は売淫について婦人を奴隷扱いすることを禁じ且つ之を防止する点にある。又同指令は單に売笑婦と認められる婦女子のみに限らず、給仕女、芸者、或はダンサー其の他本人の意志に反して売淫を強制されることのある婦女子に對し同様に適用される。
- 三 売淫は日本に於ては合法的な仕事乃至は商売とは認められない。
又政府当局の許可を得て其の活動を認められることは許されない。但し本指令は生活の資を得る目的を以て個人が自発的に売淫行為に従事することを禁止するものではない。
- 四 如何なる婦女子も本人の意志に反し、又は其の自由に表明したる承諾を得ないで売淫を強制されることはない。承諾を一旦与えた場合も何時いかなる理由によつても撤回することが出来、又承諾を撤回したという處でその者に如何なる種類の刑罰も科せられることはない。
- 五 凡そこの現存する契約、約束並にその結果生じた負債にして、婦女子に売淫を強制するものは一切無効である。この点に關して今後に於て結ばれる契約、約束、負債の一切は無効となる。
- 六 金錢支払の義務、若くは勤めを為す義務は凡て解消し、且つ完全に果されたものと看做す。凡て負債はそれが最初の負債であると或は最初の負債後に衣料、食糧、住宅の如き事物に對して生じた負債であるとの別なく、本条項に依り完全に支払われたものと看做す。右根本の趣旨は負債の原因如何を問はず、如何なる婦女子も売淫により負債を返却する義務がないということである。
- 七 各部隊司令官は本覚書の条項実施に際し、右の諸点を考慮の上指導に當り、且つ左記の措置をとること。
イ 本覚書の内容を關係者一切に通達するため適当な措置を講ずること。
ロ 右に従つて地方警察官を指導すること。
ハ 本指令に違反する者を起訴すること。

（資料の八）

私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策

（昭和二十一年十一月十四日次官會議決定）

方 針

公娼廃止の趣旨に徹底して接客婦の自由を拘束する諸制度を徹底すると共に所謂「闇の女」の発生を防止する為次のような対策を講ぜんとするものである。

一 公娼廃止後の風俗対策

- 1 売淫行為を目的とする一切の雇傭契約並びに金錢消費貸借の無効であることを一般に徹底すること。
婦女を相手としてかような契約を為し又は為さうとした者はこれを処罰するものとする。
- 2 地方長官は売淫の常習者で花柳病伝播の虞のある者に對し定期又は随時に健康診断を行い伝染性疾病者に對し強制治療を命ずることが出来るものとする。
- 3 売淫をなし又は売淫の媒介者若しくは売淫の爲に部屋を供与することはこれを禁ずること。
（備考） 社会上已むを得ない惡として生ずるこの種の行為については特殊飲食店等を指定して警察の特別の取締につかせ且つ特殊飲食等は風致上支障のない地域に限定して集团的に認めるように措置すること。
- 4 前号特殊飲食店等の地域に於ても接客に従事する婦女は酌婦又は女給等の正業を持たなければならないものとする。
（備考） 公娼の廃止後に於ては従来の貸座敷のような業態は認め難いこと。
- 5 芸妓、ダンサー、酌婦、女給等の接客婦の経済的、衛生的利益及び教養の向上発達を図ることを目的とした自主的な組合の結成及びその発展を図りこれに對し側面的な指導を加えること。
現在既に設立せられている接客婦の組合で自主的でないもの又は不完全なものは前項によつて改組するよう指導すること。
- 6 接客婦等の営利的な紹介はこれを禁止することとしてその媒介斡旋業に關する府府果令はこれを廃止すること。
- 二 「闇の女」の発生防止及び保護対策
- 1 民生委員の活動を積極的にして貧困による売笑婦への転落を防止する為生活保護の徹底を図ること。

2 主要都市その他必要の地に婦人福祉施設を設け家出婦女、浮浪婦女その他警察に検挙された婦女等のうち更生見込のある者で生活の根拠を欠いているものを収容保護しこの施設に於て正常生活の訓練、授産及職業指導実施を行い健全な勤労による自立更生の途をたてさせるよう措置すると共に病院その他必要の場所に相談指導員を派遣してこれら婦人の判別及び身上生活万般の相談指導を実施しこれに基いて適当な保護更生の方途を講ずること。

3 子女の教育指導に依つて正しい男女間の交際指導、性道徳の昂揚を図る為次のような措置を講ずること。

イ 家庭に於ける子女の教育について積極的な関心を高める為、母親学級、両親学級、父兄会等に於て子女の問題について協議懇談指導すること。

ロ 男女青年間等の幹部講習会等に男女の交際結婚その他の問題について研究させること。

ハ 接客婦の組合員相互の教養を高めるような施設を持たせること。

4 正しい文化活動を取成して青年男女の健全な思想を涵養するために次のような措置を講ずること。

イ 文化団体等の活動を促して情操教育等を旺にし一般婦女に高い趣味と教養とを与えることに努めること。

ロ 映画出版業界の自覚と責任に於て映画、出版物の品位を高め徒らに子女の性的好奇心を刺激するようなことのないよう関係者と懇談すること。

ハ 学校、工場、青年団等の活動を促して青年男女に健全な娯楽を奨励すること。

5 「闇の女」の警察取締を強化すること此の場合特に婦人警察官を活用すること。

検挙した婦女は親権者又は社会事業団体その他適当なものに引取らせること特に婦人福祉施設の設けられている所ではこれに引取らせるとを楯前とすること。

6 夜間特に警戒を要する地域内への婦人の単独立入りを自粛抑制するように一般の注意を喚起すること。

7 一般婦女子を「闇の女」へ誘惑し又はその媒介斡旋をする者を厳重に取締ること。

(資料の九)

昭和二十一年十一月二十六日

厚生省社会局

婦人保護要綱

第一 趣 旨

昨近の国民道義の低下と家族の死別分散、生活必要物資の不足等、物心両面の貧困のため多数の婦人落する婦人の養生を見るに至り、これに対し願落の防止を図ると共に更生保護をなすのは母性保護と社会秩序の上から特に緊要であるので主要都市に重点をおいて保護対策を講じようとするにある。

第二 実施要領

一 願落防止の保護指導

生活保護の末端機関である民生委員、特に婦人民生委員の活動を促して寡婦家庭及び単独に生活する婦人に対し温い隣人の有機的社会環境を作り、又身上万般の相談指導を行なうと共に生活保護の徹底を図り願落への無言の防止に努める。

二 婦人福祉施設

願落婦人の収容治療施設（国立病院）（元娼妓病院等）保護対象者の状況等を顧慮し主要都市その他適当な地にこれら婦人の収容更生保護施設として婦人寮を設置しこれを拠点として婦人の願落防止並に更生保護の総合的且有機的に実施する。

(一) 相談指導

1 願落婦人の収容治療を行なう国立病院、元娼妓病院（願落婦人は警察官の検挙により、又は関係者より病院に送致され、検診の結果無病者は放免され、罹病者は収容される）に常時指導員を派遣してこれらの婦人を対象者としこゝに至つた原因経過を、微細に調査しそれぞれの特性に適合した保護指導を行なう。

イ 無病者として放免される者については、父兄等の監督者のある者はこれに引取らせたと、連絡指導を行ない家のない者は婦人寮に収容する。

● 病院に入院治療中の婦人には、その期間中性教育を施すと共に内省的環境を与えて情操と品性の陶冶をなし、輕易な授産をして職業及び生活技術の指導を行ない生活の指針を覺らしめ、要すれば最寄の勤労署と連繫し、職業の相談斡旋をもなす。病状により退院するものについてはイにより措置する。

ハ 右イ又はロの措置を講じたるも、なお無反省の者については、その名簿を警察に送る。

2 公賣、盛場、駅等に随時指導員を派遣して家出早々の婦女等顛落寸前にある婦女の発見につとめ、これに対し適当に相談指導を加え要すれば婦人寮に同行し右イにより措置する。

(二) 婦人寮

1 「闇の女」として検挙された者、病院を退院した者、街頭を徘徊する顛落のおそれある婦女等にして生活の拠り所を得られないでそのまま放任されるときは再び「闇の女」として循環の途を辿り或はこれに顛落して行くおそれがあるのでこれらの婦人に対して一定期間居住の場所を与えて物心両面より温い保護を加へ更生への足がかりとする。

2 収容後一定期間正常生活の訓練を行なうと共に各自の特性に応じた生活技術の指導、輕易な授産作業を実施し健全なる生業による独立自営の精神を涵養する。

3 収容者それぞれの状況に応じ最寄り勤労署、職業指導施設等と連繫し積極的勵力な職業斡旋を行うとともに結婚の相談斡旋をもなし、真に更生した社会人として再出発せしめる。

(資料の一〇)

警保局公安発甲第七十五号

昭和二十一年十二月二日

警視総監各府県長官宛

内務省警保局長

最近の風俗取締対策について

公娼制度の廃止後における風俗営業の取扱並に私娼の発生の防止及び保護対策については予て内務、厚生、文部三省間に於て協議中のところ、十一月十四日次官會議に於て別紙の要綱が決定せられたから左記各項参照の上、これにより万遺憾なきを期せられたい。

記

一 要綱(一)については売淫行為を目的とする一切の契約は民法第九十条により無効であることを関係者に徹底せしめると共に若しこの前借金等の契約でまだ五月二十八日附警保局公安発甲第二八号通牒「公娼制度の廃止に関する指導取締の件」中記二により処理せられていないものが残つていればこの際遅滞なく処理せしめんと。尚これは最初の普通の前借金の外に婦女がその衣食住等の事項によつて業主に対して負つた債務があればこれも亦同様処理するものである。

右は従来の娼妓や私娼に限らず芸妓、酌婦、給仕婦名称の如何を問はず雇主等によつて売淫を強制されるおそれありと認められる一切の接客婦に該当するものであること。

二 要綱(一)の第二項については目下法規の制定手続中であること。

三 要綱(二)については別途、厚生省より通牒せられる予定であること。

尚これらの取締の対象となる婦女を警察に登録するが如きことはなさざること。

(右は間接の売淫を公認することとなるおそれあり)

四 要綱(三)については次の事項を留意すること。

(1) 警察犯処罰令第一条第二号の密売淫の禁止は娼妓を除く一般の売淫を禁止する趣旨であつたので公娼廃止に伴い今回一般的に売淫はこれを禁ぜられるものであることを法的に確認することとしたこと。(警察犯処罰令の当該条項近く改正の予定)

(2) 備考の措置については概ね公娼制度存置当時の密売淫(私娼)の取締の例に倣うこと。

(3) この特別の取締に附する婦女の従事する特殊飲食店等は既存の地域に在るものと定めること。

又今度都市計画の設定改正等に伴い必要となつたときは風教上支障の少ない地域に集団的に移転せしめる如く指導すること。

五 要綱一(4)については次の事項を留意すること。

- (1) 従来の貸座敷、慰安所の建物は旅館、下宿屋等他の必要部門への転換を指導し口占を得ないものは前記「四」の(3)特殊飲食等として認めること。尚この建物設備については單的に売淫を暗示することのないように時代に応じて適当に改装させること。
- これらを特殊飲食店等として認められる場合も従来の娼妓や私娼は自由意志によつてその建物に下宿し又は寄寓するものというような建前をとり且つ必ず女給酌婦その他その店舗の業態に應じて適当なそれによつて自活することを本則とする職業をもたせること。
- (2) 従つてこれらの接客婦は原則として店主より必要な給料を受け、店主に対して間代食費等の必要費を払うものとする。
- (3) 店主が遊客より取ることの出来るのは特殊飲食店に在つては飲食代に限ることとし、その他の前記「四」の(3)の業態者に於てもこれに倣い正当な料金以外は取ることができないこと。

店主は接客婦よりは(3)に掲げた必要費の外は売淫を前提とする何等の金銭物品をも受取つてはならないこと。

六 要綱一(5)については別途厚生省より通牒せられる予定であるが次の事項を留意すること。

- (1) この組合は自主的な組合としその役員には何等の名義を問はず雇傭者側からの就任を認めないこと。
- (2) 組合は組合員の教養及び経済的、衛生的知識の向上に努めること。
- (3) 組合は組合員の負担となるべき治療費等の支出の補助に充てる為、又は従来の業者よりの前借金に代り組合員に対して必要な金融を行う等の費用に充てる為組合員より一定の積立金を徴収するように指導すること。
- 七 娼妓、ダンサー等特別の技能を持つ接客婦の組合にあつては、前各号による外組合の自主的な活動によつて組合員の品性の向上を図り、その本技をもつて専ら自活する如く指導すること。
- 八 要綱一(6)はこの種の営業を官庁に於て許可する等のことは公娼廃止後の事態に即せないものと認められるのでこれを廃止しようとする趣旨であること。

従来のこの種の業者の行動は売淫を媒介し又は強制することとなるおそれが多分にあるので今後嚴重に取締ること。

九 要綱二の(1)乃至(4)に就いてはそれぞれ厚生省及び文部省に於て措置せられる筈であるから関係部課と緊密に連絡すること。

十 要綱二の(5)婦人警官の活用については相当年令に達したる者を充てるよう留意すること。

十一 要綱二の(6)については地方の実情に應じ婦人の夜間単独外出を警戒すべき地域を定めてこれを公示する等一般の注意を喚起するやうな措置を講ずること。

尚当分の間は必要に應じこれらの地に警察官を派して個々に注意を与える等のことも考慮すること。

十二 要綱二の(7)については鉄道や電車の駅、旅館、下宿、間貸等の視察取締りを勵行して該当者の発見檢舉につとめること。

(資料の一)

発社一号

昭和二十二年一月六日

各都道府県知事宛

文部省社会教育局長

純潔教育の実施について

私娼の防止取締等につき先般十一月十四日の次官會議によつて別紙要綱の如く決定を見たが、右要綱の中純潔教育の実施を中心目標とする二の(3)及び(4)については左記事項御留意の上、各地の特殊事情に應ずる具体策を立てこれを強力に実行せられるよう通牒する。尚この件に関し現在までに効果をあげている事例があれば至急報告されたい。

記

一 要綱二の(3)の「子女の教育指導」に関しては左のような点に留意すること。

- (一) 同等の人格として生活し行動する男女の間の正しい道德秩序をうちたてることが新日本建設の重要な基礎であることを強調すること。
- (二) 各都道府県に於ける施設としては既存の社会教育委員会を活用してこの問題の専門會議を定期的に開催し、各地方の学校、団体、組合等に對する巡回指導講師の派遣出版物映画の推しよう、展示會、研究会の開催等につき統一的な活動を持続して行うこと。なお純潔教育、性道德

の問題を中心とし趣味と教養、運動と娯楽の問題をも含めて常設的な指導相談所が設けられるならば一層の効果が期待されよう。

(三) いわゆる家庭教育に於ては單に子女の不良不善の行為を取締るといふ面にとどまることがなく、むしろ子女自身の自主的な啓蒙進歩を助けるという方向に重点をおくと共にこれと並行して父兄母姉自身の道德意識の水準を早急に高めるようにつとめ父兄の間からこの問題に関する特別会合が永続的に自発的に行われるようつとめること。

(四) 特に青年団、婦人会、組合の青年部、婦人部等の横の連絡を密接にしその積極的な連合参加によつて一大運動を展開すること。

(五) 接客婦の組合の設立にあつたては既に要綱一の(5)に述べてあるように、接客婦が自発的に設立するものたらしめる様にし、組合員の経済的利益のみならず衛生的文化的向上を目的にするものとなる様指導すること。

(六) 組合の教養施設として例えば組合事務所各種教養圖書を備えつけ、回覧文庫を設立し、又時々講座、講習等を開く様一般的に趣味教養の向上に努めさせること。

二 要綱二の(4)の「文化活動の助成」については次の様な点に留意すること。

(一) 映画、出版物の改良については中央において夫々関係方面と協議を進めているが各地方に於ても各方面の関係者と研究、懇談を重ねること。

(二) 出版物、映画等の推しよう、批判を活潑にすると共に、徒らに低調卑俗のものや性的好奇心を刺激するものに対して子女育成上より自主的民主的な批判が行われるようにすること。

(三) 学校、工場、青年団等に於てできるだけ楽しくのびのびとした運動娯楽を奨励するようにし、社会的民主的な生活の向上を図ること。

(四) 資材難、器具難をこく服するため、各団体共同して材料入手、購入、製作等に当るよう研究、協議すること。

備考

本省に於ては近く純潔教育に関する權威ある委員会の設置、運用をはかり、講師の養成、あわせて良書の選しう、映画の製作をなす等の計画を持つてゐるが関係方面でもこのことを含みの上、本教育の企画、実施をするようにお願いする。

(資料の一)

昭和二十三年十一月十二日

職発第一三七三号

労働省職業安定局長

各都道府県知事宛

接客婦等の周旋行為の取締に関する件

職業安定法の施行に伴い非民主的な幣告の伴う募集、職業紹介事業は、すべ本法規制の対象となり、所定の手続によつて正式に許可を受けない限り、これらの行為又は事業は容認されないこととなつてゐる。

芸妓、酌婦及びこれに類する者の周旋業については従来は警察法規による許可事業として風俗警察の対象となつていたのであるが、終戦後関係法規が廢止されたため周旋業者による周旋行為は婦女に売淫をさせることを内容としない限り、一応放任の状態におかれて来た。

「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令(二三・一・一四参照)

然しこれらの周旋行為の殆どすべては募集主の委託を受けて応募を勧誘し、或は求人、求職の申込を受理して、両者間の雇用関係の成立をあつ旋することを実体としてゐるので職業安定法に規定する労働者募集、又は私営職業紹介事業の違反行為に該当する場合が多く、而も周旋業者の手によつて就職する労働者の労働状態は極めて劣悪であり、就職に至る過程においても又就職後においても、人身売買、中間さく取強制労働等の悪弊随伴する事例が少なくない。かくては憲法によりみとめられた労働者の權威と自由とが不当に抑圧せられる結果となり労働の民主化促進の一翼をになう職業安定機関としても看過し難い情勢にあるので、爾今従前警察法規により認可を受けていた業者、芸妓置屋その他これに類する者の動靜を注視する一方、接客婦等の周旋行為を發見して当該行為が職業安定法の違反となるときは職業安定法各関係条文に照して嚴重処置方を検査当局に連絡せられたる。

(資料の二)

昭和二十四年三月三日

労働省労働基準局長

特殊飲食店の接客婦に対する労働基準法の適用について（十原則）

特殊飲食店等について、店舗その他の施設を設け、所謂接客婦等売淫を行うことを業とする女子に之を使用せしめるものは、たとえ形式的に店舗その他の賃貸借関係であつても、次の各号のすべてに該当する場合を除き、店主と接客婦との間に実質的な使用従属関係が存在すると認められるから、前借金相殺等による封建的身分に拘束乃至強制労働その他接客婦の人権を侵害する如き事件について嚴重監督を実施されたい。

- 一 居室又は衣類等の賃貸借料金が接客婦の稼高に關係なく一定していること。
- 二 食費の額が接客婦の稼高に關係なく一定していること。
- 三 名義の如何を問はず接客婦の稼高の一部を稼高に應じて店主に支払つていないこと。
- 四 衣類、寝具、什器等の貸与新調が強制されないこと。
- 五 接客婦の外出又は外泊の自由が店主によつて制限されないこと。
- 六 接客婦の営業が店主によつて賃貸されている店舗内に制限されないこと。
- 七 接客婦の営業又は雇業の自由が制限されないこと。
- 八 店主との間に金銭債務のある間営業を継続することが約束されていないこと。
- 九 花代等の報酬は接客婦が客より直接その金額を受取ること。
- 十 営業時間外に店主が接客婦の金を預ることになつていないこと。

（資料の一四）

いわゆる人身売買対策について

（昭和二十七年二月十四日次官會議決定）

いわゆる人身売買なる事実が、今日なお減少せざる傾向に鑑み、政府は、差当り中央青少年問題協議会の決定せる左記対策を基本とし、関係府

省一層緊密な連携を保ち、具体的措置を講ずるものとする。

なお関係法令の整備、生活安定等根本的対策についても今後十分な検討、研究を続けるものとする。

記

- 一 青少年を擁する要保護家庭について適確な実情を把握し、生活保護の徹底、就職、授産内職のあつ旋等によりその生活の安定を図ること。
- 二 職業安定機能を強化し、青少年に対する職業のあつ旋を積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。
- 三 児童福祉思想を高揚し、いわゆる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間団体等あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。
- 四 関係諸機関の連絡を更に強化し、嚴重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。
- 五 いわゆる人身売買として発見された青少年の措置については、その福祉に即し保護の徹底化に努めること。

（資料の三四）いわゆる人身売買事件対策要綱）

（資料の一五）

命令甲防犯第五一九号

昭和二十七年七月三十一日

警察署長 宛

国家地方警察本部防犯部長

特殊カフェー業者等の取締について

風紀関係の秩序維持上、最も関係の深い旧公娼並びに私娼地域が転換して現存する集団カフェー等は、風俗営業取締法施行以来、漸次カフェー本然の姿に立還らせるよう指導取締りして来たところであるが、最近の突態調査によれば、頑迷な一部業者中には、旧態を脱し切れず、依然として従業婦に対する著しい人権の侵害、更に飽くことを知らぬ搾取等看過しがたい事実も認められるので、この際、風紀関係の秩序維持と業界

正の目的をもつて、別紙取締暫定基準に基き、強力適切な取締を実施することとしたから、左記により、本取締目的達成に特段の努力を致されるよう命令する。

記

- 一 時間外営業の取締に当つては、営業時間経過に無関心であつたと口実を設けたり、或は店舗内の時計を故意に遅延させたりする傾向のある業者に対しては、嚴重警告又は監視を密にする等の方法によつて時間経過後は一斉に閉店するよう取締ること。
 - 特に営業時間経過後の客引は、取締基準の悪質者として取扱うこと。
 - 二 客引の取締に当つては、客引の事実について、なるべく相手方の答申書を必要とするが、答申書の提出を拒否された場合は、檢舉者の客引現行犯罪現認状況報告をもつて、これに代えること。
 - 三 従業員名簿の取締に当つては、お目見得と称して、数日間は雇傭関係を明確にしないことを例としているが、これらの慣例を懸用して、長期にわたり名簿の整理を怠る悪質者の発見に努めること。
 - 四 勅令第九号第二条による立件に当つては、契約書のないものについては、雇傭又は入店年月日、営業内容、稼高の配分率並びに精算方法、その他各種名称による引去金又は休日或は外出制限等の内面捜査により、その契約を立証すること。
 - 五 労働基準法第六条違反の立件に当つては、固定給の有無にかかわらず、雇傭事実として、従業員が客をとることに對しての拘束事実、即ち客のない所謂お茶引した場合の客待強制、生理日における就業強制その他を立証すること。
 - なお本事犯は、所謂玉割りをなすもの、即ち雇主が遊興料金の分配に介入していることによつて成立する。
 - 六 いん行勧誘罪によつて立件する場合は、婦人にいん行の常習性がなかつたこと、即ちかつて類似業態に就業していなかつたことのみによらず、必らず、その傍証を固めておくこと。
 - 七 職業安定法、児童福祉法による立件に当つては、本年五月一日資料（防犯少）第二六九号「所謂人身売買事件の捜査要項」によるものとする。
 - 八 売春取締条例による立件に当つては、本年六月二十六日例規（防犯）第四二四号「売春関係事犯の取締について」によるものとする。
 - 九 結果報告
- 取締の結果、立件送致したものは、別記様式により、その月の分を翌月五日までに保安課（風紀係）に報告すること。

様式

(特) カフェー営業の許可取扱暫定基準

一 (特) カフェー営業地域の取扱について

- 1 新地域の指定は行わない。
 - 2 既設地域の拡大は行わない。
 - 3 地域の変更は原則として行わない。
- ただし、地域縮少等の場合はこの限りではない。

二 (特) カフェー営業の許可取扱について

- 1 地域指定のない魚有、品川等については、新規許可は行わない。
 - 2 指定地域内であっても、カフェーとしての形態を有しないものについては、新規許可を行わない。
 - 3 営業承継許可申請の場合といえども、新規許可申請として取扱う。
- ただし、相続による承継の場合は実情によりしんしやくする。

(特) カフェー業者の取締暫定基準

一 風俗営業取締法施行条例に基く取締

1 取締事項

- (一) 時間外営業の取締を徹底すること。
- 当分の間、所轄警察署長に届出で承認を受けた場合は午後十二時までとし、その後は必ず閉店させること。
- (二) 店舗外における客引の取締
- 客引は俗にタツクルと称する（客の身体に手をかけ又は帽子、靴その他携帶品等を奪取するもの）方法によるものより、逐次取締を行うこと。

(三) 従業員名簿の取締

従業者を雇入れ又は解雇の都度、確実に整理させることにより、所謂ゆうれいの従業婦を一掃すること。

2 措 置

違反者に対しては、悪質者はその都度立件送致し、なお違反を繰り返すもの（概ね三回以上）については行政処分の上申を行うこと。

二 婦女に売いんをさせたもの等の処罰に関する件（勅令九号）に基づく取締

1 取締事項

- (一) 従業婦の雇入れに際し、前借をさせたもの
- (二) 従業婦の身体を拘束すると認められるもの
- (三) 衣料、家具、調度品等購入の仲介斡旋をなし、常に従業婦に債務を負わせる等明かに足止め策をしていると認められるもの
- (四) 外出を拒んだり、外出に際し監督をつける等の行為にわたるもの
- (五) 所謂やりて婆、妓夫その他それに類似のものを使用するもの
- (六) 従業婦の雇入れに際し、周旋人を介在させたもの
- (七) 家出人等にて、いん行の常習のない婦女を雇入れて接客行為をさせているもの
- (八) いちじるしく従業婦を搾取すると認められるもの
- (九) 従業婦の取扱いが虐待にわたると認められるもの
- (十) 十八才未満の婦女を雇入れ接客行為をさせているもの

2 措 置

立件に当つては、明確に第一条該当を立証し得る場合の外

(一) 及び(二)に対しては、第二条の契約について

(三) に対しては、第二条の契約及び職業安定法第六十三条について

(四) に対しては、第一条の困惑及び刑法第百八十二条について

(五) 及び(六)に対しては、第二条の契約及び労働基準法第六条（中間搾取の排除）について

出に対しては、第二条の契約及び児童福祉法について、それぞれ立証の上送致すると共に、併せて行政処分の上申を行うこと。

三 売春等取締条例に基づく取締

1 取締事項

一 単に保健所の許可を受けたのみで、風俗営業の許可なく地域内業者と同一行為に出でるもの

二 リンタク、ボン引その他のものを、客との間に介在させたもの及びその介在者

2 措 置

一 1の(一)は、風俗営業取締法違反を併せて立件すること。

二 1の(二)の前後の業者に対しては、必ず勅令九号を併せ立件の上、行政処分の上申を行うこと。

三 1の(三)の後段リンタク、ボン引を立件する場合は、従業婦の売春及び営業者の勅令九号違反並びに売替場所提供も併せて立件すること

(資料の一六)

昭和二十八年六月十六日

国家	地方	警察	本部	次長
自	治	庁		次 長
法	務	事	務	次 官
外	務	事	務	次 官
文	部	事	務	次 官
厚	生	事	務	次 官
勞	働	事	務	次 官

各都道府県知事宛

駐留軍施設周辺の風紀対策に関する件

駐留軍施設、区域周辺の風紀問題は、最近社会的乃至政治的問題として頗に重要性を加えてきたが、政府はかねて、本問題の対策について駐留軍当局と話し合を進めるとともに、日米合同委員会においても風紀対策分科委員会を設けて協議を重ねてきたところ、駐留軍においては、単に性病予防対策のみに限らず、風紀問題についても関心を示し、日本側の方針に協力する態度のもとに今般日米合同委員会において当面の対策として別紙甲号及び乙号のとおりその実施要領の合意をみた。

右要領の趣旨は、

(一) 現地日米両当局の意思疎通を図るため関係地方に「地方連絡協議会」を設けて、風紀問題を含めて現地駐留軍と日本人との社会関係改善に関する問題进行处理すること但し政府は現地において処理できない問題があるときは、それを日米合同委員会等に付託して処理することができること。

(二) 売春並びにこれに伴う犯罪取締のため警察活動を更に強化すること。

(三) 警察取締のみでは効果を収め難い場合においては、現地駐留軍と協議の上、現地駐留軍において、駐留軍要員に対し立入禁止の地域又は建造物を指定することである。

従来貴管下においても、予て本件の対策については、種々御配慮のことと考えるが、今般日米合同委員会においてその取扱が定められた事情をも充分御予察の上、関係市町村長及びその他の関係者に対し、地方連絡協議会の設置その他当該地区の実情に即して、適当な対策を講ずるよう連絡方お願いする。

なお本件の趣旨は、駐留軍側においても既に現地部隊に連絡済みであるので念のため。

本信送付先、北海道、青森、山形、宮城、東京、千葉、神奈川、静岡、大阪、奈良、鳥取、福岡、長野、新潟、群馬、茨城、埼玉、山梨、愛知、岐阜、石川、京都、滋賀、和歌山、兵庫、岡山、広島、島根、山口、愛媛、大分、宮崎、熊本、鹿児島各都道府県知事

(資料の十七)

売春問題対策協議会設置要綱 (昭和二十八年十二月十八日)

- 一 売春問題対策協議会(以下「協議会」という。)を内閣に設け、その職務は、法務省において処理する。
- 二 協議会は、法令に基づく機関ではなく、閣議了解に基づく事実上の協議機関とする。
- 三 協議会は、売春行為等の防止及びその取締並びに売春婦の更生保護等売春に関する諸般の問題を検討し、これに関する立法その他総合的根本対策を協議する。

四 協議会は、売春問題に関し、内閣総理大臣その他関係行政各機関に対し、意見を述べることが出来る。

五 協議会の委員は、一五名以内(有識者八名以内、関係行政機関の職員七名以内)とし、内閣総理大臣において委嘱する。

六 協議会に会長及び副会長各一名を置き委員の互選によつてこれを定める。

七 協議会に幹事若干名をおく。

(資料の十八)

その一

職第第五八一号

昭和二十九年十月十三日

労働省職業安定局長

都道府県知事宛

芸妓屋営業に対する取扱いについて

芸妓屋営業については、職業安定法の施行以来、所謂検査の行方あつた行為を有料職業紹介事業の許可の対象としてきたのであるが、その実情は職業紹介事業の許可を悪用し合法のかけにかりて種々の好ましくない行為が顕著となつて来た傾向もあり、しかもその実態を究明するに、職

業安定法にいう職業紹介事業とは認定し難いので、今後所謂検査のあつた行為は、職業紹介事業の許可の対象としないものとするともに、芸妓に関する弊害の発生が芸妓にならうとする者及び芸妓屋営業者に周旋等を行う面に著しい点に鑑み、職業安定機関としては、関係機関と協力の上、専らこれら周旋行為等の取締に重点を指向することとしたので、これが実施に遺憾なきを期せられたい。

なお芸妓の強制労働、中間搾取、前借金相殺等労働基準法上好ましくないからざる事例については、芸妓の保護を図るため、労働基準監督機関、婦人少年室、警察機関等関係機関との連絡を密にし本措置の円滑な遂行を図られたい。

その二

職発第五八一号の二

昭和二十九年十月十三日

労働省職業安定局雇用安定課長

都道府県労働主管部長宛

芸妓職業紹介事業の取扱について

芸妓の職業紹介事業に対する取扱については、五月三十一日付内翰によつて種々御配慮を願つてゐるところであるが、今般別途通達のとおりに取り扱うことになつたので、これが事務処理については、左記のとおりにせられたい。

なお、本措置の実施に当つては、関係機関及び関係団体との間に充分なる意思の疎通を図り、芸妓屋営業者に対し、必要に応じて本措置の趣旨を徹底する等有効適切な措置を講じ、無用の紛争をさけるよう格段の御配慮を煩わしむ。

記

一、現に許可を受けて芸妓の職業紹介事業を行つてゐる者及び許可の有効期間が満了した後に引き続き、当該事業を行うために許可申請書を提出してゐる者については、その住所、氏名、保証金の借託番号、供託先法務局名を直ちに本省に報告すること。

本省はこの報告に基づいて、供託原因消滅証明書を発行するものであること。

二、現に職業安定機関において、保留中の芸妓の職業紹介事業許可申請書は、事情を説明しすべて申請者に返戻すること。

その三

婦発第三六三号

昭和二十九年十一月五日

労働省婦人少年局長

各婦人少年室長宛

芸妓屋営業に対する取扱変更について

職業安定局ではかねてから芸妓屋営業（おきや、検査等）の取扱ひに関して研究中でありましたが、この度別紙知事宛通牒等の通り従来職業安定法第三十二条同施行規則第二十四条により認可制となつてゐた芸妓あつせん所（いわゆる検査）を今後許可対象としないこととし、専ら芸妓屋営業への芸妓周旋行為等の取締に重点をおき、一方芸妓屋（検査は芸妓屋機関の一部とみなす）と芸妓との間に雇傭関係があるものとして、労働基準法により取締ることになりました。

取締に当つては、芸妓が接客婦である婦人労働者である点から婦人少年室に対しても協力を希望しておりますので了承下さい。

なお、芸妓の売春等の行為については、右「芸妓屋営業に対する取扱変更」とは関係なく、従来通り一般売春関係法令により取締を受けることに変わりがないことを念のため申添えます。

（資料の一九）

労働省発職第一四四号

昭和二十八年十一月二十日

労働事務次官

各 都 道 府 県 知 事 宛
各 都 道 府 県 労 働 基 準 局 長 宛
各 都 道 府 県 婦 人 少 年 室 長 宛

冷害地帯における就職促進について

今次東北地方等における異例の冷害に対処するため、政府は「冷害地帯緊急農対策要綱」(十一月十六日二八開第三二五号関係次官連名通達)を閣議決定し、冷害地帯の民生安定の確保並びに農業再生産に関する諸方策を実施することとし、救農土木事業、営農維持確保施設、失業対策事業及び生活保護対策を強力に推進することとなつたのであるが、これらの諸方策に関する事項については、各関係機関ともそれ〴〵屢次の指示通達に基き既に遺憾なきを期せられていることと存するが、この際、冷害地帯の農民の生活確保、民生安定を期するとともに、いわゆる「人身売買」等悪質な雇用慣行を未然に防止することとし、別紙のとおり「冷害地帯就職促進対策要綱」を定めたので、本要綱の趣旨を体し、職業安定機関はあけてその能力を発揮して、その就職促進を図るとともに、各関係機関は、相互に緊密な連けいを保ち、これが効果的な実施に格段の御尽力を願ふこと。

なお、退般の風水害による災害地方においても本対策に準じた措置を講ぜられたい。

冷害地帯就職促進対策要綱

一 方 針

今次北海道東北その他の地方における冷害に対する政府の行う救農対策に併用して、関係機関との緊密な連けいの下に、職業安定機関の機能を十分に発揮することにより、冷害地帯における困窮農民の就職を強力に推進するとともに、いわゆる「人身売買」事件等の発生をも未然に防止せんとする。

二 措 置

職業安定機関、労働基準監督機関及び婦人少年室は相互に緊密な連けいを保ち、情報資料等の相互提供に努め、本措置の強力な推進を図る。

(一) 職業紹介事業の積極化

全国職業安定機関は冷害地帯における就職の促進に最重点を指向し、次の措置を行う。

(1) 冷害地帯における職業安定機関の実施事項

- (イ) 農林、建設その他の関係機関と緊密な連けいを保持し、救農対策の推進状況等について相互に情報の提供、交換に努めること。
- (ロ) 市町村に対して、次の事項について積極的な協力をするよう要請すること。
 - (a) 管内冷害農家等の構成家族の稼働状況、即ち臨時出稼労働、公共事業、救農土木事業及び失業対策事業への就労の有無等を確認し得る名簿(株式は十一月二十日労働省職発第一四三号による「冷害凶作証明書」に準ずること)を作成し、職業安定機関に連絡すること。

(b) 管内における要就職者の求職申込の取次、求人情報の周知等を積極的に行うこと。

(ハ) 管内における求人開拓は、要就職者に見合う求人口に重点をおいて徹底的にこれを実施すること。

(ニ) 要就職者に見合う求人口を有すると認められる他地域の職業安定機関と常に情報の交換を行うとともに、具体的な求職連絡については期を失せずこれを行うこと。

(ホ) あらゆる機会を利用して要就職者を完全に把握すること。特に要就職者が多数と認められる地域に対しては重点的に臨時職業相談所を開設して職業相談を活潑に行うこと。

(ヘ) 右による要就職者の就職あつせんについては、一般求職者に優先して強力に実施すること。

(ロ) 要就職者の職業紹介に当つて就職資金を必要とする者に対しては、就職資金貸付制度の機動的運用、生業資金の円滑なる貸付運用その他関係機関の協力により就職を容易にする措置を講ずるよう努めること。

(2) 非冷害地帯の職業安定機関の実施事項

(イ) この際冷害地帯の就職促進を目的とし、積極的な求人開拓運動を強力に展開すること。

(ロ) 臨時出稼労働者を対象とする求人口(季節的移動労働者を含む)住込可能な求人口等冷害地帯における要就職者に見合う求人は従来の縁故就職を排し、この際採用地域変更等の措置をとり、これら要就職者の優先あつ旋の措置を講ずることとし、冷害地帯の職業安定機関に対し求人連絡を早急に実施すること。

(イ) 特に明年度新規学校卒業者の就職促進措置の実施に当つては、冷害地帯の学校卒業者の就職促進に最重点を指向すること。

(ロ) いわゆる「人身売買」等の排除

諸種の救済対策及び(イ)の措置をもつてしてもなお悪質な仲介人のばうこ等によりいわゆる「人身売買」事件等の発生が考えられるので、その防止を図るため(ロ)の措置と併行して次の措置を行う。

(1) 職業安定機関、労働基準監督機関及び婦人少年室は、いわゆる「人身売買」の発生するおそれある地域における学校、市町村、民生委員、児童委員等と緊密な連絡を図り、職業安定機関の利用促進について、これら関係者に対し啓蒙宣伝を実施し、当該事件の未然防止の協力を参加させること。

(2) 近く設置される婦人少年室協働員の当面の活動の重点をこの種事件の防止のための啓蒙宣伝及び情報の蒐集におきこれが積極的な活用を図ること。

(3) 労働基準監督機関は、この種事件の発生防止のためこの際更に積極的に啓蒙宣伝に努めるとともに、地方監督の強化を図ること。なお監督に際しては、中間さく取は勿論前借金等の相殺には特に重点をおくこと。

(4) 職業安定機関は学校における職業相談或いは求職開拓を行うに当つて、当該事件又はその恐れある情報を把握した場合は、直ちに労働基準監督機関及び婦人少年室その他必要な機関に連絡し、その善後措置を講ずること。

(5) 冷害地帯の要就職者を対象とする求人中には、現在のひつ迫せる事態に乗じて極端に低額な賃金をもつて、苛酷な労働を強いる等いわゆる「人身売買」に類する悪質なものが介入する恐れがあるので、職業安定機関は求人を受理するに際してはその求人内容の検討に慎重を期するとともに就職後の補導に万全を期すること。

(6) いわゆる「人身売買」事件の発生防止の措置を講ずるため、職業安定機関、労働基準監督機関及び婦人少年室は必要に應じ、常時連絡協議のための機会を設けること。なお婦人少年室は現在実施している不当雇用慣行実態調査が、この種事件の未然防止をも目的とするものである点に鑑み各機関の緊密な協力を得て、これが完遂に努めること。

(資料(110))

婦発第三四号の一

昭和三十年九月二十一日

官崎 婦人少年室長 宛

労働省 婦人少年局長

(註 同通達を全国婦人少年室長宛送付)

売春婦の前借金取扱いについて

先般受理した「売春防止特別活動報告書」中、標記についての問合せが含まれておりましたが、その後、関係官庁の意見も参考とした結果、次の通り売春婦の前借金の扱い方をまとめましたので、この点御承知のうえ相談に応じて下さい。

なお、個々の前借金の取扱いについての最終的判断は、裁判所の決定に待つべきものであることはいうまでもありませんが、警察庁においても、去る八月の全国警察本部長会議並びに全国防犯課長会議で前借金を無効とする趣旨の指示をされておりますので、この問題の処理が容易になるものと思われれます。

記

一、前借金の意義

「前借金」とは、雇傭契約乃至労働契約の締結の際又はその後、使用者から借入れ、将来の賃金によつて弁済することを約する金銭であつて(昭和二十七年版有斐閣、新法律学辞典五七八頁)、これを売春婦についていえば、最初に業者と売春契約を締結するとき借入れた金銭、及び売春婦として稼働する期間中に借入れた金銭をも含む業者に対するすべての借金である。そしてこの債務の弁済には、契約内容たる労働の対価、即ち売淫の稼ぎ高を充てる特約がなされているものである。

なお、売春婦が、業者より物の引渡しをうけ、それが金銭に換算されて借金の一部になつている場合、また物の賃貸料が同様に借金に繰入れ

られている場合も前借金と看做すことができる。

二、前借金返還の問題

一般の労働契約乃至雇傭契約では、単に前借金があるというだけでは法律上の問題は生じないが、これが賃金と相殺されると労働基準法第十七条（前借金相殺）違反となるのである。

売春契約に伴う前借金の場合をみると、その支払の保障が売春婦の労働即ち売淫の対価であり、その繼續が唯一の担保となつてゐるわけで、なんら信頼関係がないにかゝらず抵当物もとらない信用貸である。しかも業者と売春婦は対等の立場にないところからみて、人身拘束や労働強制の危険がおきてくること予想され、業者にとつて前借金は、労働搾取を大ならしむるがための手段であり、売春婦は営業上の「資本」としての機能を果しているともて差支えないであらう。

業者が売春婦の身柄を拘束し、労働を強制する形態は、旧來の暴力による典型的なもののみでなく、むしろ温情と結びついた擬制的な方法に移りつゝあるが、形態が異なるとも、前借金の返還があるまで売春婦の身柄が拘束され、その意思に反して労働を強いられることには変わりがない。およそこのように、基本的人権を侵したり制限するような法律行為は、現在の法律制度の下においてすべて無効だといわねばなるまい。（憲法第十八条、労働基準法第五条、第六条）殊に勅令第九号が施行され第二条により婦女に売春させることを内容とする契約自体が刑法上の罪とされていることからみて、売春契約が民法第九条にいう「公序良俗に反するもの」即ち、現代社会の一般的秩序と合体した倫理的規定に違反するものとしてこれに該当し、無効であると解することは疑う余地がないところである。そして前借金についても、貸付の動機が、売春婦にとつてはその借入がなければ売春契約がなされなかつたであらうし、業者にとつては、売春契約をなすのでなければその貸付がなされなかつたであらうという相関関係にあり、前借金の返済には契約の内容たる労働即ち売淫の対価ということが不可欠な条件となつてゐるので、売春契約と前借金は実質的に不可分一体のものといえる。従つて売春契約が無効であると同時に、この貸借もまた無効であるとみなされてよい。

この点について戦前の判例は、売春契約は人身拘束契約と金銭貸借契約の二要素からなるとし、前者のみを無効とする見解をとり、また当時、芸娼妓制度の公認という事実から、売春契約をも無効といふきらない態度をとつて、前借金は貸金として保護してきた。こゝに売春婦は身柄が拘束されないようになつても、前借金を返還しなければならぬということとで真の自由を得られない問題が残つたのである。

ところで、民法第九十条によつて売春契約が取消されたならば、当然、業者に売淫契約の請求権も、また売春婦に契約内容たる労働の義務も

生じないのであるが、他人から利益を得る法律上の原因が存在しなくなつた以上、それによる利益は（前借金）返還しなければならない義務が民法第七〇三条によつて生じる。然し民法第七〇八条は、不法な原因のために給付した者は、給付したものの返還を請求することができないと定めている。このいわゆる不法な原因とは、その原因行為が公序良俗に反する事項を目的とする場合であるから、こゝに業者は、前借金に対する返還を請求出来ないことになる。従つて売春婦は、前借金を返済する義務がなくなり、返還の必要がなくなるわけである。

現行法では、業者が前借金の返還を請求することは不利であるとみてか、この種の訴訟がなく、判例が殆どないが、去る八月十二日に、水俣簡易裁判所（熊本）が、売春婦の前借金を事実上無効とした決定があり（詳細については、資料入手次第お知らせする）、また、名古屋高等裁判所の判決も（別添）同趣旨の解釈をとつてゐる。

なお、前借金の問題に、親、夫、ひも、など第三者が介入して、業者及び売春婦を欺罔して取得したような場合は、別個に刑法上の詐欺の問題として扱われる。

（別添資料省略）

(二) その他

(資料の二一)

公娼制度についての質問に対する首相答弁内容

参議院議員社会党カニエ邦彦氏の八月十八日内閣に対しての「遊興税に関する質問主意書」においての遊興飲食税及公娼制度の復活に就ての質問に対し、内閣総理大臣吉田茂氏は内閣、地方財政委員会、法務府の意見をまとめ、全閣僚の承認を得て次の如く答弁した。

「公娼廃止の主旨は個人の基本的人權を尊重する点にあるので、講和会議後も公娼制度を復活する考えはない。」

昭和二十六年八月十八日

(資料の二二)

勅令第九号法律化に伴い参議院において決議された附帯条件の要旨

本法案中勅令第九号婦女に売淫させた者等の処罰に関する法令は、婦女の人身売買防止並びにその基本的人權の保護については極めて不十分である。

よつて政府は、右勅令の根本的な改正法案を速やかに国会に提出すべきことをこゝに要求する。
右決議する。

昭和二十七年五月六日

(資料の二三)

日本の売春問題について米陸軍の回答要旨

(朝日新聞昭和二十七年七月二十四日・夕刊ワシントン二十三日A.P.発共同)

オハラ米上院議員はさきにラウエット国防長官に対し、日本で陸軍要員の対象とする売春行為が盛んに行われ、これを米憲兵は傍観している

ねの日本からの苦情文を提出、実情調査を要求したが、陸軍当局は二十三日オハラ議員につきのように書面回答した。

- 一 日本では売春は過去数百年來行われており、政府もこれを黙認している。
- 一 若干の地方条例を除き、日本の取締法規は売春禁止よりは性病予防を目的としている。
- 一 米陸軍当局には売春を行つたり、またはこれに関係ある日本人を取締る管轄権はない。

(資料の二四)

売春等処罰法案(第二国会衆議院に提出されたもの)

第一条 この法律において「売春」とは、報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交することをいい、「しよう婦」とは、売春を業とする婦女子をいふ、「しよう家」とは、営利の目的でしよう婦に対し主として売春の場所を提供するため経営される施設をいう。

第二条 売春をした者は、これを六箇月以下の懲役若しくは五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

常習として売春をした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 売春の相手方となつた者は、前条第一項の例に同じ。

第四条 人を欺き、又は困惑させて売春をさせたものは、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 親族、業務、雇傭その他特殊の關係を利用して売春をさせた者は、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

前項の關係を利用して、売春の報酬の全部又は一部を受取したものは、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六条 売春の場所を提供し、又は客引きその他の方法で売春の周旋をした者は、第二条第一項の例に同じ。

常習として前項の罪を犯した者は、第二条第二項の例に同じ。

第七条 他人をしよう婦とすることを直接又は間接の内容とする契約の申込又は承諾をした者は、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第八条 しよう家を経営し、又は管理した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第九条 第二条、第三条、第五条第二項及び第六条から前条までの罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

昭和二十三年勅令第九号（婦女を売春させた者等の処罰に関する件）は、これを廃止する。

この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の規定による。

理 由

警察犯処罰令（明治四十一年内務省令第十六号、廃止に伴い売春等を処罰する規定が欠けるに至つたこと。及び千九百四十六年一月二十一日附連合國最高司令官の覚書「日本における公娼廃止に関する件」の趣旨を完全に実施するため、売春等の処罰に関する法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（資料の二五）

売春等処罰法案（第十五国会参議院に提出されたもの） 提出者 宮城タマヨ議員外四名

（目 的）

第一条 この法律は、売春及び売春をさせる行為に関する刑罰規定を定めることによつて風紀びん乱を防ぐとともに、婦女の基本的人權を擁護し、もつて、健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律で「売春」とは、婦女が報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

（売春等）

第三条 売春をした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として売春をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

（売春の勧誘）

第四条 売春をする目的で人を売春の相手方となるように勧誘した者は、三千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（売春周せん等）

第五条 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

売春の周せんをした者

売春の周せんをする目的で人を売春の相手方となるように勧誘した者

売春を行う場所を提供した者の罰も、また前項と同様とする。

常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる行為）

第六条 婦女を欺き若しくは困惑させて又は親族、業務、雇傭等の特殊関係による影響力を利用して売春させた者は、三年以下の懲役又は十万円

以下の罰金に処する。

前項の未遂罪はこれを罰する。

（前貸等）

第七条 売春をさせる目的で又は売春をすることを援助する目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（売春の報酬の收受等）

第八条 他人の売春の報酬の全部又は一部を收受し、又はこれを要求し若しくは約束した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（売春の業につかせる契約）

第九条 婦女を売春の業につかせることを内容に含む契約の申込又は承諾をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（売春施設の経営等）

第十条 売春を業とする婦女の行い売春の場所を提供することを主たる目的とする施設を経営し、又は管理した者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（罰 則）

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の罪を犯したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十二条 第三条第二項、第五条から第十条までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。但し、第三条から第五条まで及び第十条の規定並びに、第十一条及び、第十二条の規定中、第三条第二項、第五条又は、第十条の規定に関する部分は、昭和三十年一月一日から施行する。

2 婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は廃止する。

但し、この法律施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

理 由

売春行為が健全な性道徳を破壊し、特に婦女の人権を傷つけるものである上に、我国があたかも此の種の制度を公認しているような印象を外国に与えている現状は、民主主義國家を再建して國際社会に名譽ある地位を占めるのに重大な支障があるので、此の際男女両性の本質的平等に立脚して売春行為及び之に関連して之を助長し、或は之によりて利益をうける行為等を処罰する法律を制定することによつて風紀のびん乱を防ぎ、婦女の基本的人權を擁護し、健全な社会秩序の維持に寄与する要がある。これが本法案を提出する理由である。

(資料の二六)

売春等処罰法案(第十九回衆議院に提出されたもの) 提案者 堤ッルヨ議員外十一名

(目的)

第一条 この法律は、売春及び売春をさせる行為等に関する刑罰規定を定めることによつて、風紀のびん乱を防ぐとともに婦女の基本的人權を擁護し、もつて健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは婦女が対償を受ける目的で不特定の相手方と性交することをいう。

(売春等)

第三条 売春をした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として売春した者は、六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(売春の周旋等)

第四条 左の各号の一に該当する者は、六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一、売春の周旋をした者

二、売春の周旋をする目的で人に売春の相手方となることを勧誘した者

2 売春を行う場所を供与した者の罰も、また前項と同様とする。

3 常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる行為)

第五条 婦女を欺き若しくは困惑させて、又は親族、業務、雇用その他の特殊な関係を利用して売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が当該売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3 第一項の未遂罪は、罰する。

(売春させる契約)

第六条 婦女に売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春施設の経営又は管理)

第七条 営利の目的で売春を行う場所を供与することを主たる目的とする施設を経営した者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処す

2 營利の目的で経営される前項の施設を管理した者の罰も、また前項と同様とする。

(資金等の供与)

第八条 情を知つて、前条の施設の経営に要する資金、建物その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(同罰)

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の罪を犯したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十条 第三条第二項又は第四条から第八条までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三ヶ月を経過した日から施行する。

2 婦女に売いをさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

理 由

風紀のびん乱を防ぎ、婦女の基本的人權を擁護し、もつて健全な社会秩序の維持に寄与するために、売春等の行為を処罰する法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(資料の二七)

売春等処罰法案(第二十二国会衆議院に提出されたもの)

提出者 神近市子議員外 十八名

賛成者 赤路友蔵議員外八十七名

(目的)

第一条 この法律は、売春及び売春をさせる行為等に関する刑罰規定を定めることによつて、風紀のびん乱を防ぐとともに、婦女の基本的人權を擁護し、もつて健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、婦女が対償を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

(売春等)

第三条 売春をした者又はその相手方となつた者は、一万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として売春をした者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(売春の周旋等)

第四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一、売春の周旋をした者

二、売春の周旋をする目的で、人に売春の相手方となることを勧告した者

2 売春を行う場所を供与した者の罰も、また前項と同様とする。

3 常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる行為)

第五条 婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務、雇用その他の特殊な関係を利用して売春をさせた者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が当該売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し若しくは約束したときは、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第一項の未遂罪は、罰する。

(売春をさせる契約)

第六条 婦女に売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（売春施設の経営又は管理）

第七条 営利の目的で、売春を行う場所を供与することを主たる目的とする施設を経営した者は、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で経営される前項の施設を管理した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（資金等の供与）

第八条 情を知つて、営利の目的でされる前条第一項の施設の経営に要する資金建物その他の財産上の利益を供与した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（併科）

第十条 第三条第二項又は第四条から第八条までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は廃止する。ただし、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（資料の二八）

売春等処罰法案否決にあたり、衆議院法務委員会において決議された附帯条件要旨

売春等に関する決議

いわゆる売春等に関する諸問題は、文教、保健、道義、社会秩序並に転落貧困家庭の扶助政策など各般に亘り、速かに抜本的総合施策を樹立しこれを実施する必要がある。

仍て政府は、この際内閣に強力なる審議機関を設け、その議を経て行政措置立法約措置予算措置など総合対策を策定し、国会の審議を要するものについては次の通常国会に提出し、現行の法令並に行政措置により可能なる範囲については政府の責任において速かに実施勵行すべきである。

右決議する。

昭和三十年七月十九日

衆議院法務委員会

三、各機関からの建議その他

（資料の二九）

婦人福祉中央連絡委員会報告書

吾等は転落女性の現状とその実態調査を行つて一層その更生福祉を図る必要を痛感し屢次に亘る研究討議の結果次の施策を強力に実施せねばならぬという結論に到達した。

その中特に急速に実施せねばならぬ主要な点を挙げれば次の通りである。

一 転落女性の売淫行為取締は一層厳重にせねばならない。然るに現行法では取締官吏が容疑者検挙の権限を附与されていないし、又これ等の婦女の出入する屋内に立入り検査する権利もない状態であるから取締の徹底を期することができない。よつて政府は急速に取締の衝に当る者はその権限を附与すべきである。

- 二 転落女性の更生福祉を図るためには有罪者の治療と教化輔導とを併せ行わねばならない。然るに現在両者は別々に行われて居つてその間殆んど連絡がないので保護の効果を半減している。よつて政府は速やかに治療施設と保護施設とを併設するように努められたい。
- 三 性病予防法の改正は速やかに行うべきである。特に売淫容疑者の強制検診等に関する規定を加えて本法の効果を十分挙げるようにすべきである。

転落女性の更生福祉に関する具体的施策

転落女性の発生は戦後の窮迫せる社会に現われる世界共通の現象であるが、挙国再建に努めつゝある我が国としては広く世人の関心を集めその協力に依つて一日も早くこの種婦人の更生福祉を図ると共に害毒の広く蔓延するを防がねばならない。

その目的を達成するために行う施策は種々あるものを分つて左の三種とする。

- 一 教化啓蒙に関する施策
- 二 取締保護に関する施策
- 三 性病の予防並びに治療に関する施策

以下これが具体的事項を挙げれば次の如くである。

一 教化啓蒙に関する施策

(一) 一般社会に対する教育啓蒙運動の展開

- 1 転落女性の生活実態及び転落原因等に就いて新聞、雑誌、講演会、座談会、ラジオ放送等を通じて社会の注意を喚起すること。
- 2 家庭並びに学校に於ける純潔教育及び性教育の指導を行うこと。
- 3 一般社会に対する純潔教育及び性教育を行うこと。
- 4 宗教団体、教化団体、社会事業団体に対し純潔教育及び啓蒙運動について協力を求めること。

(二) 転落の危険ある婦人に対する教育指導の実施

- 1 宗教を基礎とした人格教育を実施すること。
- 2 純潔教育及び性教育を実施すること。

- 3 自然教育及び体育の指導を行うこと。
- 4 職業教育の指導を行うこと。
- 5 健全なる娯楽の指導を行うこと。

二 取締保護に関する施策

(一) 取締の徹底

転落女性については日本官憲が自主的に左記の風紀取締を行い得るような法規を制定すること。

- 1 街頭の常習的売淫容疑者の検束及びこれらの者を強制検診する権限を附与すること。
- 2 売淫が行われる容疑の濃厚な場所について立入り臨検の権限を附与すること。
- 3 常習的売淫者の行動並びに居住について制限すること。

(二) 収容保護の強化

- 1 転落女性はその殆んど全てが厚生施設たる婦人寮に自ら進んで入ることも好まない実情であるから性病予防又は風俗取締りに関する新しい法律を以て強制収容の途をひらくこと。
- 2 転落女性は病氣治療中にこれを指導厚生せしめることが最も適当であるから、病院に婦人寮を併設するか又は婦人寮に診療施設を附設して病院と婦人寮とを直結すること。
- 3 病院及び婦人寮の設備や給与が未だ十分でなく指導厚生せしめる障害となつてゐる例が多いからこれが改善を図ること。
- 4 転落女性の厚生のためには生業を与えることが最も大切であるから婦人寮における授産、職業輔導の拡充を図ること。

転落女性については精神鑑定、性能鑑別を行つて夫々に応じた取扱い授産指導を行うこと。

三 性病の予防並びに治療に関する施策

(一) 性病予防対策

- 1 予防対策実施に対する強力的中央機関を設置すること。
- 2 左記事項を含む性病予防法を急速に制定すること。

- (1) 一般人の集団健康診断特に梅毒反応の実施
 - (2) 届出制の励行
 - (3) 接触者調査
 - (4) 妊婦の性病調査
 - (5) 結婚の際に於ける健康診断書の交換
- (二) 性病治療対策

- 1 治療施設を整備し特に各府県に公的性病治療中心機関を設立すること。
- 2 診断及び治療の基準を制定しその徹底を図ること。
- 3 医学教育及び一般医師の性病に対する知識の向上を図ること。
- 4 薬歴上感染源となる虞ある者の強制検診及び治療を行うこと。
- 5 性病治療費は国庫及び地方費の負担とすること。
- 6 性病治療薬の生産拡充を図ること。
- 7 治療薬の使用は原則として特定の医師のみに限られる如く配分方法を研究すること。
- 8 完全治療の徹底を図ること。

昭和二十二年十二月十一日

婦人福祉中央連絡委員会

(資料の三〇)

売春等処罰法案に対する建議書

売淫を取締る目的は社会の道徳的秩序を維持すること、性病を予防することの二つの点にあると思います。然るに問題の売春等処罰法案はこの

二つの目的を達する上に重大な欠陥があるので本審議会は慎重に検討した上、原案に対して左のような修正を加える必要を認め、理由を明らかにして建議致します。

一 売春行為をした者及びその相手方となつた者を拘留、科料又は保護的措置にする。

二 売春行為をさせた者及びそれによつて利益を得た者は夫々左の如く処罰する。

- 1 人を欺き、又は困惑させて売春をさせたもの二年以下の懲役及び一万円以下の罰金
 - 2 親族、業務、雇傭その他特殊の關係を利用して売春させた者は三年以下の懲役及び二万円以下の罰金
 - 3 右の關係を利用して売春の報酬の全部又は一部を受受した者は五年以下の懲役及び五万円以下の罰金
 - 4 売春の場所を提供し又は客引その他の方法で売春の周旋をした者は三年以下の懲役及び二万円以下の罰金
- 右の常習者は五年以下の懲役及び五万円以下の罰金
- 5 他人をしよう婦とすることを直接又は間接の内容とする契約の申込又は承諾をした者は三年以下の懲役及び二万円以下の罰金
 - 6 しよう家を経営し又は管理した者は五年以下の懲役及び五万円以下の罰金

理 由

この法案の対象となる売春關係の被処罰者は、二つにわけることが出来ます。

(一) は売春行為をした者及びそれを買つた者。

(二) は売春行為をさせた者及びそれによつて利益を得た者。

この(一)と(二)の間には大きなちがひがあり、従つてその取扱いがちがつてなければなりません。

(一) 売春當事者の取扱いについて

みづからの、又は相手の人権をかるんじて、性の神聖をけがす売淫は、不道徳にはちがいありませんが、それ自らとしてただちに犯罪として罰すべきであるか、またそれが道徳上、また性病予防の上に最も効果的であるかどうかについては疑問の余地があります。売淫のかけには経済的、社会的原因が多く働いており、時に敗戦下の現状では、教育や職業的技能を欠く少女が飢に迫られて陥りやすいおとしあなでもあるのであります。本審議会としては社会的欠陥の結果としての売淫を罰するよりも、その原因を除くための官民の努力を必要とするものであり従つて(一)

のためには嚴罰主義よりも教育と厚生施設の拡充を急務と考えるものであります。とはいえこれを全然放任しておくことも当事者のため、社会のためには利益なのでこの法案をもつと実情になつた積極的な性格をもつものと思ひます。

そこで(一)に該当するものは、男女を問わず警告を与え、反省を求める意味で拘留又は科料に処すること。更に初犯者、常習者の如何を問はずその情況により必要と認めるときは、一定の施設に收容し、病氣を治療し、或は生産技術を与えて厚生を助長する等、適當な保護を加えること。この修正案と並行してこの種婦人に対する厚生施設等に関する法案の提出を強く希望し、その実現を附帯条件としてこの案を提出するものであります。そういう対策なしに、單なる嚴罰主義を以て臨むことは、この不幸な社会病を内訂させるだけで國民に対して甚だ無責任不親切なやり方と考えます。

さらに売淫の予防策として

男女いずれに対しても健全な性道德への意識を高めること。

女子労働者の合理的な賃金及び労働条件を確保すること。

これらのために文部省、労働省その他関係官庁の緊密な協力を希望します。

(二) 売春行為をさせた者及びそれによつて利益を得た者の場合

法案の第五、六、七各条に該当する売淫によつて利益を得る第三者に対しては特に嚴罰をもつてのぞむべきであります。この犯罪を罰金のみによつて処理することは、業者にむしろくみしやすい感を与え、ボスの介在を生じやすく、社会悪を助長するものと考えるので必ず体刑と罰金を併科することを特に主張します。

昭和二十三年十月二十八日

婦人少年問題審議会会長

労働大臣 宛

(資料の三)

発端第三号

昭和二十三年十一月十二日

法務庁総裁 宛

労働大臣

「売春等処罰法案」に対する建議書について

今般当省における婦人少年問題審議会から開会において継続審議中の「売春等処罰法案」について別添の通り建議書の提出があつたので、当省がこの内容を審議した結果、建議書の本法案に対する修正意見を適當と認め、なおこれに対し左の如き附帯意見を附記して回附するから貴庁におしは内容御承の上同分の措置を講ぜられたい。

記

一 売春等処罰法案第二条の修正建議に対して

売春婦の処分としては、保護処分を原則的に科し事情によつては拘留、科料を併科せしめるべきであると考え。捕えて拘留、科料を科して放すというやり方はできるだけひかえることが売淫の根絶のために必要である。

なお保護処分を科するための審判機関は、来年一月一日から発足の予定といわれる家庭裁判所が適當と思われる。

二 保護処分の方法は、施設に收容して矯正、指導することが理想と思われるが、厚生省管下の此種施設の現況は到底需要を満たすほどでない。又施設の急激な拡充も困難と思われるので、施設の完備に努力してもらうと同時に、さしあたり保護観察を主として、更生への途をはかるのが至当であると考え。

売春婦の教育、更生のためには原法案の六ヶ月以下の懲役という短期自由刑は有害無益であるし、罰金刑を科することはかえつて売淫行為を余儀なくさせる結果を招くのではないかと思われる。

しかし拘留、科料を科してそのまま放してしまうことも決して真に親切なやり方とはいえない。保護処分の実現には種々の困難が伴うことも考えられるが、現在世界の敗戦諸国における共通のなやみでもある売淫問題は我が国においても真剣にとり上げてその根絶を期さなければならぬものと思うので、これが施設については一段の配慮を希望する。

三 同法案第三修正建議に対して

売春婦の相手方に対しては拘留、科料の外、売春婦に科する保護処分に代えるべきものとして罰金刑くらいまではみとめてもよいと思われる。

別添建議書（省略）

（資料の三二）

要 望 書

売春等処罰法案を審議されますのにあたり婦人及び少年の保護ならびに地位の向上を図るために労働省に設けられました、婦人少年問題審議会として左のことを要望いたします。

戦後ますます売春行為が増加している現状は健全な性道徳に反し、連合軍最高司令官の覚書にこたえるためにもゆるがせにできない状態であると考えられますので、この取締法律ができることは私共も希望するところであります。しかしこの法案に対しては婦人解放の見地からいさゝか修正したいところがありますので審議いたしました結果、別紙のような建議書を労働大臣宛に提出いたしました。労働省では尚それに検討を加えて労働大臣から法務庁総裁宛に別紙要望書が出されました。

各委員におかれましては、売春婦を罰することよりもこのような行為をなくすことに重点をおき婦人の解放と向上をねがう私共審議会の意向をお汲み下され、御審議下さいますようお願いいたします。

昭和二十三年十一月十三日

婦人少年問題審議会会長

衆議院
参議院
法務委員会委員宛

別紙建議書 要望書（省略）

（資料の三三）

純潔問題に関し勅令第九号法制化に関する日本基督教婦人矯風会よりの請願

終戦後内外の状況から我國の風紀問題が救い難い有様にさを見ゆる今日、我國が世界國家の一員として復帰するに当り、我國の法律中に道徳的筋金を編み込むの必要を痛感いたします。

就ては売淫を為さしむることを禁じ、又売淫を条件とする金銭の貸借を禁ずる勅令第九号を法制化する事はこの際なさねばならぬことと信じます。どうか皆様の絶大なる御支援をお願いする次第で御座居ます。

昭和二十六年八月

東京都新宿区百人町三ノ三六〇（電話四谷（35）〇九三四）

財団法人 日本基督教婦人矯風会

会 頭 岸 登 恒

（ガントレット）

純潔部長 久 布 白 オ チ ミ

（資料の三四）

いわゆる人身売買事件対策要綱

中央青少年問題協議会

一 趣 旨

個人の尊厳と民主主義とを基調とする憲法のもと、独立国として新発足しようとしているわが国に、いわゆる人身売買という非人道的事実が、いまだに存するということは、まことに恥すべきことであり、その絶滅を図ることは、國家の重大な問題と言わねばならぬ。

古くからこどもの「身売り」と言われ、一部において長い伝統を有し、慣習とまでなっているいわゆる人身売買は、その由つて起る原因が極めて複雑且つ根深いものがあり、簡単に断定することはできないが、断じて放任されておかるべきことでなく、われわれは、次代を背負つて立つ

青少年を雇い入れて業をなし、売買の仲介をして利をむさぼり青少年の人権と福祉とを全く無視した非人間的な行為を心から憎むと同時に憤りさえを覚えるのである。

国民の一部にかゝることを生ぜざるを得ない社会的経済的條件の存することに目をおおることなく、根本的にそれらの除去に努めることは、政府および国民の責任であることを痛感する。

従来政府も国民も、これについてそれぞれの分野において努力し続けてきたことを認めるに吝かでないが、これが絶滅を期するには、政府は言までもなく関係者は一段と力を合せ、国民の理解と協力をえて長期にわたる努力を必要とするのである。現在の状況においてかゝることを最小限度にいとめるため、応分の尽力をすることは青少年不良化防止、保護指導を目的とする本協議会の使命の一つであると信ずる。こゝに差当り、現状の下において取りうべき対策の基本を定めて関係者による強力な実施を期待するとともに、民間団体の積極的な活動を望むものである。

二 いわゆる人身売買の意味

こゝでいわれる人身売買とは、「児童をしてその福祉に反するような労務又は不当な人身の拘束を伴う労務を提供させ、その対価として金銭、財物その他を給付することを内容とする契約またはこれをあつせんする行為」をいうものとする。

これを分析すれば、

- 1 児童の福祉に反するような労務を提供させることを内容とする契約（広い意味に用い以下同様）とは例えば児童に淫行、酷使等を伴う業務をさせることを内容としているようなものをいい、
- 2 不当な人身の拘束を伴う労務を提供させることを内容とする契約とは、例えば、児童を面会、通信、外出等を禁止するような心身の自由を不当に拘束する手段によつて、労働を強制したり、または、相当の長期にわたる契約によつて拘束することを現実の内容としているようなものをいう。

3 金銭、財物その他の給付とは、

貸金、給金、支度料等の支払、養育、被服、寝具、宿舍等の給与である。

4 あつせんする行為とは、

職業紹介のほか、労働者の募集または供給等が、代表的なものである。そして前記1と3、2と3、1および2と3とがその結びつくもの、殊にこれらに関する4の行為の加わるのが、こゝでいわれる人身売買の典型的なものと考えられる。

なお児童に淫行させている場合であつても、表面上は児童を女中、女給、ダンサー等として使用し、または養女としたり、或は相当の長期にわたる契約によつて拘束している場合であつても一年毎に契約の更新をして等一応合法的な形をとつている場合が多いから形式にとらわれず、実態に則して判断すること。

三 「人身売買」の關係法規

省 略

四 対 策

一の趣旨に従い、差当り関係各官庁は、関係者とともに左の基本方針にそい、地方青少年問題協議会を通じ、国民の理解と協力をえて有効適切な強力な方法によりいわれる人身売買の撲滅に当るものとする。

- 1 要保護家庭について適確な実性を把握し、生活保護の徹底、就職、授産、内職のあつせん等によりその生活の安定を図ること。
- 2 職業安定機能の強化に努力し、職業のあつせんを積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。
- 3 児童福祉思想を高揚し、いわれる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道関係、青少年関係民間団体等、あい協力し、いわれる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。
- 4 関係諸機関の連絡を更に強化し、厳重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。
- 5 発見された身売り児童の措置については、児童の福祉に即し、保護指導の徹底化に努めること。

昭和二十七年二月十四日

（資料の三）

女子及年少者の人身売買に関する報告書

昭和二十七年四月

第三章 結 論 (他章は略す)

行政監察特別委員会

人身売買を根絶する恒久策としては、社会保障制度の全面的実施、国土の総合的開発による完全就労の実現等が考えられるが、我国情の現段階における応急的処置としては、左の如き諸施設によつて、立法上並びに行政上措置されることが妥当であると思料せらる。

一 取締対策

- 1 人身売買の仲介者の取締及び処罰は比較的実行されているが、買主は処罰法規の適用からは多く免れて居り、又売主(親等)の責任処罰の規定が存在しない実情に鑑み、現在の複雑多岐に分れてゐる諸取締法規を統一強化し人身売買取締に関する特別法を制定し、仲介者並びに買主、売主(親等)に対する処罰を嚴重にすべきこと。
- 2 警察官は一般刑法犯に対すると同様の熱意を以て、行政犯に対すると共に更に一般行政に対する充分なる知識を涵養し、もつて日常の取締を行い、人身売買のおそれある家庭の発見に努め、進んで関係機関と協力すること。又労働基準局及び職業安定所は自らの責任に於て事犯発見に努むる必要があること。これがためには國家警察、自治警察、労働基準局、職業安定所等の取締末端機関相互の連絡並びに協力を、なお一層密接にすると共に被害者からの申告等民間の積極的協力を得るよう努めること。

二 保護対策

- 1 保護処置に關して職業安定所、児童相談所、児童福祉司、社会福祉主事等の末端行政機関の有機的な活動を図り、なおこれら錯雑せる現地関係諸機関の運営を簡素化して民間の協力を容易ならしめること。
- 2 民生委員並びに児童委員等の委員制度を刷新して國民の実生活、特に農漁村の実情に即せしめ、福祉事業に対する理解と熱意ある人材を選ぶこと。
- 3 現在の職業安定所の非能率性を打破し、比較的閑却されていた農漁村児童の恒久的就職斡旋に積極的に力を注ぎ、特に義務教育修了児童の職業指導に留意し、その施設の拡充を図ること。
- 4 身売家庭の生活状態が生活保護法の適用を受ける一歩手前の状態にあるものが多い事情に鑑み、生活保護法の適用範囲を拡大し、早期にこれを適用すると共に、前借金のために身売りを必要とする農、漁村家庭の厚生資金貸与制度を確立すること。

- 5 里親並びに職親制度を活用すると共に、この制度の盛にかくれて、労働搾取を合法化するおそれなきよう、これが指導監督を強化すること。

- 6 児童福祉法第三十条に依る同居届の提出を周知徹底させ、勵行するよう監督指導すると共に、人身売買のおそれある業者方面に雇用された者の登録票を作成する法的措置を考慮すること。

- 7 小、中学校において長期欠席児童の理由を徹底的に調査し、人身売買の事実を発見した際は、直に關係機関に連絡すると共に就職希望者を調査して職業教育及び就職指導に力を注ぐこと。

- 8 青少年問題審議會を充実し、特に地方協議会については、中心機関を明確にし、且つ予算の措置及び経費の負担につき判然たらしむること。

三 啓蒙対策

- 1 青少年問題協議会は労働省婦人少年局の実体調査を資料として啓蒙の企画を整備し、言論その他の宣伝機關を通じて人身売買についての啓蒙的世論の喚起に努めること。
- 2 学校教育において社会科の課目に人身売買問題をとりいれて児童間に人身売買の悪習を自覚させ人権尊重の徹底を図ること。
- 3 社会教育に於て、P・T・A、公民館その他民間諸団体の活動により、親の子に対する財物視的思想を一掃すること。

(資料の三六)

昭和二十七年十一月

全国社会福祉協議会連合会

婦人福祉連絡協議会

全国婦人福祉施設連合会

婦人福祉対策要綱

一 趣 旨

独立後のわが国の社会秩序は漸次回復しつつあるが、経済生活の不安定、外国軍隊の長期駐留、国民道義の低下により風紀の頹敗を来している。

終戦後巷に犯濫した私娼、街娼は現在なお増加の傾向をたどり特定の地域には集団的に定着し、所謂赤線区域が形成され、公然と往時の公娼の様相を示しつつある現状はまことに衆心にたえない、かゝる赤線区域の存在は、ために人身売買の犯罪を増加せしめ殊に農村の不況に乘じこの種犯罪は近次益々増大の傾向をみ、純真なる婦女子の一生を誤らせる結果を生ぜしめることは婦人の福祉、人権の擁護より見て憂慮すべき事態に直面しつつあるといわざるを得ない。

健全なる民族は健全なる家庭において育成されることを想うとき、第二の国民を育成すべき崇高なる使命を持つこれ等婦女子を泥沼より救出し、また転落を防止し健全なる社会人として自立更生を援助することは母性保護と社会秩序の保持の上よりまた人道と平和を確立するために特に緊要である。

二 対 象

本要綱の対象は転落せる婦女子及び転落のおそれある婦女子保護更生の要ある婦女子をいう。

三 援護の機関（婦人福祉に関する相談その他の措置）

福祉事務所、児童相談所、生活相談所その他すべての相談機関は婦女子の生活、家庭内の問題及び一身上の問題等あらゆる事項について相談に応じ適正な保護指導に当り、その原因の除去につとめ必要のあるときは適当なる関係機関及び関係者に連絡するか收容施設を紹介する等その機能を遺憾なからしむるため特に婦人の指導職員を置くことを考慮する。

四 婦人福祉に関する各種施策の実施

（一）教化啓発対策

1 一般社会に対する教育啓発運動の展開

イ 人権尊重の精神を振興すること。

ロ 転落婦人の生活実態及び原因等について新聞、雑誌、講演会、座談会、ラジオ放送等を通じて社会の注意を喚起すること。

ハ 家庭並びに学校における純潔教育の指導を行うこと。

ニ 一般社会に対する純潔教育及び性教育並びに正しい結婚道徳についての教育を行うこと。

ホ 宗教団体、教化団体、社会事業団体、P・T・A等に対し純潔教育及び啓発運動について協力を求めること。

2 転落の危険にある婦女子に対する教育指導の実施（中学校、高等学校、職場、労働組合等を通じて）

イ 家庭、社会、国家等の道徳的倫理観を確立把握せしめること。

ロ 人格教育の高揚徹底を図ること。

ハ 純潔教育及び性教育を実施すること。

ニ 職業教育を確立して自立生活への基礎をつくること。

ホ 健全なる娯楽及び体育の指導を行うこと。

（二）経済的保護対策

1 生活援護

イ 公的扶助適用の拡大強化（生活保護法による各種扶助の拡大強化）

ロ 住宅、子女の育英等各種諸施策の強化拡充

2 生業援護

イ 低賃金制の改善

ロ 就業希望者に対する積極的職業斡旋

ハ 職業指導の強化拡充

ニ 生業、更生資金貸出しの強化拡充

（三）取締対策

1 売春処罰法を制定すること。

2 いわゆる特飲街その他集団売淫の解体を目的として取締りを強化すること。

3 人身売買の仲介者の処罰は勿論その売主（娼等）買主等も取締りの対象とすること。

（四）保護対策

1 全国主要都市に一時保護所兼相談所を設置し家出娘及び放浪している婦女子の早期発見、保護による転落防止を図ること。

2 公園、盛場、駅等に警察官の協力による家出早々の婦女子等の発見につとめ発見したものを一時保護所又は婦人寮に同行、その指導員と協力して親許復帰、その他適当の措置を講ずること。

3 民生委員、児童委員等の委員を活用して人身売買等のおそれある家庭の早期発見につとめ、これが防止を図ること。

4 婦人更生施設の機構を拡充強化して、これが機能の充分なる発揮を期すること。

5 特に婦人更生施設に職業教育の充実を図り、これ等婦女子の自立を促進援助すること。

五 総合的協議連絡機関の設置

公私婦人福祉関係諸機関の有機的な活動を推進させるため、中央各関係官公庁並びに民間諸団体の緊密な連繫により、末端機関としての地方公共団体、各警察署、職業安定課、労働基準監督署、福祉事務所、民生委員その他の関係者が相互に連絡協調を図る総合的協議連絡機関を設置し、その取締並びに保護の徹底を期すること。

（資料の三）

売春問題の対策に関する答申

昭和二十七年五月三十日婦発第七号による諮問「婦人の人権を尊重し、その福祉をはかるため、売春問題に対する対策につきその会の意見を問う」について本会は、別紙のとおり答申する。

昭和二十七年十二月二十七日

労働大臣 宛

婦人少年問題審議会 会長

現在、公娼制度は法律をもつて禁止されているにもかかわらず、旧公娼地域は全国に四百近くを数え、約一万三千余のいわゆる特殊飲食店業者が、通称赤線区域内に黙認された状態で営業をいとなみ、そこに約四万五千名に上る業態婦人が自由意志の名目で売春行為を行つてゐるがその実態は公娼制度の時代とあまりかわりない有様である。しかも、現在これら集娼地域の周辺にはこれに準ずる営業の地域が次第に拡大し、さらに、私娼、街娼が各地に拡散する傾向にあり、これがいわゆる人身売買の温床ともなり、就職難の婦人の転落を助長し、あるいは女性の肉体の切売りによつて利益をうる業者の増大、仲介業者のちようりようを許し、人道上、風教上及び公衆衛生上、重大な社会問題を形成している現状である。

婦人の真の解放をはかり、婦人の人権を擁護し、もつて婦人の地位の向上を実現するためには、このような状態は一日も放置しておくことは許されない。よつて速やかに法規の整備、取締の強化を行うとともに単独の売春禁止法を制定する一方、売春婦の保護更生ならびに一般婦女子の転落防止のための積極的な対策を樹立し、さらに本問題に関する正しい世論の啓発につとめることが必要である。なお駐留軍基地における風紀の問題については、双方の国家当局の誠意ある努力によつてすみやかに解決策を見出すことが必要である。本審議会は、かかる見地から売春問題の対策として、左のとおり要望する。

一 黙認主義を排して、売春取締を強化すること。

現行の諸法規は、売春業者の営業の禁止その他の取締りを規定しているにもかかわらず、従来旧遊廓地帯はいわゆる赤線区域として黙認されてきた。これは戦後、公娼制度廃止当時（昭和二十一年）の取締当局及び次官會議（同年十一月十四日）の基本方針が、売春制度を「社会上已むを得ざる悪」とみなし、一般子女の保護、一般社会からのこの種の地域の隔離、性病の蔓延の防止などを理由として黙認主義をとつたがためである。しかしながら、一部の女性の肉体をもつて一般子女を守るといふ考え方は基本的な人権をじゆうりんするもので、民主憲法の下容認することのできぬものであり、又、特定の地域に隔離して社会の風教を守るといふ考え方は、むしろ逆にこれらの地域を中心として私娼が拡大し、更に各所に拡散している現象によつて否定される。又性病の蔓延は事実上防止されていない。その上、この種の地域を中心に各種の設備、営業が成立するにつれて、売春そのものに対する罪悪感はいさしつあり、そのために自由意志による売春が助長されている。

さらにまた、この赤線区域内における従業婦は名目上自甘の形態をとるとはいえ、事実上、業者との間に雇用関係があり、稼き高に対して相当高率な中間搾取をうけている。このようにいわゆる赤線区域は日本における売春問題の根源をなすものであつてこれを黙認することは、人道上及び社会政策上決して許さるべきではない。よつて速やかに黙認主義を改め、関係当局において現行法規による取締りを徹底的に行うことが第

一に必要である。

二 単独の売春禁止法を制定すること。

現在売春禁止に關係ある法規としては、勅令九号、刑法、労働基準法、職業安定法、児童福祉法、性病予防法、風俗営業取締法、軽犯罪法などの関係事項があるが、売春行為そのものを取締る法令がない。地方においては、地方条例を制定しているものが現在四十一に上るが、その条文はまちまちである。世界でも、文明國とよばれる国では、すべて売春禁止令をもっている。さきに述べた取締りの強化を断行するためにも、地方条例を統一して全国一斉に売春行為の取締りを行い、売春が非合法性のものであるという觀念を國民に植えつけることが肝要である。よつて、単独の売春禁止法を速やかに制定することを国会及び法務省に要望する。

而してこの法規には、売春婦に対しては、罰金拘留等の処罰の外に保護処分規定（売春婦の保護施設への収容、保護監察の実施）を含むべきであり、売春の相手方の処罰の規定及び他人の売春により利益を得る行為に対しては、嚴罰に処する規定を含むべきである。なお、勅令九号が参議院通過当時、左の附帯決議がなされている。この決議に添うためにも、完備した法律の制定が必要である。

附帯決議要旨

勅令九号、婦女に売淫させた者等の処罰に關する法令は、婦女の人身売買防止並にその基本的人權の保護については極めて不十分である。よつて政府は右勅令の根本的な改正法案を速やかに国会に提出すべきことをここに要求する。

三 売春婦の保護、厚生対策及び一般婦女子の転落防止対策を講ずること。

婦人が売春婦となる原因には、家庭の生活苦や従来の子教育に由来する女子自身の生活能力の欠如などの経済的理由と、自暴自棄、道徳心の欠如などの精神的理由と、精神的肉体的欠陥あるものなどの特殊な理由がある。故に売春婦は、捕えて拘留や罰金に処し、また放したのでは、その原因に対する解決がはかられない以上、再びもとに戻るのみで無意味である。

故に、経済的理由のあるものには正業を与えるため施設に収容して職業指導、指導、就職あつせんなどの措置を徹底的に講じ、又精神的理由のあるものには、相当長期にわたつて親切な精神的指導を行い、その改心をまつて正業につく指導を行わねばならない。

精神的、肉体的欠陥あるものは、恒久的に保護施設に収容、監督されるべきであらう。このためには、保護施設資金、婦人更生相談所等を設置し、又現存する婦人福祉施設の改善、増設及び活用をうながすべきである。

さらに又、一般婦女子が経済的、又精神的理由から売春婦に転落することを防止するためには、身売防止資金の設定などによつて貧窮農村地域や都市の貧民層の間における子女の身売を防止すると共に、学校及び家庭、社会の教育において売春や人身売買を罪惡とする人権思想の普及及び正しい勤勞感、正常な男女關係、家庭關係確立のための教育方針が徹底されねばならない。

四 売春問題に対して正しい世論を啓発すること。

昭和二十四年度国立世論調査所の調査によれば、売春制度を必要とする意見が一般人の間に大多数（七〇％）を占めている。その理由とするところは、

(一) 結婚難の今日男性の性慾の本能を充すため已むを得ざる惡である。

(二) 一般子女を守るために必要である。

(三) 検診制度で取締つてもらえるので性病の蔓延を防げる。

などが主なものである。しかしながら売春婦を買う男性は半数が既婚者であるといわれていることから推して、性慾の本能を充すためというのは口実であると考えられる。性慾はむしろ、正常な男女關係の欠如と、红灯街の顧客誘致策に乗ぜられて、人工的に異常に刺激されているとみなされる。又一部の子女の肉体を防衛場として、一般子女を守るといふ考えはひろく流布され、有識者や母親たちによつてすら支持され易いが、これはさきにも述べたように、人權を無視するものである。その上、红灯街が公然とあることによつて、むしろその附近の一般子女までも売春婦とあやまれ、犯される危険があるのである。諸外国の例によれば、公娼街を廃止したために強姦がふえたという例はない。

むしろ、売春制度を禁止することによつて、婦人の肉体を輕んずることは不道徳であるという考えが一般化し、婦女を凌辱するような行為は、一層重大な罪であるという觀念をつくるのに役立つ。又、このような集娼制度によつて性病の蔓延が防げるといふ考えはまことに危険である。一遍に一度位の検診を週信して性病に感染した男性は非常に多い。

事実、集娼地域における売春婦の罹病率は、公表されたものを上回るものであるといわれている。故に、隔離された地域は、あやまつた安心感を与えるので危険である。

売春街に關するこのような誤つた考え方を一般人に反省させ、売春街のあることがいかに女性全体を売春婦化し、男女間の性道徳を破かいしつつかあるかを知らせることは目下の義務である。学校教育、家庭教育、社会教育において、また民間諸団体、報道機関のすべての機関を活用し

て、隔離された売春街、すなわち赤線区域の絶滅の必要をしらせ、それが今日のすべての売春問題や風紀問題の対策の根源であることについて正しい世論の啓発につとめねばならない。

五 駐留軍基地の風紀問題について対策を講ずること。

現在全国に散在する駐留軍基地附近において、駐留軍人及び随員と日本婦人の売春婦（いわゆるバンバン）との間の遊興行為から、基地附近の住民特に児童青少年に対し、風教上悪影響を及ぼす事実が多い。これに対しては、駐留軍当局が駐留軍人に対して売春婦との遊興を禁止するような措置をとることが望ましいと同時に、日本政府当局も、駐留軍人相手の売春を嚴重に取締ることが必要である。去る七月二十三日、米國上院においてなされたこの問題に関する質疑における陸軍当局の回答中に、日本を伝統的な売春国とみなす主旨の言辭があり、また駐留軍側としては日本における売春問題を単に性病予防の観点からのみ考慮するような態度のあることに対して、「日本政府は沈黙を守るべきでない。而して駐留軍人が日本の売春婦と遊興することを禁止する措置を駐留軍側に要求するためには、まず國內の断乎たる禁止方針を実行せねばならない」とはいふまでもない。基地の風紀問題は、双方の國が対等の立場に立つた、真に誠意ある、人道に基いた解決態度を前提とするものであり、この点に關して双方の真面目な努力を要望するものである。

以上の観点から審議した結果、いかなる売春関係法規並びに地方条例をもつてしても、売春取締りに對する政府の基本方針の確立なき限り、売春問題の解決はのぞみえないと結論した。

よつて当審議會は政府の確固なる方針の樹立を強く要望するとともに、当面とられるべき対策として関係当局に對し、つぎの事項の實施を要望する。

一 売春関係法規の完全実施

(一) 法務省及び國警においては、左の法令を完全に実施すること。

勅令第九号 全条文

刑 法

第七十四條、第八十二條、第二百二十三條、第二百二十五條、第二百二十七條、第二百二十八條

輕犯罪法

第一條

風俗営業取締法

第一條、第三條、第四條、第七條

警察官等職務執行法 第六條

(二) 厚生省においては左の法令を完全に實施するとともに旅館業法、食品衛生法に売春を防止し得るような従業婦の規定を入れる。

児童福祉法

第三十四條、第六十條

性病予防法

第十一條、第十五條、第二十二條、第二十六條、第二十七條

(三) 建設省においては、左の法令を完全實施するとともに都市計畫法第十條の實施にあつては、いわゆる風紀地区を設定せぬこと。

建築基準法

第四十九條、第五十二條（文教地区）

(四) 労働省においては、左の法令を完全實施すること。

労働基準法

第五條、第六條、第十七條、第五十七條、第六十三條、第六十九條

職業安定法

第三十二條、第三十三條、第六十三條、第六十四條、第六十五條

(五) 警察当局においては以上の法令の實施に際して取締を強化すること。

二 次官會議に對する要望

次官會議においては昭和二十一年十一月十四日の會議決定による「私娼の取締並びに發生の防止及び保護対策」に關して次の事項を實施することを要望する。

(一) 対策中一の(1)、「売淫行為を目的とする一切の雇傭契約並びに金錢消費貸借の無効であることを一般に徹底すること。婦女を相手としてかような契約をなし、又はなそうとした者はこれを処罰するものとする」とを再確認すること。

(二) 対策中一の(3)（備考）「社会上已むを得ない悪として生ずるこの種の行為については特殊飲食店を指定して警察の特別の取締につかせ、且、特殊飲食店は風教上支障のない地域に限定して集團的に認めるよう措置すること」についてはその取消を行うこと。

(三) 新たに売春禁止徹底の申合せをすること。

三 売春禁止法の制定並びに保護監察制度の實施

法務省は売春婦の保護処分（保護施設に收容及び保護監察の實施）を含む売春処罰法案を次期國會に提出すること。

四 保護及び転落防止対策

政府機関及び民間団体において左の諸施設の設置を要望する。

(一) 保護融資金の設置

労働省においては、売春婦解放及び身売防止資金の設置を行うこと。

(二) 売春婦収容施設の設置

法務省、厚生省及び労働省においては、左の諸施設の設置、拡充をはかること。

恒久的収容施設の設置

婦人厚生相談所の設置及び現存婦人福祉施設の増設並びに拡充強化

売春婦善導、指導機関の設置

精神的教護指導 職業補導、指導、就職斡旋の実施

五 正しい世論をつくるための教育活動の展開

文部省においては、左の事項に関し積極的な対策を樹立すること。

売春問題に関し、正しい世論をつくるための教育活動を学校、家庭、社会教育において行うこと。

民間団体、報道機関の自発的活動の促進

六 基地風紀問題に対する対策

(一) 外務省はこの問題に関し、駐留軍側と交渉を行い妥当な解決をはかること。

(二) 国警においては、現地駐留軍側と協力して取締りを完全に行うこと。

(三) 文部省は、基地周辺における児童及び青年の教育に関し、有効な対策を講ずること。

(資料の三八)

総審青第一号

昭和二十八年八月六日

中央青少年問題協議会会長

県青少年問題協議会会長宛

水害地におけるいわゆる人身売買対策について(依頼)

六、七月の大水害に遭遇した被害各県においては、生計の手段を根底より奪われ、路頭に迷うものが、増加している状況であるが、かかる情勢は、「いわゆる人身売買」事件の発生する基盤が醸成されているものとみられ、まことに憂慮に堪えない。

よつて、貴県青少年問題協議会においては、いやくも水害に伴い新たなるこの種事件の発生を見るが如きことのないよう左記により万全の備を講じられたい。

記

一 昭和二十七年三月十四日次官會議の決定に基ずく、いわゆる人身売買事件に対する関係各機関の具体的方策に従つて関係各機関の協力体制を再確認すること、特に

(一) 大多数の住民が生業を失い、転住又は転業の止むなき災害地域については、特に地元との緊密な連絡をはかり、常時情報の把握に努めると。

(二) 悪質な仲介人の進出を阻止し、職業安定機関の活動とその利用を促進するよう努めること。

二 貴協議会が主体となつて既に実施した前後措置については八月末日までに本協議会に報告すること。

(資料の三九)

総審青第五〇号

昭和二十八年十一月十一日

中央青少年問題協議会会長

各都道府県青少年問題協議会会長宛

凶作によるいわゆる人身売買事件防止について

北海道、東北地方をはじめとする、昭和九年以来の冷害による凶作は、水害に次ぐ十三号台風による被害と相まつて、いわゆる人身売買事件の発生する兆候をきたし、且これが全国的に波及するおそれが多く、はなはだ憂慮される問題であります。

よつて、貴協議会におかれては、現在実施中の第九回青少年保護育成運動の期間を契機として、この種事件のあらたなる発生を防止するため、左記により、万全を期するよう御努力願います。

記

- 一 昨年二月、本協議会が決定した「いわゆる人身売買対策要綱」、同月十四日次官会議決定をみた同対策およびこれに関連する各省庁通達にもとずき、本協議会機関誌「青少年問題」第三号を参考として、その予防のための広報活動をはじめとする諸措置の完全実施を図ること。
- 二 売買の対象となる者が多いと思われる地域では、特に学校、児童委員、福祉事務所、警察の相互連絡を密にし、常時この種事件発生の可能性のある家庭の状況は握に努めること。

(資料の四〇)

昭和二十九年二月十六日

売春問題対策協議会会長宛

婦人少年問題審議会会長

売春問題の対策に関する要望について

売春問題が人道と、風教上、及び公衆衛生上、重大な社会問題となつてゐる今日、当審議会は、去る昭和二十七年十二月二十七日、前審議会構成委員によつて決議された労働大臣の「売春問題の対策」に関する諮問に対する答申内容を全面的に支持し、貴協議会に対し、右答申書の主旨に添つて左記により対策を講ぜられるよう要望します。

記

- 一 赤線区域における娼家経営の黙認主義を排して取締ること、
昭和二十一年十一月四日次官会議了承の「私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策」中、一、公娼廃止後の風俗対策3の備考「社会上已むを得ない悪として生ずるこの種の行為については特殊飲食店等を指定して警察の特別の取締につかせ、且つ特殊飲食店等は風教上支障のない地域に限定して、集团的に認めるように措置すること」の撤回
- 二 単独の売春禁止法を早急に制定すること
その際、売春相手方の男性、他人の売春により利益を得るものに対する処置法としては、それぞれ左の方法をとる。
売春婦原則として保護、更生を目的とする処置で、教育的見地に立ち刑事処分、保護処分(保護施設への収容、保護観察など)等、数段階の処置をとること。
- 相手方の男性 刑事処分
- 他人の売春により利益をうるもの 刑事処分(厳罰)

- 三 売春婦の保護更生及び一般女子の転落防止策を禁止法制定と併行して速かに講ずること。

- ☆婦人相談所及び婦人保護、更生施設の強化、拡充。一時収容所の設置
- ☆職業指導、指導、就職、授産のあつせん措置の強化
- ☆売春防止及び売春婦更生のための就服助成資金貸付制度の設置
- ☆民生委員、児童委員、児童福祉司、母子相談員、婦人少年室協働員、各小中学校教員等末端婦人児童関係保護機関の協力による保護更生措置の強化徹底

具体的には地方事情把握の上売春婦に転落しそうな女子の早期発見につとめる。上記女子及び既に売春を業としているものの相談に応じる。生活指導を行う。職業指導、指導、就職、授産、資金貸付、生活保護の適用、一時収容、性病治療等関係機関へのあつせんを行う等。

四 売春問題に対する正しい世論を啓発すること

☆売春婦の給源地域(とくに農漁山寒村)関係機関総動員による人権の尊重、純潔の重要性、男女間の正しい交際などの啓蒙教育の強化徹底

- ☆一般子女の学校教育における同項目教育の強化
- ☆一般社会教育における同項目教育の強化普及
- 五 駐留軍基地の風紀問題についてより積極的な対策を講ずること。
- 日米合同委員会風紀対策分科委員会及び地方連絡協議会において「駐留軍人に対し日本人売春婦と遊興することを禁止する」措置を駐留軍に要求する。

そのためにも日本側の主張が貫かれるよう、国内の断乎たる禁止方針を実行する必要がある。

なお、売春問題に関しては、総合的な対策が必要であることはもちろんであります。まず第一に今国会においてすみやかに売春禁止法を制定し、これと併行して以上に述べた諸対策を講ずるようになされることを要望します。

(資料の四一)

昭和三十年九月二日

売春問題対策協議会会長

内閣総理大臣宛

いわゆる売春問題対策について

標記の件に関し、総合的根本対策を協議するため、昭和二十八年十二月十八日閣議了解の下に設置せられた当売春問題対策協議会は、売春行為等の防止及びその取締並びに売春婦の更生保護等売春に関する諸般の問題を検討した結果、総合的単独立法の必要ありと認め、該法案(仮称売春等の防止及び処分に關する法律案)の要領に参考資料を添えてここに答申する。

参考資料

第四次要綱案

転落防止及び保護更生に関する行政機構及び施設について

婦人の転落防止及び保護更生対策要綱案

会長報告

小委員長報告

(註)第四次要綱案、会長報告、小委員長報告については省略)

(要 領)

売春等の防止及び処分に關する要領

第一 主として刑事処分及び保安処分に關する部分

一 法律の目的に關し、「売春等の防止及びその取締並びに売春婦の更生保護を図ることによつて、婦女の地位及び福祉を擁護するとともに、善良の風俗を維持し、もつて社会秩序の健全な発達に寄与することである」旨を明らかにする。

二 「売春」とは、婦女が対償を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいうものとする。

三 (一) 売春をすること

- (2) 売春の相手方となること
- (3) 売春の勧誘、周せんをすること
- (4) 売春の場所を提供すること
- (5) 欺罔或は困惑等の手段により、又は親族、業務等特殊の關係を利用して売春をさせること
- (6) 売春をさせる契約の申込又は承諾をすること
- (7) しよう家の経営又は管理をすること
- (8) (5)の行為をした者が当該売春の対償の全部若しくは一部を收受、要求、約束すること
- (9) 営利の目的で、婦女に淫行をさせることを内容とする契約の申込又は承諾すること

等につき、明文をもつてこれを禁止する旨を明かにする。(但し、(8)については(5)の刑の加重原因行為であり、(9)は(8)と同一類型行為であるから、特に明文をもつて禁止する旨を明かにすることなく(5)(6)の罰条の規定に併せて規定することになる)

四 右禁止規定の違反に対しては、刑罰を科するものとする。但し、売春婦については、悪質者を除き、保安処分を付するものとする。

なお法律の目的に照し、いわゆる貸座敷、置屋、その他これに類似するもの等しう家の経営、管理等婦女の地位、福祉を阻害すること甚しい違反行為に対しては、厳罰をもつて臨むものとする。

五 刑罰規定の適用に関し、その実効を確保するため、場所の提供、し、う、家の経営、売春の対価の收受行為につき、立証を容易ならしめる適当なる推定規定を考慮する。

六 保安処分は、保護観察処分及び矯正処分の二種類とし、家庭裁判所がこれを言い渡すものとする。

七 保護観察処分は、犯罪者予防更生法に定める保護観察所が同法の規定に従いこれを行うものとする。

八 矯正処分の執行に関し、収容施設(仮称婦人矯正院)、その管理矯正教育その他の処遇につき必要なる基本的規定を置くものとする。

九 矯正処分の期間は、相対的不定期とし、仮退院、戻し収容、退院につき必要なる規定を置くものとする。

一〇 退院及び仮退院の決定又は仮退院中の保護観察については、犯罪者予防更生法に定める地方更生保護委員会又は保護観察所が関係行政機関と緊密なる連絡をとつてこれを行うものとする。

一一 売春行為者が少年である場合の処理手続については、少年に関する法令を適用するものとし、検察官は、成人である場合についても、少年の場合に準じ、すべて家庭裁判所に送致するものとし、家庭裁判所より刑事処分相当としていわゆる送送を受けた場合にのみ、一般刑事手続に則り処分することができるものとする。

その他成人の売春婦に対する家庭裁判所における処理については、少年法に準じた規定を置くものとする。

一二 家庭裁判所は、前項成人の売春婦につき、検察官に送送する場合を除き保安処分を付するか否かにつき決定をし、保安処分を付さない場合は、婦人相談所(仮称)に引き渡すものとする。

一三 成人の売春婦に対しても、その罪について、人の資格に関する法令の適用に関しては、少年法第六十条に準じた規定を置くものとする。

一四 売春婦につき、売春事件と一般刑事事件とが競合する場合、保護観察処分、矯正処分、刑事処分が競合する場合に関し、この法律の目的に

照応した調整の規定を置くものとする。

一五 必要なる経過規定を置くものとする。

第二 売春への転落防止及び保護更生に関する部分

一 対象となる婦女は

(一) 家庭裁判所において任意輔導を相当と認めて引き渡した者。

(二) 一般行政機関、社会福祉関係施設等において発見し、又は相談を受けたものであつて、その性向又は環境に照らして売春を行う虞れのある者とする。

二 転落防止及び保護更生の実施は、既存の一般行政機関、社会福祉関係施設の利用或は補充によりこれを行うことを原則とし、統一的処置を期するため、都道府県毎に、調査、鑑別、健康診断、相談、輔導を行う機関(婦人相談所)を設置し、これに一時収容施設を附置する。

前項の機関には、支所、出張所(駅前相談所を含む)を設けることができるものとする。

三 右統一的機関には、その事務を処理するため専任職員(国家公務員又は地方公務員)を置き、なお、その補助機関として婦人輔導員(仮称)制度を設けるものとする。

四 右統一的機関は

(一) 当該婦女につき、職業厚生の可能性を有する者については、相応の労働関係機関、たとえば、公共職業安定所、公共職業輔導所等に連絡する。

なお、自ら生活指導、環境の整備等を行う。

(二) 当該婦女につき、収容を必要とする者については、相応の婦人保護施設(たとえば、長期収容を必要とする場合には婦人保護寮比較的短期の収容を目的とする場合には婦人更生寮及び寮外通勤者の収容を主とする場合には婦人ホーム)へ送る。

(三) 当該婦女及びその家庭につき生活保護を必要とするときは、福祉事務所に連絡する。

(四) その他転落防止或は保護更生諸機関、たとえば、婦人少年室協助員、民生委員、児童委員、人権擁護委員、保護司等の協力を求めることができるものとする。

五 前記統一機関の専任職員に対しては、基本的自由権との関係を考慮して合理的な範囲内において、質問をさせ、又は立入り調査を行わせること

とができるものとする。

六 転落防止及び保護更生に関する総合対策を審議するため、内閣に中央児童問題審議会、都道府県に地方児童問題審議会を設け、右審議会の性格は、内閣総理大臣又は都道府県知事の諮問機関とする。

第三 その他

- 一 本要領の実施に関し、取締機関、裁判機関、矯正保護機関、転落防止及び保護更生機関の受入れ態勢を整備するに必要な予算措置を講ずるものとする。
- 二 本要領の目的達成を容易ならしめるように、旅館、飲食店等につき既存の関係法令の改正その他必要な措置を講ずる。又性病対策についても性病予防法の改正その他遺憾なき措置を講ずるよう考慮する。

婦人の転落防止及び保護更生対策要綱案 (労働省)

一 対象となる婦女

- (一) 家庭裁判所において、任意補導を相当と認めて引渡した者
- (二) 一般行政機関、社会福祉関係施設等において発見し、又相談を受けた者にしてその性行又は環境に照して転落する虞れのある者

二 方 策

- (一) 職業につく意思と能力のある者については、職業安定機関及び職業補導施設の充実により職業のあつ旋を行い、技能の修得をはかるとともに、共同作業施設の設置並びに女子就職助成資金貸付制度等により正業の確保を図ること。
- (二) 保護を必要とする者については、婦人保護寮、婦人更生寮、婦人ホーム、病院、児童福祉施設等に収容し、或は一般生活援護業務により更生をはかること。
- (三) 専任委員等により対象となる婦女の早期発見、生活指導等を行い関係諸機関により生活環境の調整を行うこと。
- (四) 世論を啓蒙指導し、社会環境の改善に努めると共に之に必要な調査及び連絡調整を行うこと。

三 行政機構及び施設

- (一) 都道府県の段階において本対策の現場的処理を行う機関(仮称婦人相談所)を設け所長以下若干名の専任職員をおく。この機関には必要に応じ一時収容施設を附置し又は支所を設けることができる。
- (二) 市町村の段階において専任の委員(仮称婦人委員)をおき右相談所の業務に協力させる。
- (三) 既存の関係行政機関及び施設を利用あるいは拡充する。
(公共職業安定所、公共職業補導所、労働基準監督署、婦人保護施設、児童福祉施設、福祉事務所、保健所、病院、診療所、駅前相談所、民生委員、婦人少年室協助力員、人権擁護委員等)

四 婦人相談所の業務

- (一) 早期発見(婦人委員その他の行政機関、社会福祉関係施設等により)
- (二) 相談
- (三) 鑑別(防止及び保護更生措置の要否、種類、程度及び方法を決定、このために必要なときは生活状態の調査及び健康診断を行う)
- (四) 紛争の処理(関係に連絡その他により)
- (五) 女子就職助成資金貸付のあつ旋(職業安定機関を通して行う)
- (六) 生活指導(生活技術及び勤労観等の涵養)
- (七) 一般行政機関及び施設への連絡移送
 - 1 職業につく意志と能力のある者については相応の労働関係機関へ連絡
 - 2 収容保護を必要とする者については相応の婦人保護施設へ移送
 - 3 生活の援護を必要とする者については社会福祉事務所へ連絡
- (八) 家庭への復帰(婦人委員を経て)
- (九) 一時収容
- (十) 一般啓蒙活動の実施(婦人の人権、性道德、勤労精神等に関して)

(一) 転落防止及び保護更生の実施に必要な調査及び関係行政機関又は関係団体との連絡
五 その他

- (一) 婦人相談所の専任職員及び婦人委員は一定の資格基準以上の者とし婦人相談所の業務に従事するものとする。
- (二) 内閣に中央亮春問題審議会、都道府県に地方亮春問題審議会を設け、亮春の転落防止及び保護更生に関する対策を総合的に審議する。右審議会の性格は、内閣総理大臣又は都道府県知事の諮問機関とする。
- (三) 婦人相談所及び婦人委員並びに共同作業施設の設置及び運営に関する経費は全額国庫負担とし、その他機関及び施設についてはその拡充整備に必要な予算措置を講ずる。

転落防止及び保護更生に関する行政機構及び施設について (厚生省)

(A) 行政機構

一 新たに設ける機関

(一) 婦人相談所(支所随意設置)

(1) 目的 府県内における婦人保護関係の統一的窓口とする。

(2) 構成

鑑別課 (医学的診断を含む)

輔導課 (1) 生活指導……家族、福祉事務所、児童相談所その他と連絡

(2) 職業更生……職安、職業補導所へ連絡

所長 (3) 審議会庶務、弘報活動

(4) 地方巡回指導……婦人福祉司による

施設課 (1) 附近一時保護所の管理

- (2) 主要駅前相談室の管理
- (3) 婦人施設の管理、指導(直轄又は委託施設)

職員 鑑別専門委員 二名

医師 (専任又は嘱託一名)

婦人福祉司 八—一〇名

事務職員 数名(一時保護所管理も含む)

(3) 業務

(1) 鑑別

(2) 一時保護

(3) 病院診療所等への移送

(4) 帰郷旅費支給

(5) 親元に帰して生活指導(福祉事務所、民生委員等を通し)

(6) 親も含めて生活保護の措置必要のとき福祉事務所へ移送

(7) 職業指導、斡旋必要のとき労働行政機関へ移送

(8) 施設収容(後記各施設へ又は条件を附し個人に委託)

(9) 司法機関へ送送(仮退院者が遵守事項を守らぬとき家裁へ差戻)

(10) 婦人保護等に関し一般啓蒙活動

(二) 専門担当職員

- (1) 一定の資格基準以上の者とする
- (2) 婦人相談所配属とし、その一部は巡回指導担当とする
- (3) 立入調査権、質問権を認める(同行権)

(4) 守秘義務を課する

二 既存の行政機関

○厚生省関係

(一) 福祉事務所

- (1) 婦人関係担当の社会福祉主事を新たに必要数増員し所要の福祉事務所に配置する。
- (2) 婦人相談所直轄の専門担当職員と連絡の下に対象者の生活保護、医療、職業更生その他の業務につき連絡調整及び直接ケース指導を行う。

(3) 民生委員の対象者指導について指導する。

(二) 民生（児童）委員

民生（児童）委員は婦人相談所、福祉事務所と密接な連絡の下に、婦人の更生保護について常時必要な指導幹旋を行うと共に担当地区の婦人の転落防止その他一般的啓蒙活動を行う。

(三) 性病病院、診療所

- (1) 性病予防法による検診者等で必要あるものは婦人相談所へ移送する。
- (2) 婦人相談所から必要に応じこれら病院等へ移送する。

○労働省関係

(一) 職業安定所、職業補導所

(二) 婦人少年室

(三) 婦人協助力

三 婦人問題審議会

(1) 府県知事の諮問機関とする。

(2) 委員は二十名程度とし、有識者、府県会議員、労働関係、民生関係官公署代表、警察、家裁、地方更生保護委員会、社会福祉関係機関、

衛生関係機関等各代表を入れる。

(3) 各司法行政機関の事務処理連絡のため特別部会を設ける。

(B) 施設

(一) 婦人の保護施設

(1) 設置

(i) 既存のものを拡充整備する

(ii) 府県が設置することができる（直轄又は委託）

(iv) 厚生大臣は必要ある場合府県に設置を命ずることができる。

(2) 施設の種類

(i) 婦人保護寮

身体又は精神に欠陥がありそのため通常の職業に就き又は通常の家庭生活を行うことの困難と認められるものを長期に亘り收容し、適当な授産その他の作業を与えるもの

(ii) 婦人更生寮

性行上相当の教護を要する者を收容し通常社会への復帰に必要な生活訓練、教養を与え且つ職業能力を附与するもの

(iv) 婦人ホーム

概ね通常社会への復帰可能な程度のもを收容し、適当な生活指導者の監督の下に寮外職場に通勤せしめるもの

(二) 主要駅前婦人相談室

婦人相談所の分室として府県が設置運営する。

四、売春関係文献目録

この目録は、明治以後現在に至るまでの売春問題に関する文献を、国会図書館、上野図書館、神崎清氏蔵書によつてまとめたもので、発行時期により戦前、戦後に分けてそれぞれ発行年次順に配列した。(戦後のものについてのみ内容欄をもうけた)
なお官庁出版物については戦後のものだけを関係官庁別にとりまとめた。

◎戦前のもの

著者名	書名	発行所	発行年度
津田真道	娼婦論		明治6
エムジェン・ト	娼婦論		11
末兼八百吉	日本情交之変遷		20
ウィリアム・サンガー 土屋良平訳	万国娼妓沿革		23
瓢念舎夢雲居士	娼妓の味方		23
安枝武雄	娼婦同盟会演説集		23
村山三郎	存娼実論		23
島田三郎	公娼の害		23
木下尚江郎	娼婦の急務		33
不	娼妓と人権		33
加藤弘之	娼妓存廃の断案		33
中島広晃	遊女考(百家叢書第一編之内)		44
栗本耐勝	売春の害毒及びその予防(近世医学叢書十四編)	南江堂	44
川崎正子	公娼制度撤廃の是非		44

著者名	書名	発行所	発行年度
山根直次郎	日本花柳史	山陽堂	大正2
郭清子	欧州諸國醜業公認制度廃止運動		2
西原柳雨	川柳吉原志	育英書院	5
市場学而郎	公娼と私娼		6
上村行彰	公娼研究 売られゆく女		7
京都警察衛生課 ジュンヤトリー	私娼取締考		11
中山太郎	衛生、倫理、行政上より觀察したる巴里公娼論	不二書院	11
青山俊文二	売笑三千年史	春陽堂	2
山本馨雄	変態遊里史(変態十二史第十卷)	文芸資料研究会	2
宮川曼魚	花街漫録	鈴蘭社	2
豊井子	江戸売笑記	批評社	2
濱本二郎	娼婦遊廊考		2
木村宇佐治	世界性萎縮制度史	大同館	2
関口典堂	法律の観たる娼制度	東京興信新報社	2
本山桂川	吉原徒然草	江戸文学選集刊行会	2
本山桂川	長崎花街篇	春陽堂	3
新清会、婦人矯風会、 娼婦連盟	各国婦女売買の実情		3
道家斎一郎	売春論考		3
草間八十雄	浮浪者と売笑婦の研究	史話出版社	3
副見橋雄	帝都における売淫の研究		3

著者名	書名	発行所	発行年度
永田宗二郎	品川遊廓史考	品川三業組合	昭和4
上村行彰	日本遊里史	春陽堂	4
松川二郎	全国花街めぐり	誠文堂	4
倪生求馬	欧州における売淫制度、警察制度研究資料十八冊		4
喜多壮一郎	売淫犯罪科学全集第九編		5
廓清会他	国際連盟における婦女売買問題		5
山野迎辰雄	社会制度と奴隷制度	明文堂	5
沖野岩三郎	娼妓解放哀話	中央公論社	5
草間八十雄	女給と売笑婦		5
ウイリス	ロンドンの白奴		5
日本遊覧社	全国遊廓案内		5
伊藤秀吉	紅灯下の彼女の生活	実業の日本社	6
高橋桂二	現代女市場	赤坂閣	6
伊藤秀吉	日本娼妓運動史	廓清会	6
市原源之助	アメリカの売淫		6
中里右吉郎	幕末開港ラッシュヤメン娼情史	赤坂閣	6
高橋桂二	日本性生活史		7
永見文太郎	検閲制度の沿革 明治大正売笑娼風俗史第一分冊		7
野沢一郎	深川狹斜史	雲峯閣	9
平井蒼太	浪遊娼婦志	浪楓書店	9
野瀬力太郎	売笑問題対策協議会議事要録		9

著者名	書名	発行所	発行年度
大隅未広	日本公娼制度論		昭和10
伊藤喜久男	花街年表	耕古堂	11
小島光枝	売笑問題と女性		11
市川伊三郎	新吉原遊廓略史		11
草岡八十雄	灯の女蘭の女		12
〃	芸妓娼婦紹介巻に関する調査	中央職業紹介事務局	12
〃	闇の笑話		12

◎戦後のもの

著者名	書名	発行所	発行年度
滝川政次郎	売笑制度の研究 (遊里、遊女、男娼、かげま亭に関する史的研究所)	穂高書房	昭和23
竹中勝男	街娼、実態とその手記 (京都社会福祉研究所が中心となつて行つた調査研究の報告)	有恒社	24
住谷悦治	婦人の世紀と現代売笑婦の生態(売春問題特集)	東和社	24
本高太郎、金子進二、 太田典礼、南博、 赤松俊子他十一名	売笑なき国へ		24
神崎清	(主要目次)娼館売笑街の生活・ある有名な売笑婦の告白・家出娘の分析・偷落の淵に立ちて)	一灯書房	24
雷吹周 (吉原病院院長)	肉体の白書 (主要目次)女体の検診・貞操への抗議・苦悩する吉原・吉原の横顔・淋病反応試験)	東和社	24

著者名	書名	(内容)	発行所	発行年度
渡辺洋二	街娼の社会学的研究 (主要目次「街娼の流通現象・街娼の社会集団とその行為様式並に社会関係・街娼の生活」)		開明堂	昭和 25
森本正一	特飲街とは何か 縦横から見た問題の実態 (新潟事件裁判における証言の記録)		更生新聞社	25
神崎清	娘を売る町 —— 神崎レポート —— (主要目次「教育と生活環境・少女の人身売買・法律と売笑娼・集団売笑娼の実態・転落から更生」)		新興出版社	25
高崎節子	混血児 (主要目次「混血児の歴史・混血児の母とパンパンと・七つの人種が一つの芝生に・白い芽・黒い芽」)		磯部書房	27
伊藤秀吉	売春のない日本に (主要目次「戦後日本売春娼の現状・世界売春政策の現状・集娼妓樓禁止論・娼娼事後策」)		社会教育協会	26
相良武雄	赤線区域白書 日本真像 (主要目次「死に臨んで訴える・私は誰に抗議すればいいのか・妻となつた私の苦悩をこえて・私の生涯を踏みにじつたもの」)		蒼樹社	28
清水幾太郎 上田庄三郎 共編	基地の子 (主要目次「この事実をどう考えたらよいのか」 「主要目次」アメリカの兵隊・富士をけがすもの・パンパンと兵隊の都市・赤線区域の町と村・かわいそうな混血の子		光文社	28
西田実	基地の女 (主要目次「基地に寄生する立川・女と駐留兵と閉居・資本家の放蕩となつたパンパン・基地の女の素顔・基地の子の生活について」)		河出書房	28
森本正一	赤線区域とは		更生新聞社	28

◎官庁出版物

著者名	書名	(内容)	発行所	発行年度
著者名	パンフレット 「売春をなくしましょう」		昭和	28
神崎清	夜の基地 (主要目次「米軍性的進駐史・現地報告・街娼・混血児」)		河出書房	28
本庄しげ子	人身売買		同光社	29
中村三郎	日本売春取締考		日本風俗研究会	29
神崎清	売春 (英省町・特飲街・基地の売春問題について)		青木書店	30
椎名隆	第二十二特別国会 売春問題		洋々社	30
著者名	雑誌「厚生」九月号所載 婦人福祉年表 (高橋英祥作成)		昭和	27
厚生省	性病白書		昭和	28
警視庁 (防犯部保安課)	売春等取締条例施行の状況		昭和	25
法務省 (法制意見第四局)	「闇にさく花」(売春等取締の状況を記録)		昭和	25
法務省 (人権擁護局)	売春及び人身売買関係主要国立法例(その一)		昭和	27
法務省 (人権擁護局)	人権擁護月報第一号		昭和	27
法務省 (検務局)	売春取締関係資料集		昭和	27
法務省	婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約集		昭和	27

昭和30年 4月30日現在 労働省婦人少年局調

九五

九四

(三) 駐留軍基地周辺散娯数一覧表

昭和28年5月 厚生省公衆衛生局防疫課調

県名	地名	A (洋娯)	B (街娯)	C (その他の散娯)	計	駐留軍施設 所在の有無	娯楽等取締 執行の有無
青森県	入市の大仙橋加藤小太所大入館敷列二木島八立府福町西北西南橋掛津堤大田富中忠勝崎那蘇那宮原主名大原寺大布野田興神西主名代西原興江堤福小多橋那八志橋津門佐藤別千敷札	35	9	200	243	+	+
岩手県	宮城	30	10	10	50	+	+
宮城県	仙台	30	10	10	50	+	+
秋田県	秋田	1,000	50	200	1,250	+	+
山形県	山形	680	150	370	1,200	+	+
福島県	福島	250	10	90	350	+	+
茨城県	水戸	60	10	70	140	+	+
栃木県	宇都宮	12	10	10	32	+	+
群馬県	前橋	51	10	70	131	+	+
埼玉県	さいたま	150	10	160	320	+	+
千葉県	千葉	700	40	40	780	+	+
東京都	東京	40	250	100	390	+	+
神奈川県	横浜	250	40	260	550	+	+
新潟県	新潟	300	20	300	620	+	+
富山県	富山	150	20	180	350	+	+
石川県	金沢	40	720	2,050	6,240	+	+
福井県	福井	1,200	50	200	1,450	+	+
山梨県	山梨	150	50	200	400	+	+
長野県	長野	500	50	300	850	+	+
岐阜県	岐阜	300	50	350	700	+	+
静岡県	静岡	200	100	100	400	+	+
愛知県	名古屋	100	300	500	900	+	+
三重県	津	2,500	300	500	3,300	+	+
滋賀県	大津	70	30	80	180	+	+
京都府	京都	100	10	110	220	+	+
大阪府	大阪	300	10	210	610	+	+
兵庫県	神戸	300	10	310	610	+	+
奈良県	奈良	80	10	90	180	+	+
和歌山県	和歌山	200	10	210	410	+	+
徳島県	徳島	50	10	60	120	+	+
香川県	高松	20	30	50	100	+	+
愛媛県	松山	301	12	313	624	+	+
高知県	高知	95	4	99	198	+	+
福岡県	福岡	62	120	1,075	1,257	+	+
佐賀県	佐賀	54	80	100	234	+	+
大分県	大分	103	80	1,180	1,363	+	+
熊本県	熊本	630	10	80	720	+	+
鹿儿岛県	鹿児島	1,500	700	2,700	4,900	+	+
沖縄県	沖縄	23	200	340	563	+	+
宮崎県	宮崎	300	50	350	700	+	+
鹿児島県	鹿児島	500	25	525	1,050	+	+
熊本県	熊本	800	2,500	1,000	4,300	+	+
大分県	大分	55	40	95	190	+	+
佐賀県	佐賀	70	30	100	200	+	+
福岡県	福岡	1,650	25	30	1,705	+	+
熊本県	熊本	30	30	60	120	+	+
鹿児島県	鹿児島	220	50	270	540	+	+
沖縄県	沖縄	24	200	30	254	+	+
宮崎県	宮崎	120	160	30	310	+	+
鹿児島県	鹿児島	200	80	320	600	+	+
熊本県	熊本	160	90	350	600	+	+
大分県	大分	910	60	350	1,320	+	+
佐賀県	佐賀	26	25	51	102	+	+
福岡県	福岡	366	24	64	454	+	+
熊本県	熊本	67	102	102	371	+	+
鹿児島県	鹿児島	473	25	508	986	+	+
沖縄県	沖縄	257	20	267	544	+	+
宮崎県	宮崎	70	70	140	280	+	+
鹿児島県	鹿児島	120	70	190	380	+	+
熊本県	熊本	90	50	140	280	+	+
大分県	大分	40	40	80	160	+	+
佐賀県	佐賀	100	400	300	800	+	+
福岡県	福岡	28,199	5,894	10,890	44,983	+	+

註、駐留軍施設所在の有無及娯楽等取締執行の有無について、有は……+、無は……-、であらわす。

(二) 都道府県別種類別売春娯楽一覧表

昭和28年5月 厚生省公衆衛生局防疫課調

県名	(1) 地区数	(2) 営業数	娯楽種類	娯楽別	散娯組 (3)	娯楽数 (4)
					A 洋娯 B 街娯 C その他	A B C 計
北海道	49	843	料理店・飲食店	旅館	224	1,033
青森県	9	477	料理店・飲食店	旅館	1,007	75
岩手県	19	118	飲食店・料理店	旅館	12	10
宮城県	65	93	飲食店・料理店	旅館	1,040	150
秋田県	63	235	料理店・飲食店	旅館	18	12
山形県	8	41	料理店・飲食店	旅館	492	—
福島県	40	261	料理店・飲食店	旅館	6	54
茨城県	98	302	料理店・飲食店	旅館	13	269
栃木県	13	269	料理店・飲食店	旅館	27	269
群馬県	24	215	喫茶・飲食店	旅館	24	215
埼玉県	20	195	喫茶・飲食店	旅館	20	195
千葉県	21	1,250	喫茶・飲食店	旅館	21	1,250
東京都	28	973	喫茶・飲食店	旅館	28	973
神奈川県	30	175	喫茶・飲食店	旅館	30	175
新潟県	41	505	料理店・飲食店	旅館	41	505
富山県	2	133	料理店・飲食店	旅館	2	133
石川県	16	161	料理店・飲食店	旅館	16	161
福井県	3	87	料理店・飲食店	旅館	3	87
山梨県	16	244	料理店・飲食店	旅館	16	244
長野県	16	303	料理店・飲食店	旅館	16	303
岐阜県	58	500	料理店・飲食店	旅館	58	500
静岡県	60	713	料理店・飲食店	旅館	60	713
愛知県	30	286	料理店・飲食店	旅館	30	286
三重県	8	127	料理店・飲食店	旅館	8	127
滋賀県	13	1,072	料理店・飲食店	旅館	13	1,072
京都府	16	987	料理店・飲食店	旅館	16	987
大阪府	18	542	料理店・飲食店	旅館	18	542
兵庫県	3	48	料理店・飲食店	旅館	3	48
奈良県	31	471	料理店・飲食店	旅館	31	471
和歌山県	4	73	料理店・飲食店	旅館	4	73
徳島県	5	62	料理店・飲食店	旅館	5	62
香川県	10	224	料理店・飲食店	旅館	10	224
愛媛県	31	574	料理店・飲食店	旅館	31	574
高知県	28	270	料理店・飲食店	旅館	28	270
福岡県	2	75	料理店・飲食店	旅館	2	75
佐賀県	9	162	料理店・飲食店	旅館	9	162
大分県	5	79	料理店・飲食店	旅館	5	79
熊本県	23	175	料理店・飲食店	旅館	23	175
鹿児島県	87	1,146	料理店・飲食店	旅館	87	1,146
沖縄県	56	278	料理店・飲食店	旅館	56	278
宮崎県	62	700	料理店・飲食店	旅館	62	700
鹿児島県	32	411	料理店・飲食店	旅館	32	411
熊本県	62	322	料理店・飲食店	旅館	62	322
大分県	16	144	料理店・飲食店	旅館	16	144
佐賀県	14	141	料理店・飲食店	旅館	14	141
計	1,288	16,810	50,018		29,202	8,315

- 註 1. 地区数………本県地域をなしている地区の数。
 2. 娯楽別………表面上飲食店として届出ているか、下宿業として届出ているかその区分の中のもの列挙。
 3. 散娯
 A (洋娯)………散娯の中で主として外人を相手とする者。但し所謂オンリーの形態のものは含まない。
 B (街娯)………主として自ら街路に立つて主として日本人の娯楽を行う売春娯。但しAの洋娯を併記したもの。
 C (その他の散娯)………主として自ら街路に立つて娯楽を行わない散娯であつて次の形態のもの。
 既記、特定又は不特定箇所(飲食店、旅館、下宿、民宅、その他)で娯楽を行つて誘致した客、又は自発的に来た客に対して売淫行為をなす娯楽娯及び特定箇所(旅館、飲食店等)の求めに応じて出かけてゆきそこで売淫行為を行つた娯娯、並びにこれらに類似する娯娯。但し、A洋娯を併記したもの。
 4. 娯娯 A 娯娯を行わないもの。
 B 娯娯を行うもの。
 C これに類するもの………所謂、酌婦、だるま等と呼ばれる娯娯のものと先の散娯のC (その他の散娯)に含まれるものは除く。
 5. 本調査は28年度以降行われていない。

2. 売春事犯被疑者調

警察庁調

区 別	年令別	14年	14年以上	16年以上	18年以上	計	20年以上	25年以上	30年以上	計	総 数
		未	未	未	未		未	未	未		
總 数		4	28	185	2,852	3,069	13,357	5,626	3,322	22,305	25,374
教育程度	小学以下	1	22	62	1,010	1,095	5,469	3,368	2,369	11,207	12,302
	中学以上	3	6	105	1,539	1,653	6,308	1,570	723	5,601	10,254
	高等学校以上	-	-	18	303	321	1,580	688	230	2,497	2,818
	計	4	28	185	2,852	3,069	13,357	5,626	3,322	22,305	25,374
現 職	料飲関係接客業	2	5	21	479	557	2,812	1,143	603	4,558	5,118
	事務員又は店員	-	-	2	13	15	157	93	21	271	286
	女学生その他	-	2	1	7	10	83	32	11	126	136
	計	1	7	24	570	498	824	351	157	1,332	1,830
配 偶	未既婚	4	28	185	2,852	3,069	13,357	5,626	3,322	22,305	25,374
	有配偶者	-	-	3	17	20	907	931	705	2,543	2,563
	計	4	28	188	2,869	3,089	14,264	6,557	4,027	24,848	27,937
	計	4	28	185	2,852	3,069	13,357	5,626	3,322	22,305	25,374
家 庭 生 活 状 況	上中下	-	1	2	21	24	148	45	39	232	256
	流 流 流	-	1	37	712	750	3,549	1,027	397	4,973	5,723
	計	4	26	146	2,119	2,295	9,660	4,554	2,866	17,100	19,395
	計	4	28	185	2,852	3,069	13,357	5,626	3,322	22,305	25,374
前 職	農 漁 業	-	2	23	139	164	842	403	182	1,427	1,591
	料理関係接客業	-	4	37	328	369	2,914	1,305	876	5,095	5,464
	事務員又は店員	-	-	8	121	129	734	396	124	1,254	1,383
	女学生その他	-	1	17	149	167	798	317	119	1,234	1,401
動 機	生活不満足	2	3	34	545	584	1,240	660	431	2,334	2,908
	好奇心	2	18	66	1,570	1,656	6,829	2,545	1,587	10,961	12,617
	計	4	28	185	2,852	3,069	13,357	5,626	3,322	22,305	25,374
	計	4	28	185	2,852	3,069	13,357	5,626	3,322	22,305	25,374
再 犯 係	初 犯	4	27	144	1,592	1,767	5,483	2,323	1,303	9,109	10,876
	再 犯	-	1	41	1,260	1,302	7,874	3,303	2,019	13,196	14,498
	計	4	28	185	2,852	3,069	13,357	5,626	3,322	22,305	25,374
	計	4	28	185	2,852	3,069	13,357	5,626	3,322	22,305	25,374

(四) 昭和29年中における売春事犯の検挙状況及び被疑者調

1. 売春事犯検挙状況調

警察庁調

その他の法令	売春等取締条例		性病予防法		法令および犯罪類型別			
	そ の 他	売 春 行 為	等 (第二十七条) を知つて娼館勧誘 を病者であること	病者の売 (第二十六条)	区 分	実 人 員	男 女 別	検 挙 送 致 別
565	2,716	39	7	-	3,300	男	検	目
1,203	16,657	12,001	33	234	29,917	女	挙	本
536	2,189	36	6	-	2,744	男	送	人
1,050	7,592	4,535	30	82	13,153	女	致	朝
11	549	1	-	-	561	男	検	鮮
14	100	16	4	-	130	女	挙	人
11	387	1	-	-	399	男	送	そ
14	94	11	3	-	120	女	致	の
2	11	1	-	-	14	男	検	他
2	12	3	-	-	17	女	挙	外
2	11	1	-	-	14	男	送	国
2	10	2	-	-	14	女	致	人
578	3,276	41	7	-	3,975	男	検	總
1,299	16,769	12,020	37	234	30,064	女	挙	数
549	2,587	38	6	-	3,157	男	送	
1,066	7,696	4,548	33	82	13,287	女	致	

(1) 現在の住居

	実数	%
自宅	36	22.4
下宿	19	11.8
間借	73	45.3
宿屋	8	5.0
住居不定	3	1.8
住込	8	5.0
不明	14	8.7
計	161	100.0

(2) 同居者の種類

	実数	%
夫(+その他)	8	5.0
子(+その他)	13	8.0
夫と子	3	1.9
他人	41	25.5
その他	25	15.5
不明	63	39.1
同居者なし	8	5.0
計	161	100.0

(3) 初めて売春婦になった時の状態

	実数	%
処女	20	12.4
処女ならず	134	83.2
無回答	7	4.4
計	161	100.0

(4) 売春婦になつてからの年数

	実数	%
半年未満	69	42.8
1年未満	34	21.1
2年	33	20.5
3年	15	9.3
3年以上	7	4.4
不明	3	1.9
計	161	100.0

(5) 転落の動機

	実数	%
生活苦	91	56.5
好奇心	13	8.1
家庭不和	6	3.7
虚栄心	10	6.2
自暴自棄	9	5.6
失墮	1	0.6
強姦	4	2.5
甘言	10	6.2
友達の勧誘	7	4.4
その他	8	5.0
不明	2	1.2
計	161	100.0

(6) 月収

	実数	%
5,000円未満	4	3.4
5,000～10,000	21	17.7
10,000～15,000	23	19.2
15,000～20,000	21	17.6
20,000～30,000	31	26.1
30,000円以上	19	16.0
計	119	100.0
平均	17,021円	

注 不明を除去した上での百分比である

(7) 場所

	実数	%
自宅	8	5.0
宿屋	109	67.7
公園	3	1.9
その他の屋内	12	7.4
無回答	29	18.0
計	161	100.0

(8) 相手

	実数	%
日本人	78	48.5
白人	61	37.9
その他	2	1.2
無回答	20	12.4
計	161	100.0

(9) 性病の有無

	実数	%
ある	35	21.7
ない	112	69.6
不明	14	8.7
計	161	100.0

(10) 検挙された回数

	実数	%
1回	76	47.2
2回	36	22.4
3回	10	6.2
4回	5	3.1
5回	3	1.9
不明	31	19.2
計	161	100.0

(五) 売春婦並びにその相手方についての調査結果概要

東京地方検察庁調査
労働省婦人少年局調査

調査の概要

○調査期日 昭和27年9月上旬～12月中旬

○調査対象 東京都内において売春等取締条例違反として、上記期間中に検挙され地検に送致された男女で、売春婦 161名、相手方の男性44名についてまとめたもの。

○調査方法 東京地方検察庁において取調べの際、取調べ係官により調査表に記入。

1 売春婦について

(1) 売春婦の本籍地

	実数	%
北海道	3	1.9
東北地方	21	13.0
関東地方	90	55.9
中部地方	23	14.2
近畿地方	12	7.5
中国地方	3	1.9
四国地方	2	1.3
九州地方	6	3.7
不明	1	0.6
計	161	100.0

(2) 年令

	実数	%
16～20才	35	21.7
21～25	78	48.5
26～30	34	21.1
31～35	9	5.6
36才以上	5	3.1
計	161	100.0

(3) 学歴

	実数	%
小学校程度	89	55.3
中学校程度	67	41.6
専門学校以上	5	3.1
計	161	100.0

(4) 親の職業

	実数	%
農漁林業	16	9.9
商工業	22	13.7
俸給生活者	13	8.1
労働者	6	3.7
自由業	4	2.5
サービス業	3	1.9
その他	1	0.6
無職	35	21.7
不明	61	37.9
計	161	100.0

(5) 本人の職業 (現職)

	実数	%
サービス業	39	24.2
事務従事者	3	1.9
看護婦	-	-
工員	-	-
農業者	-	-
その他	2	1.2
無職	116	72.1
不明	1	0.6
計	161	100.0

(6) 結婚の状況

	実数	%
未婚	78	48.4
有夫	17	10.5
離婚	34	21.2
死別	20	12.4
別居	4	2.5
不明	8	5.0
計	161	100.0

(7) 両親の有無

	実数	%
両親あり	53	32.9
父のみ	14	8.7
母のみ	42	26.1
なし	38	23.6
不明	14	8.7
計	161	100.0

(8) 子供の有無(既婚者のみ)

	実数	%
0人	28	37.3
1人	25	33.3
2人	11	14.6
3人以上	4	5.4
不明	7	9.4
計	75	100.0

(9) 生活程度

	実数	%
とても苦しい	42	26.1
少し苦しい	41	25.5
普通程度	60	37.3
楽な方	17	10.5
不明	1	0.6
計	161	100.0

(六) 風 紀 に 関 する 世 論

国 立 世 論 調 査 所 調 査
 勞 働 省 婦 人 少 年 局 調 査

調 査 の 概 要

○調 査 期 日 昭和28年3月14日～30日

○調 査 対 象 及 び 方 法 層 化 多 段 無 作 為 抽 出 法 に よ っ て 選 ん だ 全 国 40 都 市 の 20 才 才 ち 59 才 才 までの男女
 3,000名について面接調査したもの。
 回収率85.3%

質 問 と 結 果

質 問 終戦後、所謂、遊廓等の公娼は、廃止になりましたが、現在でもそれに似た場所があります
 が、そういう所で商売している女達（売春婦）に、あなたは、どんな感じを持たれますか。

同 情 的	同 情 的	18
	比較的同情的	11
	小 計	29
反 感 的	反 感 的	32
	比較的反感的	12
	小 計	44
	どちらともいえない	4
	別になんとも感じない及不明	23
	計	100%

質 問 そういう所の女達は、どうして、その様な、商売に入つたのだと思いますか。その他の理由は
 ありませんか。

社会的理由	主として生活難等、経済的原因	63
	その他（家庭の不和、敗戦の結果等）	7
	生活難とその他	4
	小 計	64
	個人的動機	13
	どちらともいえない	3
	個人的 } 両方	13
	社会的 }	
	不 明	7
	計	100%

質 問 どういう事情があるにせよあいうことをするのは、ともかく悪いことだと思いますか、そう
 は思いませんか。

肯 定 的	罪悪である	78
	悪いことではない	9
	仕方ない	3
	一概にいいない	7
	不 明	3
	計	100%

質 問 男の人がそういう所で女遊びすることを、どう思いますか、……そういう所で遊ぶことは、悪
 い事だと思いますか。悪いことではないと思いますか。

	悪いことではない	7
	何ともいえない	16
	悪 い	76
	不 明	1
	計	100%

2 売春婦の相手となつた男性について

(1) 年 令

	実 数	%
17 ~ 20	3	6.8
21 ~ 25	15	34.1
26 ~ 30	12	27.3
31 ~ 35	5	11.4
36 ~ 40	3	6.8
41才以上	6	13.6
計	44	100.0

(2) 学 歴

	実 数	%
小学校程度	11	25.0
中学校程度	15	34.1
専門学校以上	18	40.9
計	44	100.0

(3) 職 業

	実 数	%
俸給生活者	23	52.3
自 由 業	8	18.2
商 工 業	4	9.1
勞 務 者	2	4.5
そ の 他	4	9.1
無 職	3	6.8
計	44	100.0

(4) 月 収

	実 数	%
5,000円未満	1	2.3
5,000～10,000	9	20.4
10,000～15,000	11	25.0
15,000～20,000	7	15.9
20,000円以上	11	25.0
な し	3	6.8
無 回 答	2	4.6
計	44	100.0
平 均	14,798円	

(5) 結婚の状況

	実 数	%
未 婚	28	63.6
有 妻	14	31.8
死 別	2	4.6
計	44	100.0

(6) 子供の有無（既婚者のみ）

	実 数	%
0 人	4	25.0
1 人	4	25.0
2 人	4	25.0
3 人以上	4	25.0
計	16	100.0

(7) 家庭の状況

	実 数	%
円 満	41	93.2
不 和	-	-
不 明	3	6.8
計	44	100.0

(8) 室 数

	実 数	%
1 室	19	43.2
2 室	6	13.6
3 室	4	9.1
4 室	1	2.3
5 室以上	1	2.3
不 明	13	29.5
計	44	100.0

(9) 遊びに行つた動機

	実 数	%
誘惑されて	15	34.1
性的興味	21	47.7
妻側の故障	2	4.6
そ の 他	6	13.6
計	44	100.0

(10) 遊びに行つたときの状態

	実 数	%
酒をのんでいた	33	75.0
酒をのんでいなかった	10	22.7
無 回 答	1	2.3
計	44	100.0

(11) 場 所

	実 数	%
娼 婦 の 家	15	34.1
宿 屋	23	52.3
自 動 車 内	2	4.5
その他の屋内	3	6.8
その他の屋外	1	2.3
計	44	100.0

(12) 遊んだ回数

	実 数	%
1 回	9	20.5
2 回	4	9.1
3 回	7	15.9
4 回	1	2.3
5 回以上	10	22.7
不 明	13	29.5
計	44	100.0

ことは出来ると思いますか。

なくすることが出来る	10 (15)
少なくすることは出来る	45 (65)
何ともいえない	5 (7)
出来ない	4 (6)
不明	5 (7)
小計	69 (100%)
何ともいえない	14
あつた方がよい	17
計	100%

質問 必要とされている点と弊害とを両方考えた上で、今の社会にとってそういう所はあつた方がよいと思いますか。ない方がよいと思いますか。

あつた方がよい	35
何とも云えない	14
ない方がよい	47
不明	4
計	100%

質問 (なくすことができる、少なくすることができるというものの) それでは、なくすために (少なくするために) はどうしたらよいと思いますか。

取 締 め	17 (31)
一定地域営業規格の厳正化	5 (9)
男女の自覚、教養を高める	11 (21)
職を与える、生活を保障する	9 (17)
その他	6 (11)
不明	11 (21)
小計	55 (100%)

あつた方がよい	45
なくしたいがなくせない	
計	100%

質問 それでは、なくすため (少なくするため) に法律で禁止するのはどうでしょうか。

賛 成	37
反 対	37
態度不明	26
計	100%

質問 外人相手の女達 (売春婦) をあなたはどのように思いますか。

同情的	10
同情的 { 比較的同情的	11
小計	21
反感的	44
反感的 { 比較的反感的	16
小計	60
どちらともいえない	2
別に何とも感じない、不明	13
外人相手の女のととは全然知らない	4
計	100%

質問 そういう女達がいるために、どんな弊害があると思いますか……その他は
性病の伝染 6

質問 妻帯者 (おくさんのある人) が行くのはどうですか……独身者でも悪いと思いますか。

誰が行つても悪いことではない	1
やむを得ない場合もある	46
絶対に悪い	52
不明	1
計	100%

質問 男の女遊びが悪いと思うのは何故ですか。

家庭不和の原因	29
性病の伝染	30
金の浪費	12
堕落不良化の原因	11
犯罪の原因	5
女の人格の冒瀆	2
道徳上	14
風紀上	5
その他	7
不明	13
計 (M. A.)	100%

質問 この問題については、そういう売春をする女達を家に置いて商売をさせている業者 (経営者) があるわけですが、そういう業者 (経営者) については、どう思いますか。そういう事を商売にするのは、悪いと思いますか。そうは思いませんか。

悪いことではない	11
商売だから仕方ない	14
悪い	70
不明	5
計	100%

質問 それでは、そのような場所は、社会にとって何か必要な点があると思いますか。必要だと思われる点は、全然ないと思いますか (あるという者に) どんなことですか。その他には、

必要と思う	27
ある程度必要	25
不必要	38
何とも云えない	3
不明	7
計	100%

必要性の理由

男の本能慰安	16
女性の保護	19
風紀秩序の維持	4
その他	5
不明 (不備を含む)	8
計	52%

質問 実際には、なくなるかどうかは別として、あなたの気持としては、なくしたいと思いますか、そうは思いませんか。

あつた方がよい	17
何ともいえない	14
なくしたい	69
計	100%

質問 実際問題としてそういう所はなくすことが出来ると思いますか。やり方によつては、少なくする

(七) 戦後新たに発生した集娼地域の売春の実情についての結果概要

労働省婦人少年局

調査の概要

○調査期日 昭和29年6月中

○調査対象 戦後新たに発生した赤線、青線、基地周辺などの集娼がある33都道府県より
地域50ヶ所(赤線青線30 基地周辺20)
業者 約350名
売春婦 600名(このうち166名については個別調査を行った)
についてまとめたものである。

○調査方法 国警、自治警、労働基準監督署、等関係機関の既存資料、現地視察による調査及び業者、売春婦とのとんだん会形式による面接調査により行った。

I 地域に関する事

1 以前はどんな場所であつたか
(赤線、青線)

計	30
住宅地	6
商店街	3
公園	1
住宅地、空地	1
遊廓	4
遊廓、商店街	1
空地	3
その他	11

(基地周辺)

計	20
住宅地	8
商店街	3
住宅地、商店街	3
住宅地、文教地、公園	1
空地	1
その他	4

2 環境と附近の主要建築物
(赤線、青線)

計	30
学校幼稚園	6
住宅地及び公会堂、神社、公民館、児童相談所等公共物	8
商店街	7
一般から隔離している	9

3 飲食設備の有無状況(赤線、青線)

計	飲 食 店 名 儀				旅 館 下 宿 合
	小 計	飲食設備あり		飲食設備 な し	
		普 通	名 目 だけ		
30	21	4	4	13	9

II 業者に関する事

1 地域における業者の娼家経営経験状況

地域	計	赤線青線	基地周辺
営業経験状況			
計	50	30	20
戦前からの者ばかり	1	1	0
大部分が戦前から	9	7	2
戦前と戦後半々	7	5	2
大部分が戦後から	16	8	8
戦後はじめた者ばかり	14	8	6
不明	3	1	2

混血児の出生	10
風紀、道德の低下	19
子供の教育上	33
年頃の青年男子に刺激を与える	4
娘、若い女に悪影響を及ぼす	10
漠然と年頃の青少年に	7
日本人として劣等感を感ずる	4
その他	3
不明	18
弊害なし	4
外人相手の女のことは知らない	4
計	100%

質問 そういう女達がいなければ何か困ることがあると思いますか……どんなことですか。

困ることがある	37
一般婦女への危害	30
一般市民への危害(家宅侵入等)	4
土地がさびれる	2
その他	1

何となく困る(はつきりしないが困るような気がするというもの)	5
不明	16
外人相手の女のことは知らない	4
困ることがない	38
計	100%

質問 それではそういう弊害をさけるために、どうしたらよいと思いますか。その他基地の風紀問題の対策について何か御意見はありませんか。

駐留軍への要望	
駐留軍が撤退してほしい	15
本国から女をつれて来てほしい	3
その他	3
人目につかぬようにしてほしい	24
取締の強化、法律の強化	12
更生の道を与えよ(職を与えよ)	10
本人の自覚反省を促す	26
学校教育家庭の指導により青少年の不良化を防ぐ	6
その他	5
小計(M.A.で合計は多くなる)	62
不明	34
外人相手の女のことは何も知らない	4
計(M.A.)	100%

(注) M.A. (Multiple Answer) とは一つの質問に対して一人で二つ以上答えてよいもので、従つて計は100%以上となる。

9 将来どうするつもりか

地域種	計	赤線	青線	基周
将来への考え				
計	60	38		22
生活の道さえ立てば早く 転業したい	19	8		11
当分仕方がない	14	10		4
このままつづける	24	20		4
その他	3	0		3

10 現在世論に上っている売春等処罰法をどう思うか

地域種	計	赤線	青線	基周
処罰法 に対する考え方				
計	55	35		20
当然取締られるべきと思う	2	2		0
取締られても仕方がない	16	8		8
どんな法律が出て平気(そんな ものは通用すると思われない)	21	14		7
取締るなどけしからぬ	9	6		3
その他	7	5		2

Ⅲ 売春婦に関すること

(その1 金 般 事 項)

1 店で客をとるとき指図する人

地域種	計	赤線	青線	基周
指図する人				
計	50	30		20
店の主人	5	2		3
その他おみさん	14	10		4
主人、おみさん	12	5		7
主人、おみさん、雇マダム	1	0		1
主人、おみさん、仲居	1	1		0
仲居	8	8		0
仲居、おばあちゃん	1	1		0
指図なし	6	2		4
不明	2	1		1

2 売春婦への指図内容(M.A.)

地域種	計	赤線	青線	基周
指図内容				
計	85	63		22
客の制当	19	14		5
約束の時間がきたことを 知らせる	24	18		6
部屋のかざりつけ	8	7		1
服 装	14	11		3
化粧	9	6		3
寝 具	9	6		3
礼儀、作法	1	0		1
その他生活全般	1	1		0

3 店に入る時の契約の有無

地域種	計	赤線	青線	基周
契約の有無				
計	50	30		20
契約した	37	20		17
契約しない	11	10		1
不明	2	0		2

4 契 約 内 容

地域種	計	赤線	青線	基周
契約事項				
計	120	78		42
給 金 の 事	19	13		6
サービス代の事	14	8		6
休 日 の 事	7	6		1
仕 事 時 間	10	7		3
仕 事 内 容	11	8		3
衣 食 費	6	6		0
食 部 屋 代	26	13		13
前 借 金	15	6		9
その他	10	10		0
その他	2	1		1

2 公職、名誉職への進出状況

地域種	計	青線	基周
公職、名誉職			
計	73	31	42
県 町 村 会 議 員	13	6	8
市 町 村 長	3	0	3
教 育 委 員	3	0	3
民 生 委 員	10	5	5
P T A 役 員	34	12	22
町 村 会 役 員	1	1	0
その他	9	8	1

3 地域業者組織の有無

地域種	計	有	無
組織の有無			
計	50	44	6
赤線青線	30	27	3
基周	20	17	3

4 地域業者組織の構成

地域種	計	業者のみ	業者と 売春婦	不明
構成				
計	44	30	13	1
赤線青線	27	20	6	1
基周	17	10	7	0

6 経営難のときの資金調達状況

地域種	計	赤線	青線	基周
資金調達方法				
計	54	33		21
日頃の貯えをあてる	8	3		5
親類から借りる	7	4		3
知人から借りる	14	7		7
その他の個人から借りる	6	4		2
金融機関から借りる	15	11		4
生業資金を借りる	0	0		0
その他	4	4		0

5 地域業者組織の上部組織への加入状況

地域種	計	加入して いる	加入して いない	不明
加入状況				
計	44	23	20	1
赤線青線	27	20	7	0
基周	17	3	13	1

7 業者の現在の職業をどう思っているか

地域種	計	赤線	青線	基周
自家経営 に対する考え				
計	73	41		32
よくないと思う	17	8		9
恥しい	2	1		1
仕方がない	25	11		14
正業と思っている	11	8		3
世の中のためになつていと思う	17	12		5
その他	1	1		0

8 自分の子供に及ぼす影響をどう思っているか

地域種	計	赤線	青線	基周
子供 に及ぼす影響				
計	51	32		19
非常によくない	7	5		2
よくない	27	16		11
影響ない	8	4		4
むしろ人生勉強になる	7	6		1
その他	2	1		1

9 生理日の客をとる状況

地域種	計	休む	休まない	休んだり休まなかつたり
計	50	17	19	14
赤線青線	30	5	13	12
基地周辺	20	12	6	2

10 売客行為に対する報酬のとりまえ

地域種	計	赤線	青線	基地周辺
売客のとりまえ	計	50	30	20
客の支払った料金の	3分	1	1	0
客の支払った料金の	4分	16	11	5
客の支払った料金の	5分	15	12	3
客の支払った料金の	6分	3	0	3
客の支払った料金の	4分又は5分	4	3	1
客の支払った料金の	全額	4	1	3
その他	3	0	3	
不明	4	2	2	

11 部屋代

地域種	計	赤線	青線	基地周辺
支払の有無	計	50	30	20
業者のとりまえ以外に支払わぬ	31	23	8	
業者のとりまえ以外に支払う	6	1	5	
客1回につきいくば	2	1	1	
その他	4	1	3	
業者のとりまえなく、月決の部屋代制	7	4	3	
不明				

12 食費

地域種	計	赤線	青線	基地周辺
食費	計	50	30	20
業者のとりまえ以外に支払わない	小計	25	17	8
2	食	11	7	4
3	食	10	9	1
不明	4	1	3	
業者のとりまえ以外に支払う	小計	17	9	6
1,000円以上2,000円未満	1	0	1	
2,000 ~ 3,000	3	2	1	
3,000 ~ 4,000	5	4	1	
4,000 ~ 5,000	3	2	1	
5,000円以上	5	1	4	
不明	8	4	4	

5 売客婦1人当り1晩の客数

地域種		計			赤線青線			基地周辺		
客数	項目	平均	多いとき	少ないとき	平均	多いとき	少ないとき	平均	多いとき	少ないとき
	計	50	50	50	30	30	30	20	20	20
0	人	0	0	12	0	0	9	2	0	3
1		6	1	20	4	0	12	4	1	8
2		11	2	6	7	2	4	5	0	2
3		14	4	0	9	3	0	1	1	0
4		7	6	2	6	3	1	0	3	1
5		1	11	1	1	2	1	0	4	0
6		0	7	0	0	6	0	0	1	0
7		1	2	0	1	2	0	0	0	0
8		0	2	0	0	2	0	0	0	0
9		0	3	0	0	2	0	0	0	0
10	人以上	0	5	0	0	1	10	0	1	10
不	明	10	7	9	2	2	3	8	5	6

6 お茶ひきの状況

地域種	計	赤線	青線	基地周辺
お茶ひきの状況	計	50	30	20
小計	44	26	18	
月1回	2	2	0	
2	5	3	2	
3	3	3	0	
4	2	2	0	
5	2	0	2	
6回以上10回未満	8	6	2	
10回以上	10	7	3	
不明	12	3	9	
なし	4	4	0	
不明	2	0	2	

7 どんな方法で客をとるか (M.A.)

地域種	計	赤線	青線	基地周辺
客のとり方	計	101	55	47
自分でよお	22	10	12	
自然に入ってくるのを待つ	35	20	15	
ポン引(其の他がつれてくる)	17	8	9	
呼び出される	18	13	5	
その他	8	4	4	
不明	2	0	2	

8 休日 (月何回か)

地域種	計	1回	2回	3回	4回	自由にとる	なし	不明
休日回数	計	50	7	3	1	1	14	9
赤線青線	30	5	2	1	0	8	11	3
基地周辺	20	2	1	0	1	6	4	6

18 月 収 入

地域種		計			赤 線 青 線			基 地 周 辺		
金額	項目	平 均	多い人	少ない人	平 均	多い人	少ない人	平 均	多い人	少ない人
	計	50	50	50	30	30	30	20	20	20
	5,000円以下	2	0	4	1	0	2	1	0	2
	5,000円以上10,000円未満	2	2	13	2	1	11	0	1	2
	10,000 ～ 15,000	11	2	11	10	2	7	1	0	4
	15,000 ～ 20,000	5	3	5	4	2	3	1	1	2
	20,000 ～ 25,000	7	2	8	3	2	3	4	0	5
	25,000 ～ 30,000	9	3	0	4	3	0	5	0	0
	30,000 ～ 35,000	4	12	1	2	8	0	2	4	1
	35,000 ～ 40,000	1	2	0	1	1	0	0	1	0
	40,000 ～ 45,000	0	7	0	0	2	0	0	5	0
	45,000 ～ 50,000	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	50,000 ～ 55,000	2	2	0	0	1	0	2	1	0
	55,000 ～ 60,000	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	60,000 ～ 65,000	0	4	0	0	3	0	0	1	0
	65,000 ～ 70,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	70,000円以上	0	3	0	0	1	0	0	2	0
	不 明	6	7	8	2	3	4	4	4	4

19 月 支 出

金額	地域種	計	赤線	青線	基 地 周 辺
	計	50	30	20	
	5,000円以上	5	4	1	
	5,000円以上10,000円未満	2	2	0	
	10,000 ～ 15,000	5	2	3	
	15,000 ～ 20,000	4	3	1	
	20,000 ～ 25,000	5	4	1	
	25,000 ～ 30,000	0	0	0	
	30,000 ～ 35,000	0	0	0	
	35,000 ～ 40,000	0	0	0	
	40,000 ～ 45,000	1	0	1	
	50,000円以上	0	0	0	
	不 明	28	15	13	

20 支出項目とその順位 (赤線、青線)

項目	順位	計								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
計		176	30	30	29	27	16	14	11	9
衣 類		27	23	3	0	0	0	1	0	0
道 具		14	0	6	1	1	1	2	0	1
化粧品		27	0	11	10	6	0	0	0	0
衛生具		13	0	2	1	4	1	2	1	2
食 事		13	5	2	1	0	0	3	2	0
食 間		16	1	1	1	1	3	2	3	2
タ バ コ		23	1	0	9	6	4	0	0	1
映 画		19	0	1	2	4	5	2	1	2
結 髪		19	0	1	3	4	2	2	4	2
医 療		1	0	1	0	0	0	0	0	0
風 呂		1	0	0	1	0	0	0	0	0
送 金		3	0	2	0	1	0	0	0	0
貯 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0

13 寝 具 代

寝具負担状況	地域種	計	赤 線	青 線	基 地 周 辺
計		50	30	20	
ふとん、枕、シーツ、客のねまき一切業者持ち		23	11	12	
ふとん、枕、シーツ、業者もち		1	0	1	
ふとん、枕、客のねまき業者もち		1	1	0	
ふとん、枕、業者もち		8	6	2	
ふとんだけ業者もち		10	9	1	
客のねまきだけ業者もち		1	0	1	
全部売替もち		4	2	2	
不 明		2	1	1	

註 客のねまき、シーツの洗濯代、その他すべて破損した場合の修繕代は女が支払う。

14 性病治療費の負担者

負担者別	地域種	計	赤 線	青 線	基 地 周 辺
計		50	30	20	
売 春 婦		42	25	17	
売 春 婦 と 業 者		2	1	1	
売 春 婦 と 組 合		4	2	2	
組 合		1	1	0	
不 明		1	1	0	

15 検診実施度

実施状況	地域種	計	赤 線	青 線	基 地 周 辺
計		50	30	20	
1 ケ 月	1 回	1	0	1	
	2 回	2	2	0	
	3 回	1	1	0	
	4 回	2	1	1	
	5 回	2	2	0	
1 週	1 回	27	20	7	
	2 回	7	1	6	
	3 回	3	0	3	
そ の 他		2	1	1	
検 診 な し		3	2	1	

16 売春婦だけの組しき

組織の有無	地域種	計	有	無	不 明
計		50	17	32	1
赤 線 青 線		30	13	16	1
基 地 周 辺		20	4	16	0

17 組 合 費 (月額)

会費	地域種	計	赤 線	青 線	基 地 周 辺
計		17	13	4	
250円		1	1	0	
200		2	2	0	
100		4	4	0	
60		1	1	0	
50		2	1	1	
30		1	1	0	
20		2	1	1	
10		1	1	0	
ナ シ		1	1	0	
不 明		2	0	2	

3 育つた家の生活状況

生活状況	計	楽だつた	普通	苦しかつた	とても苦しかつた	不明
地域種						
計	166	21	65	58	18	4
赤線青線	96	10	39	36	11	0
基地周辺	70	11	26	22	7	4

4 どんな方法で今の商売を知ったか

方法	計	本や新聞で知った	友人から聞いた	その他の人から聞いた	街でみていた	その他	不明
地域種							
計	166	6	78	32	16	27	7
赤線青線	96	1	44	21	8	20	2
基地周辺	70	5	34	11	8	7	5

5 どんな考えでこの商売をえらんだか (M. A.)

理由	計	赤線青線	基地周辺
計	222	124	98
生活苦	90	54	36
収入をふめ	59	37	22
好む趣味	8	1	7
虚栄心	3	2	1
友達の勧誘	15	6	9
自暴自棄	19	9	10
家庭不和	15	7	8
その他	12	7	5
不明	1	1	0

6 自分の姉や妹がこの商売をすることに賛成するか

項目	計	賛成	不賛成	不明
地域種				
計	166	7	132	27
赤線青線	96	2	81	13
基地周辺	70	5	51	14

7 この商売にはいることを勧めた人又いろいろ世話してくれた人があるか

世話人等の有無	計	あ	る	ない	不明
地域種					
計	166	166	11	37	52
赤線青線	96	73	7	30	26
基地周辺	70	43	4	7	26

21 支出項目とその順位 (基地周辺)

項目	順位	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
計		96	18	17	15	13	8	8	7	6	4
衣類		18	12	4	2	0	0	0	0	0	0
道化粧品		6	0	1	0	0	2	0	1	0	2
衛生具		12	0	3	4	5	0	0	0	0	0
食料		7	0	0	1	1	1	3	0	0	1
食料		13	3	5	3	0	0	0	1	1	0
食料		9	1	2	1	0	1	1	1	1	0
食料		13	0	2	3	5	1	1	1	1	1
食料		7	0	0	0	0	1	3	1	0	0
食料		6	0	0	0	1	2	0	2	1	0
食料		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
食料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食料		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
食料		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
食料		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

注 回答内容不明の2地域をのぞく。
1位のみ上記2地域以外の18地域より回答あり。
2位以下は漸次地域回答が減少している。

IV 売春婦に関する事

(その2 個別事項)

1 両親の有無状況

地域種	両親の有無											不明	
	計	実父 母あり	実父 母なし	父のみ	母のみ	実父 母あり	実父 母なし	父のみ	母のみ	義父 母あり	義父 母なし		
比率	100	30.7		6.7	29.5		4.8	4.8	3.6	1.2	1.8	14.5	2.4
計	166	51		11	49		8	8	6	2	3	24	4
赤線青線	96	27		9	26		6	5	1	0	2	16	4
基地周辺	70	24		2	23		2	3	5	2	1	8	0

2 既婚者の子供の有無

子供の有無	合計	あ	る	無	不明
地域種					
合計	73	50	35	9	4
赤線青線	42	30	20	8	1
基地周辺	31	20	15	1	3

8 今の自分の商売をどう思うか

地域種	感じ方									
	計	つらい	悪い	怖い	仕方がない	何んとも思わぬ	面白い	たのしい	その他	不明
計	166	33	10	23	79	8	5	3	3	2
赤線青線	96	25	4	11	48	2	2	1	2	1
基地周辺	70	18	6	12	31	6	3	2	1	1

9 将来どうするつもりか

地域種	将来への考え							
	計	結婚したい	自分で商売したい	誰かの世話になりたい	このままつづけたい	その他	何も考えない	不明
計	166	71	53	6	7	8	16	5
赤線青線	96	53	25	0	3	5	8	2
基地周辺	70	18	28	6	4	3	8	3

10 売春等処罰法をどう思うか

処罰法に対する考え	地域種		
	計	赤線青線	基地周辺
計	166	96	70
禁止されるのが当然	24	15	9
生活保障があれば禁止されてもよい	20	20	0
禁止されても仕方がない	2	0	2
禁止されると困る	26	12	14
禁止しても効果はない	16	8	8
禁止する事はけしからぬ	5	3	2
売春婦の必要あり	11	11	0
意見なし(無知、無関心)	47	22	25
その他	1	0	1
不明	14	5	9

(八) 婦人福祉施設 (特殊婦人寮)

厚生省社会局生活課 昭和30年5月調

府 県 別	施設	名	委託団体	収定員	現在員	受産種目
宮 城 県	婦人厚生寮	聖友会	聖友会	30	18	ミソソ縫製作業、袋はり(ミソソ)、クリーニング、刺しゅう、造花、手袋、模様附、袋張り
神 奈 川 県	新婦人厚生寮	聖友会	聖友会	10	6	電気器具部品加工、農産物がし
愛 知 県	新婦人厚生寮	聖友会	聖友会	30	76	洋裁、縫物、手芸
大 阪 府	新婦人厚生寮	聖友会	聖友会	30	28	洋裁、縫物、縫製、縫製加工
兵 庫 市	新婦人厚生寮	聖友会	聖友会	30	41	洋裁、縫物、縫製
福 岡 県	新婦人厚生寮	聖友会	聖友会	30	35	洋裁、縫物、縫製
計	17	17	17	655	628	ミソソ縫製作業、袋はり(ミソソ)、クリーニング、刺しゅう、造花、手袋、模様附、袋張り

一九五五年一〇月二〇日印刷
一九五五年一〇月二五日発行

編集兼 東京都千代田区大手町一の七
発行人 労働省婦人少年局

印刷人 石 崎 武 治
印刷所 中和印刷株式会社